

アジア経済が通貨・金融危機の痛手から立ち直り、ようやく成長軌道に戻りつつあるようである。OECD発表によれば、今年度のアジア経済の成長率は、地域的格差はまだあるものの、軒並み昨年より回復しつつあると予想しており、アジア開発銀行総裁の「アジア経済は、底打ち」発言を裏付ける動きは各種の経済指標で確認されるようになってきた。

この90年代後半のアジア通貨・金融危機は、開発途上国の高金利と為替安定が期待されるなかで、大量に流入した短期資金が一挙に流出に転じ、外貨準備が枯渇した経常収支の危機であり、開発途上国の経済制度・構造がグローバルな金融資本市場の展開に整合性が保てなかったことに原因があった。このため、この危機の深さと広さは、各国の経済制度・構造、特に金融システムの整備状況や短期資金流入速度に左右された。タイ、インドネシア、韓国等では、国内金融システムの未整備のまま資本取引の自由化を急いだことなどによって危機が深刻化した。これに対し、台湾、シンガポール、中国等の中華系途上国は外貨準備を備える一方、為替、資本の規制を堅持し、国内貯蓄と直接投資中心の開発計画を維持してきたため、比較的危機は軽微ですんでいる。

通貨危機後、不良資産を抱えた脆弱な金融セクターを抱える途上国では、会計基準や情報開示制度の確立、金融監督体制の強化等の金融インフラ整備を進めつつ、先進国や国際機関の協力を得て、市場規律を活用したメカニズムの採用を図り、各国それぞれの実情に即した金融・経済改革を進めていく方向にある。

こうした世界経済に途上国が組み込まれて行くなかで、非効率的で政府依存度の高い農業・農村金融の改革はどのようになっていくのであろうか。農業という産業が市場経済にとってはまさに「不得手な領域」であるだけに、グローバル化時代の市場メカニズム採用だけでは、その問題の解決は難しい。また、海外農業との競争と国内他産業との比較において劣後する農業に対する資金還流手段もまた、市場メカニズムを基本としつつも、これだけでは不十分で、政府の果たす役割が重要であると同時に、日本の農協に類似した協同組織金融の役割も、農村部の資金仲介に重要な役割を果たす可能性を秘めている。

市場メカニズム機能を活かし政府が安定的なマクロ運営を行い、農業を輸出産業として発展してきたタイにおいても、農業競争力強化のための政府支援の方向として農業・農業協同組合銀行などの公的金融の役割強化をあげており、また、社会主義的計画経済体制から自由化を歩むインドにおいても、農村部での市場メカニズムの浸透のなかで地域農村銀行と信用農協系統の相対的な地位向上が指摘されている。

今月号は、通貨危機後のアジア途上国における農業、農村の現状や農村金融についての特集号である。世界的規模で市場化が進むなかであっても、非市場的色彩の強い農業等の経済分野の展開においては、人口、社会、歴史等の各国それぞれの具体的要因の下で、多様な発展モデルが存在する可能性があるものと思われる。

今月のテーマ

通貨危機後のアジア農業・農村金融の行方

今月の窓

(株)農林中金総合研究所常務取締役 伊藤浩二

通貨危機後の産業構造改善の可能性

経済調整期におけるタイの食料輸出 室屋有宏 — 2

市場原理導入と政府介入の論理

インドの農村金融改革 須田敏彦 — 25

食品需要の変化と食品産業の発展

中国食品産業の現状 阮 蔚 — 64

談話室

WTO時代の日本農業

早稲田大学教授 西川 潤 — 62

外国事情

アジアの金融再編と不良債権問題

高橋良晴 — 83

情勢

97年度の農協経営の動向について

内田多喜生 — 95

統計資料 — 104

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

経済調整期におけるタイの食料輸出

—— 通貨危機後の産業構造改善の可能性 ——

〔要 旨〕

1. タイは世界有数の食料輸出国であり、輸出比率、現地調達比率が高い産業特性からも、通貨危機後の輸出が期待されていたが、現実にはその伸びは予想したほどでなかった。加工農産品（アグロ製品）の輸出は、価格競争力の回復と輸出市場のシフトにより他の農産品に比較し好調であったが、通貨バートの上昇もあり輸出環境は99年に入り悪化している。
2. タイの輸出食料部門は、アグロ製品を含め、原材料調達、食品技術、海外市場障壁、金融システムなど国内的にさまざまな問題に逢着しており、一方で海外需要の低迷、競合国との競争激化等から、産業構造改善が中長期的な観点から必要になっている。そのためには食品産業が担う加工段階だけでなく、原材料を供給する農業部門、両者を調整したり支援する政府の役割など、食料部門にかかわる主体間での革新的な結合が求められる状況にあらう。
3. 通貨危機後、大手アグリビジネス企業は、かつての多角化から事業選別、コアビジネスとしてのアグロインダストリーへの特化を強めている。また、輸出市場での競争激化もあり、川下の販売力、外食産業を重要視する動きがみられる。しかし、企業内部構造の変革を通じ中長期的に生産性をどう改善していくのかという点は、現状明確に出てきていない。
4. タイ政府は経済的、社会的な観点から、通貨危機以後、食料部門に非常に注目するようになり、海外の支援もこの分野に集中している。日本などの支援もあって、官民協力を通じた産業構造改善の試みとして、産業政策、中小企業政策、公的金融の拡充などが行われているが、これらは従来のタイにおける政府の役割を超えた領域でもある。
5. 歴史的に官民ともに自由主義的な色彩の強いタイにあって、部分的にせよ官民協力の経済モデルの導入はさまざまなリスクを抱える実験的な含意がある。しかし、タイにかぎらず農村部を深く堆積させているアジア諸国において、グローバル化、自由化導入だけでは長期的な経済発展は難しい面があり、市場経済を前提としつつも、それぞれの国ごとに政府と民間との間で有効な協同関係を確立することが、経済開発において重要であらう。

目 次

はじめに

1. 通貨下落後のタイの食料輸出の変化

- (1) 明暗分けたタイの食料輸出
- (2) アグロ製品の輸出状況

2. タイのアグリビジネス企業における変化

- (1) 食料輸出の競争力条件の変化
- (2) アグリビジネス企業の対応
- (3) 明確とはいえない競争力改善の方向

3. 食料部門の競争力改善と政府の役割

- (1) 食料輸出の変遷と政府の歴史的役割
- (2) タイにおける政府の支援体制
- (3) 拡充される制度金融と中小企業支援
- (4) 「サターバン」による官民協力
- (5) タイにおける官民協力の可能性

はじめに

タイは世界有数の食料輸出国であり、その発展は歴史的に海外市場に誘引されたものであった。輸出比率、現地調達比率が高い食料部門は、通貨危機以後、むしろそのメリットを享受できる産業として期待されたが、現実には食料輸出の伸びはかならずしも予想された程ではなく、その後通貨バースが安定を取り戻すと輸出はいちだんと減速している。こうしたタイの食料輸出の動きの背後には、何があるのだろうか。本稿では、通貨危機後の食料輸出を市場、企業、政府の次元で考察し、タイの食料生産の置かれている競争力の構造を明らかにしてみたいと思う。

アジア危機後の主な関心がマクロ経済の安定化に集中していたこともあって、ミクロ産業部門の再生という視点は希薄だった。だが、今後も国際通貨市場の変動を通

じて、産業の比較優位構造が短期的に変化し、それに伴い産業構造調整が頻繁に迫られるリスクは避けられないなかで、中長期的にどのように産業競争力を再構築していくかが非常に大きな課題となっている。タイの食料生産については、輸出、雇用面への期待から内外において支援が強まっており、従来と異なる官民協力による産業構造改善が模索されているが、こうした政策の持つ意義や可能性についても検討してみたい。

1. 通貨下落後のタイの食料輸出の変化

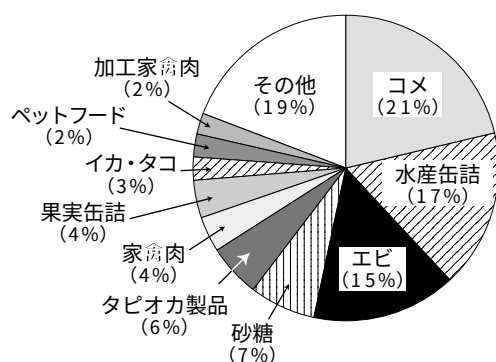
(1) 明暗分けたタイの食料輸出

土地供給の制約が強くかつ戦後の激しい人口増加を経験したアジア諸国では、食料増産・自給が農業政策の中心であり、農業は基本的に生存のための産業である。これに対して、タイは戦前からのコメを中心に

海外需要に反応しながら商業的農業が発展しており、戦後も輸出向けに新規農産物を開発しながらタイのリーディング産業であり続けた。特に、1980年代以降になると工業化が進む一方で、缶詰、鶏肉、エビなどの加工農産品（以下ではアグロ製品）の生産も急速に拡大し、それを担うアグリビジネス企業も巨大化した。^(注1)

経済成長の過程でGDPに占める農業、食品加工産業（以下では両者を合わせて便宜的に食料部門と呼ぶ）のウェイトは低下傾向にあるものの（96年で農業の対GDP比率は11.0%、食品・飲料産業は4.1%（製造業全体の14.4%））、輸出ないし雇用などでみた場合、食料部門は依然としてタイの最大産業であるといっている（第1図）。食料輸出というカテゴリーでみれば、98年の額4,021億バーツは全体の18%を占め、これは機械・同部品の3,646億バーツ、電子・同部品の2,348億バーツを上回っている。しかも、食料輸出の場合、川上の原材料調達から川中の加工部門までほぼ国内での供給・生産体制ができており、外貨獲得に寄与するネット輸出は他産

第1図 タイの輸出食料品構成（1998年）



資料 National Food Institute (1999)

業に比べると非常に高い。^(注2)

一方、国内での産業連関が浅い工業分野では、タイが担当するのは主に加工組立部分の労働投入であるため、生産額に比較して付加価値は小さい。機械・同部品に分類されるコンピュータ・同部品は3,161億バーツの輸出額に対し輸入は840億バーツであり、電子・同部品に該当する集積回路・同部品では輸出929億バーツを大きく上回る1,489億バーツが輸入されている。外貨獲得源と並んで、食料セクターは雇用への貢献度も非常に高い。97年において、タイの労働力人口の46%にあたる1,410万人が農業に従事しており、非農業就業者1,680万人のうち推定で66万人が食品産業に就業している。^(注3)

通貨危機後のタイにとって外貨獲得と雇用維持といった最大の経済課題を、国内調達比率、輸出比率が高く、かつ雇用吸収力のある食品セクターに期待されたのは、しごく当然のところでもあった。では、実際のところ食料輸出はどう変化したのか、^(注4) パーツ建て輸出額の推移からみてみよう（第1表）。

ここでは農産品、アグロ製品、工業製品に分けて比較してみたい。まず、農産品に関しては通貨下落の効果より市況そのものに影響され、コメを除けば総じて不振であった（現在メイズは国内消費が中心になっている）。これに対してアグロ製品は95～96年には通貨、賃金上昇等から輸出が伸び悩んでいたものが、97年以降には再び増加に転じている。ただし、伸び率は工業製品のそれをかなり下回っており、期待したほど

第1表 タイの主要農産品の輸出額の推移

(単位 100万バツ, %)

		1995年	96	97	98	97/96	98/97
戦前からの主要農産品	コメ	48,627	50,737	65,088	86,801	28.3	33.4
	ゴム	61,261	63,370	57,447	55,411	△ 9.3	△ 3.5
	小計	109,888	114,107	122,535	142,212	7.4	16.1
	対輸出総額(%、ポイント)	7.8	8.1	6.8	6.3	△ 1.3	△ 0.5
戦後に伸びた農産品	砂糖	28,752	32,080	31,494	26,609	△ 1.8	△ 15.5
	メイズ	549	430	536	855	24.7	59.5
	タピオカ	18,253	20,649	22,457	22,092	8.8	△ 1.6
	小計	47,554	53,159	54,487	49,556	2.5	△ 9.0
	対輸出総額(%)	3.4	3.8	3.0	2.2	△ 0.8	△ 0.8
アグリビジネス製品	缶詰	53,291	57,125	73,659	93,890	28.9	27.5
	うち水産缶詰	37,495	38,699	54,696	73,142	41.3	33.7
	パイナップル缶詰	5,763	6,511	5,903	6,925	△ 9.3	17.3
	エビ	50,302	43,400	47,184	58,342	8.7	23.6
	冷凍鶏肉	10,047	9,398	11,272	17,040	19.9	51.2
	小計	113,640	109,923	132,115	169,272	20.2	28.1
	対輸出総額(%、ポイント)	8.1	7.8	7.3	7.5	△ 0.5	0.2
工業製品	繊維製品	142,441	118,521	147,402	183,025	24.4	24.2
	機械・同部品	160,937	196,343	264,028	364,622	34.5	38.1
	電子・同部品	130,246	137,451	178,792	234,829	30.1	31.3
	電機機器	102,848	106,569	134,865	161,821	26.6	20.0
	自動車・二輪車	16,341	18,848	33,581	53,561	78.2	59.5
	化学製品	9,630	13,598	20,739	22,371	52.5	7.9
	小計	420,002	472,809	632,005	837,204	33.7	32.5
	対輸出総額(%、ポイント)	29.9	33.5	35.0	37.3	1.5	2.3
	輸 出 総 額	1,406,311	1,412,111	1,806,699	2,247,454	27.9	24.4

資料 タイ中央銀行“Quarterly Bulletin”から作成
(注) 対輸出総額の97/96, 98/97はポイント差。

大幅なものではなかった。また、アグロ製品のなかでも、冷凍鶏肉、水産缶詰のように大きく伸びた製品と、エビ、パイナップル缶詰などでは明らかに伸びに格差がみられる。

一方で、外資系が中心を担っている機械、電子等の輸出の伸びは高く、また内需産業である自動車、化学などでも、国内販売の極端な不振に直面し稼働率を引き上げるために、金額こそ小さいものの輸出向けにシフトする動きが急速だった。特に、自動車は日本での生産を現地にシフトしてで

も生産水準の確保を図る動きがあり、予想以上に早い段階で輸出にこぎつけた。ここでは、輸出産業と内需産業との間で、当初想定された通貨下落効果の非対象な影響は直接的には妥当していない。

(注1) 末廣(1987)(1988)、拙稿(1996)を参照。

(注2) タイの輸入食料は、輸出食料の原料が国内で自給できない農産品、飼料原材料が中心であり、全体の輸入は792億バツ程度である。第1位は輸出ツナ缶詰に使用されるマグロで、これだけで187億バツ、総食品輸入の23.4%を占める。次いで自給ができない酪農製品116億バツ(14.5%)、飼料原料となる大豆ミールなどが105億バツ(13.1%)、小麦などの穀物100億バツ(12.5%)、が主なものである。

(注3) NFI(1999) p.12, 98年5月21日のNation誌は食品産業の従事者を97年で169万人としている。

(注4) ドル建てはパーツの大幅下落もあって、96年の輸出総額557億ドルは97年には575億ドルへと3.3%の増加したが、98年には前年比5.3%マイナスの545億ドルとなっている(対ドル期中平均、97年31,364パーツ、98年41,522パーツ、99年6月36,940パーツ、対円3.27円)。

(2) アグロ製品の輸出状況

ネット外貨獲得額、また雇用調整がほとんどなく、好調な企業収益などを考慮すれば、アグロ製品は輸出向け機械、電子とならんで通貨下落の恩恵を最も享受した産業であったといえる。^(注5)しかし、食料輸出の伸びは全体では期待した

ほど大幅でなかったのは、輸出金額だけでなく輸出数量の動きからも確認できる。

今年の輸出数量を96、94年と比較してみると、ほぼ鶏肉を例外にして過半の品目で減少している(第2表)。

野菜、果実などで作柄変動の影響が大きく出た面があるにせよ、輸出数量ベースの減少は全般的にみえる。食料の場合、供給が需要に対して弾力的でなく、また需要の価格弾力性が低いために過剰生産になりやすい構造があ

るが、現実の食料需給はより複雑で個別品目ごとでかなり異なっている。いずれにせよ、工業製品のように通貨下落による外貨建て価格低下が輸出数量の増加をもたらすような効果は、食料輸出では一般的に顕現していないといえよう。

主要アグロ製品のケースは他の農産物に比較して、通貨下落効果と輸出市場シフトに対し弾力的に対応できた例といえる。タイにとって日本市場は、エビ、鶏肉、水産缶詰といった主要アグロ製品の中心的市場であったが、95年以降の円高修正と景気後退の長期化で対日輸出は減少傾向が強まっ

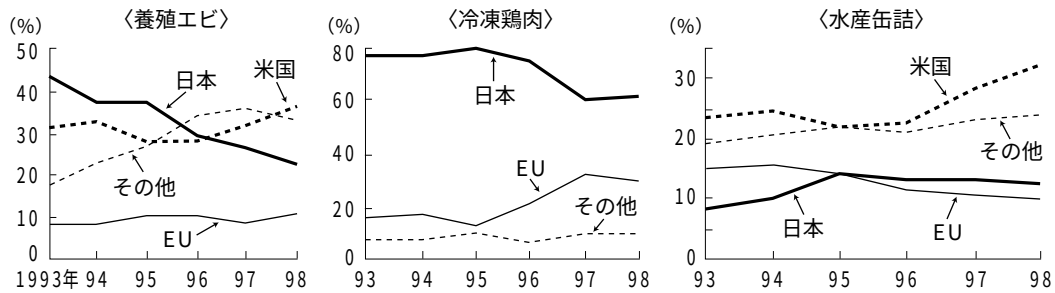
第2表 タイの食料輸出数量

(単位 トン、%)

		1994年	96	98	98/94	98/96
農産品	コメ	4,858,639	5,460,224	5,414,392	11.4	△ 0.8
	メイズ	143,654	53,909	121,795	△ 15.2	△ 125.9
	タピオカ製品	5,667,962	4,632,832	3,447,690	△ 39.2	△ 25.6
	フルーツ(生鮮・冷凍)	124,774	199,460	125,477	0.6	△ 37.1
	うちロンガン	32,629	61,052	1,584	△ 95.1	△ 97.4
	ドリアン	26,918	65,693	74,784	177.8	13.8
	野菜(生鮮・冷凍)	81,543	93,456	74,067	△ 9.2	△ 20.7
	生鮮野菜	46,571	49,141	46,562	△ 0.0	△ 5.2
	冷凍野菜	34,972	44,317	27,505	△ 21.4	△ 37.9
	エビ	190,023	163,571	140,210	△ 26.2	△ 14.3
加工品	イカ	64,117	60,293	69,238	8.0	14.8
	魚	316,953	331,186	201,476	△ 36.4	△ 39.2
	冷凍鶏肉	153,043	137,215	178,289	16.5	29.9
	水産加工品	472,556	396,978	382,452	△ 19.1	△ 3.7
	うちツナ缶詰	268,974	188,464	190,060	△ 29.3	0.8
	砂糖	3,449,014	5,508,622	2,494,803	△ 27.7	△ 54.7
	フルーツ加工品	1,001,470	617,470	386,553	△ 61.4	△ 37.4
	うちパイナップル缶詰	707,261	346,926	200,310	△ 71.7	△ 42.3
	その他フルーツ缶詰	115,789	124,343	69,638	△ 39.9	△ 44.0
	パイナップルジュース	103,545	83,042	64,358	△ 37.8	△ 22.5
食品	その他ジュース	51,854	38,068	31,453	△ 39.3	△ 17.4
	野菜加工品	209,322	204,068	197,554	△ 5.6	△ 3.2
	うちヤングコーン缶詰	46,187	48,639	45,300	△ 1.9	△ 6.9
	タケノコ缶詰	71,198	53,777	38,215	△ 46.3	△ 28.9
	その他野菜缶詰	49,367	66,054	78,507	59.0	18.9
	野菜漬物	42,567	35,600	35,101	△ 17.5	△ 1.4
	コメ加工品	174,085	143,500	111,464	△ 36.0	△ 22.3
	小麦加工品	13,468	13,194	12,940	△ 3.9	△ 1.9
	ペットフード	246,730	227,783	174,963	△ 29.1	△ 23.2

資料 商務省

第2図 タイの主要アグロ製品の輸出市場の変化



資料 タイ中央銀行“Quarterly Bulletin” から作成

ていた。しかし、これら製品では通貨下落による価格競争力の改善も手伝って、輸出市場のシフトとともに輸出額の伸びを維持することができた。第2図にみるように、エビ、水産缶詰では米国向けが伸び、鶏肉ではEU向けがそれぞれ日本向けの減少を補う関係になっている。アグロ製品の輸出は、所得の高い先進国向けが中心で、しかも需要の価格弾力性が相対的に高いため、需要面での制約はその分少なかったと考えられる。

だが、アグロ製品の場合でも、供給面では鶏肉とエビ、水産缶詰との間では大きな違いがみられる。タイのブロイラー生産は、70年代後半以降、インテグレーションによる一貫生産体制が整備されており、輸出量は米国、ブラジル、フランス、中国に次いで第5位にランクされている。ブロイラーはきわめて繁殖力が高く、インテグレーターと呼ばれる企業家的経営の下で、ヒナから加工食品まで生産、加工工程が近代的に管理されており技術進歩の適用範囲も高く、安定的な供給が可能である。また、加工食品による高付加価値化の範囲も

広いため、タイの業者も積極的に輸出を行っている。

これに対してエビや水産缶詰では自然、環境条件が供給に与える影響がより大きくならざるをえない。タイのアグロ製品の最大輸出品目である水産缶詰は、加工に特化しており原材料となる魚貝類は輸入に多く依存している。なかでもその中心を占めるツナ缶詰は、タイの食品輸出にあってユニークな製品である。原材料となるマグロは台湾と日本からそれぞれ24%、22%輸入され(98年)、加工処理されて主に米国、欧州に輸出される。ツナ缶詰の原料調達は、エルニーニョなどの世界的な気候変動や国際環境規制などを含めて漁獲変動を通じて影響を受けるが、それでも調達先を世界市場に求めることが可能である。

これに対しエビ生産は、タイ国内での養殖に依存しているために原材料供給のリスク分散が困難である。タイは世界最大の養殖エビ生産、輸出国で98年の生産量21万トンは世界全体の28%を占めている(第3表)。輸出のほとんどがブラックタイガーであり、主な市場は米国、日本、中国などで

第3表 世界のエビ生産の概況（1998年）

	生産量 (トン)	生産面積 (ha)	生産量 (kg/ha)	孵化場	農場数	農場当たり生産量 (トン/農場)	農場当たり面積 (ha/農場)
タイ	210,000	70,000	3,000	1,000	25,000	8.40	2.80
インド	70,000	140,000	500	150	100,000	0.70	1.40
インドネシア	50,000	200,000	250	300	30,000	1.67	6.67
フィリピン	35,000	20,000	1,750	90	2,000	17.50	10.00
マレーシア	8,000	4,000	2,000	100	800	10.00	5.00
スリランカ	5,000	3,000	1,667	66	1,000	5.00	3.00
オーストラリア	2,200	550	4,000	12	33	66.67	16.67
その他共東半球計	530,200	637,550	832	3,718	168,833	3.14	3.78
エクアドル	130,000	160,000	813	350	1,600	81.3	100.00
メキシコ	17,000	24,000	708	30	319	53.3	75.24
コロンビア	12,000	3,200	3,750	11	14	857.1	228.57
その他共西半球計	207,000	226,800	931	457	2,494	83.0	90.94
世界合計	737,200	864,350	853	4,175	171,327	4.3	5.05

資料 World Shrimp Farming 1998から作成

ある。タイのエビ養殖は、日本で創始された近代的養殖技術が台湾で発展した後、80年代前半に移植された。生産体制は台湾と同じく高密度養殖で、0.5～1ha程度の家族経営による小規模養殖場が過半である。タイのエビ生産、輸出量は、80年代後半以降急激に拡大し、94年に輸出が最大18.7万トン、国内生産量も25.9万トンまで伸びた。しかし、以後伝染病の発生、輸出先での品質基準強化などから生産、輸出量とも減少傾向にある。白斑病発生の回避と輸入飼料の節約から、エビが小型化しているのもその一因として指摘されている。

エビの主要生産地はタイ南部であるが、昨年には塩害に対するコメ農家等への影響から中部内陸域での養殖禁止措置が発表された。コメ、エビともにタイにとって重要な輸出食料であり、それぞれ精米業者やアグリビジネスが政治力を持ち、また環境問題という次元では国民レベルの問題であり、たんに経済的に処理できない利害対立が背後に生まれている。エビ養殖はコメな

どに比べて、短期間に高収益が期待できるために途上国にとって誘因が大きい。現状技術レベルでは環境との関係等で長期的な供給拡大にはやはり限界がある。また、タイのエビ等に対するEUの輸入特惠関税(GSP)撤廃や世界最大のエビ輸入国である米国向け(タイ産のシェアは約25%)に傾斜する競合国が多くなっており、タイの輸出業者は需要面からも競争激化にさらされている。さらに、タイのエビ生産コストは、インドやベトナムなどの競合国と比較して大幅に高くなっているだけに、環境、貿易条件での不利化はその競争力に直接的に影響してこよう。^(注7)

こうした供給面での不安定性は別に置くとしても、通貨危機後、総じて好調だったアグロ製品の輸出環境も、99年以降に入っのパーツの上昇・安定により急速に厳しくなっている。昨年既に下落していた砂糖、ゴムに加えて、今年に入ってコメ、エビ、水産缶詰などの輸出も、市況下落や競合国との競争激化から軒並み大きな落ち込

みとなっている。タイ・ファーマーズ・リサーチ・センター（TFRC）によると、99年1～4月の農産物輸出額は前年比で34%減少の791億バーツ、アグロ製品についても17%減少の651億バーツとなった。^(注8)

タイ経済の底入れがコンセンサスとなりつつあるが、他方で今年のタイの輸出見通しは全体的に下方修正が続いており、ドル建てではほぼ昨年並みにとどまる予想が多い。^(注9)工業製品は、セメント、鉄鋼、自動車部品などの伸びにより前年を上回ると期待されるのに対し、食料輸出はアグロ製品も含めて大きな落ち込みは避けられないとみられる。アグロ製品を中心として、98年にわずかに見えたタイの食料輸出の回復も、そのまま長期的な安定性を保証するものではなさそうである。

(注5) タイ最大のアグリビジネス企業であるCP Feedmillの純益は、前年の11億4,370万バーツの赤字から98年には37億バーツの黒字へと転換した。ツナ缶最大手のタイ・ユニオン・フローズン・プロダクツ(TUF)の純益も、前年比51%増の12億786万バーツを記録、ツナ缶輸出量の増加と原材料のマグロ漁価が世界的に下落したことも奏効した。

(注6) この要因が米国など先進国においても、鶏肉産業が輸出産業として存続している一番の理由である。ブロイラー生産で確立されたインテグレーションは、養豚業などでも適用が先進国で進んでいる。これについてはMartinez (1999)を参照。

(注7) EUがタイ製品18品目の一般特惠関税(GSP)を撤廃したことで、EU向けのエビ輸出は99年に入り急減、野菜缶詰、冷凍果実の輸出も落ち込んだ。関税率は96年の4.5%から98年に9.7%へ、99年には14.4%に引き上げられた。(農林水産省「海外農業情報」99年3月15日)

(注8) 「ニュースネット・アジア」99年7月9日

(注9) 99年6月に発表された輸出見通しは、ドル建てで前年比でそれぞれ商務省+4%、中央銀行+2.1%、タイ輸出入銀行0%となっている。

2. タイのアグリビジネス 企業における変化

(1) 食料輸出の競争力条件の変化

通貨下落という条件は確かに、輸出食料の価格競争力上昇に対して時間的な猶予を与えるが、原料の安定供給や品質向上など食料品の長期的な競争力改善に直接つながる要因とはいえないであろう。99年に入っているのパーツ水準では、タイの輸出食料は価格競争力を急速に失いつつあるように、大きく変動する為替市場を前提にすれば、生産性上昇に裏付けられた競争力の構築がタイの食品輸出の担い手間に形成されない限り、輸出産業としての食料部門の発展は難しくなっている。しかも、食料に対する海外需要の拡大が停滞すると仮定するならば（その可能性が高そうだが）、価格競争力とともに品質管理、製品差別化、衛生、食品・環境基準への対応など非価格要因が一層重要になってくる。こうした条件をクリアするには、食品産業が担う加工段階だけでなく、原材料供給を支える農業部門、両者を調整したり支援する政府の役割など、食料セクターにかかわる主体間での有効な結合関係が必要となってきている。

例えば、大手アグリビジネスの利害を代表するタイ工業連盟の食品クラブ(Food Processing Industry Club)は、タイの食品輸出が抱える問題点として次のような点を指摘している。①メイズや大豆などの飼料原料を輸入に頼っているためのコスト高、②冷

凍鶏肉の輸出市場が日本に偏向しているなど、一部主要品目で市場の偏りがみられる、③冷凍鶏肉に化学物質が残存するなど、一部品目の衛生レベルが改善されていない、④海外市場開拓のマーケティングが効果的に実施されていない、⑤原料供給が不安定、⑥タイ産エビ、野菜、フルーツなど13品目に対する EU の特惠関税待遇 (GSP) 打切り、米国はパイナップル缶詰に反ダンピング課税を実施、⑦品質検査システムが非効率的で時間がかかる、⑧同業者間による激しいダンピング競争、⑨原料生産技術や食品加工技術開発の遅れ、⑩全体的な資金不足^(注10)。

ここにみられるように、原材料調達、食品技術、検査体制、海外市場障壁、金融システムなど、どれをとっても企業だけでなく政府や農民との協力関係なしには解決不可能な課題となってきた。タイが80年代以降、アグロ製品輸出を急増させた段階では、技術的キャッチアップの余地が大きく、かつ海外市場における競合国も少なかったため、為替、賃金でのメリットを活かしながら価格競争力を発揮し、輸出拡大に結び付けることが比較的容易な環境だった。しかし、90年代に入ってタイの生産コストが上昇し、一方で中国など競合国の台頭、主要マーケット日本の景気後退、食品安全基準の強化等の要因から、食料輸出の環境は厳しくなっている。

97年以降の通貨下落後、アグロ製品においても輸出増加が短期的なものにとどまったのは、タイの食料輸出の担い手の構造が

従来の賃金、為替水準に依存する途上国のそれから脱皮し得てないことを示唆しているといえよう。世界の食料貿易の構造が示すように、先進国＝食料輸入国ではなく米国やフランスなどは世界的な食料輸出国であり、反対に多くの途上国は食料輸入国である。タイは潜在的には、世界的な食品産業が育つ素地は高いとみられるが、そのためには食料部門を支える構造が全体的な競争力を支持する方向にうまく転換していくかどうか焦点であるといえよう。

(注10) 「ニューズネット・アジア」99年3月29日

(2) アグリビジネス企業の対応

では、通貨危機後の大手アグリビジネス企業がどう対応しているのかみてみよう。アグロ製品の生産は大企業寡占型の市場構造にあり、後述する CP グループがブロイラー、家畜・エビ飼料に非常に高い市場支配力を持っており、ツナ缶会社では Thai Union Frozen Products 社 (TUF) が全体の40%以上のシェアを押さえ、上位3社での寡占が形成されている。ただし、タイの食品企業の多くは小規模、零細であり、大手アグリビジネス企業のケースはタイ全体の方向を決める重要なものではあるが、必ずしも一般的な事例にはあたらない面があることに留意しておくべきだろう (第4表)。

また、大手アグリビジネス企業の98年の収益は、原材料価格は上昇したものの労賃は需給の大幅な緩和からほとんど上昇せず、かたや輸出売上げはパーツ安の寄与から伸びたことで総じて好調だったが (99年

には早くも通貨上昇の影響から、収益環境は方向としては厳しくなっているが、こうした恩恵も大手企業が中心で、中小企業で

第4表 タイの食品工場数
(1997年、投資規模ベース)

	小規模	中規模	大規模
ミルク	48	37	11
水産	346	129	40
植物・動物油脂	193	59	21
野菜,果実	366	158	28
種子,穀物	4,316	170	32
スターチ,製粉	1,456	123	24
砂糖	128	12	52
菓子,コーヒー,ココア等	475	59	18
調味料	393	57	8
飲料(水,ノンアルコール)	209	46	24
その他	417	43	15
合計	8,547	893	273

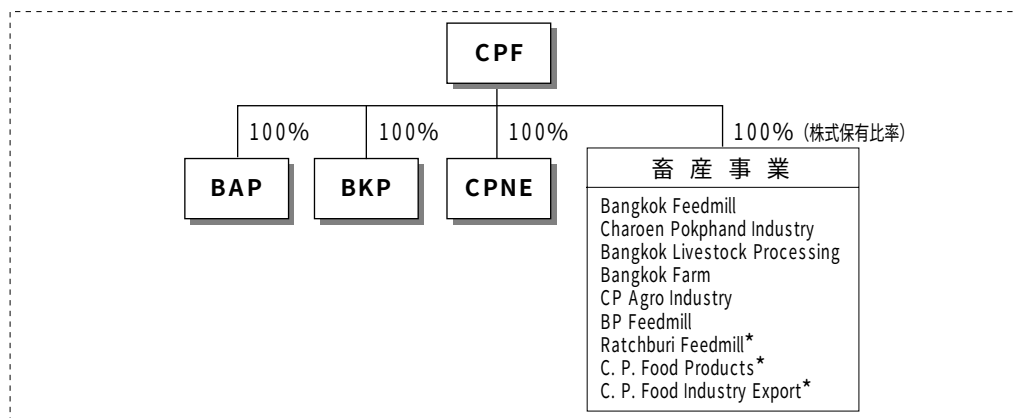
資料 NFI (1999)
(注) 小規模: 1千万バーツ未満
中規模: 1千万～1億バーツ未満
大規模: 1億バーツ以上

はたとえ輸出機会があっても資金繰り等のために対応できなかったという事例も多い。

a. CPグループ

タイのみならずアジア最大のアグリビジネス・コンゴロマリットであるCPグループは、98年6月に上場企業3社を含め傘下12社をCP Feedmill (CPF)に統合すると発表した。タイの証券取引所に上場している飼料会社 Charoen Pokphond Northeastern (CPNE) と鶏肉処理・加工を行っている Bangkok Agro-Industrial Products (BAP) と Bangkok Produce Merchandising (BKP) と非上場9社の吸収のために、CPF はグループ

第3図 統合後のCPFの企業所有構造



養殖事業(100%所有)	畜産・養殖事業 (50%以下所有)		投資先	
	畜産事業	養殖事業		
- Seafood Enterprise - Savee Farming - Thai Prawn Culture Center - Trad Prawn Culture - Klang	C. P. Vietnam Livestock - Charoen Pokphand (USA) - Charoen Pokphand Holdings (Malaysia) C. P. KFC Development - Charoen Pokphand (India) Private Ltd - Arbor Acre	T. S. Watana - Chanthaburi Aquaculture Farm - CP. Aquaculture (India) - PT Central Pertiwi-Bratasena (Indonesia)	- CPF Investment - Telecom Asia - Charoen Pokphand Life Assurance - Charoen Pokphand Insurance - Kinghill Limited - Lotus Distribution Intl	C. P. Merchandising C. P. Seven Eleven** - Holms Green** - Ek-Chai Distribution System** - Makro Holding (Thailand)** - SHV-CPF (PRC) Investment**

資料 CPFの投資家向け資料
(注) 1.*はCPFの子会社。
2.**は C. P. Merchandising の子会社。

の持株会社であるCP Group (CPG) との間で株式交換を行う (第3図)。ただし、統合後のCPFの株式保有関係は、CPGとその子会社で49%、CPFの子会社が8%とグループで過半以上を支配する構造は維持される。

CPのアグリビジネスのなかで、CPFはエビ飼料の売上げ比率が、他のアグロ関連企業は家畜飼料、ブロイラー生産のウェイトが高く、かつ相互に事業内容が重なる分野があった。CPの説明によると、今回の統合はタイでのアグリビジネスを一本化しコアビジネスとして強化することにあり、統合後のCPFの市場支配力は大きく強化される (第5表)。株式交換によってもニューマネーの獲得という点で効果はないが、複雑な企業所有と事業ラインを整理しながらリストラを進めていくものとしている。

アグロ事業は基本的に国内外で着実に拡大させる姿勢であるが、広がりすぎた国内川下部門、流通・小売業への展開を、コンビニエンスストア「CP セブン・イレブン」に集約する方針を打ち出している。現状

1,140店に加え年内に200新規出店し、不況に強いコンビニ店を積極的に増やす予定である。また、コンビニ店では日本のように公共料金支払い、各種チケットの取り扱いなどサービス拡大を行ってきており、将来的には電子商取引を導入し、ICカードによる決済を来年中にも始める^(注11)。一方で、スーパーなどの販売チャンネルは大幅に整理、「サニーズ」5店舗をベルギー系小売り大手のデレーズ・ル・リオンに売却、また「ロータス」の株式75%を英国のテスコグループに売却した。

海外業務に関しては、アジアの巨大な人口規模と経済の長期的成長を射程において、アグロ事業に絞りこんで継続する。その場合でも投資リスクを抑制するために、大型投資をやめ事業採算性を精査する方針にある。エビ養殖事業では政府の支援も含め将来性が期待できるベトナム、インド、パキスタン、バングラデシュにおいて新規にエビ飼料工場を建設中か計画している。特に、インドは年間生産高7万トンに達し

第5表 統合後のCP Feedmillの事業ライン

			統合前	統合後	市場シェア (%)	売上97年 (百万バーツ)	売上見込98年 (百万バーツ)
ブロイラー	ブロイラー	(千羽)	61,456	184,831	27.2	7,290	8,436
	冷凍肉	(トン)	—	22,928	20.0	1,529	2,854
	加工食品	(トン)	—	20,000	46.5	1,851	3,478
鶏卵	卵	(百万個)	503	1,130	15.7	2,277	2,740
アヒル	精肉	(トン)	—	19,537	60.0	753	721
	冷凍肉	(トン)	—	1,573	32.8	107	162
養豚	種豚	(頭)	26,057	46,211	26.3	306	240
	肉豚	(頭)	230,999	748,353	9.4	3,113	3,549
家畜飼料	家畜飼料	(トン)	984,416	2,866,923	38.7	19,964	21,557
養殖	エビ飼料	(トン)	313,501	313,501	65.0	8,572	12,534
	冷凍エビ	(トン)	6,196	10,732	7.2	5,392	7,580
	エビ養殖	(トン)	1,154	1,534	1.0	1,802	3,560

資料 CPFの投資家向け説明資料から作成

(注) 計数は1997年、企業間取引を含む。

飼料需要が強いうえ、輸入関税や法人税免除などの優遇措置を受けられるため、中長期的に飼料工場を拡充する予定にしている。また、インドネシアではエビ養殖用飼料工場3か所を経営、年産は約10万トンに達しているが、通貨下落で生産量を拡大する方針を打ち出している。

ただし、CPの海外事業の中心であり、CPグループ全体の総売上げのうち約30%を占める中国事業は調整局面にある。ノンコアの事業からは既に撤退しているが、アグロ事業だけで中国全土で170以上の事業があるとされる。98年に中国政府が、民間企業が穀物を農民から直接買い付けることを禁止したことで飼料原材料価格が上昇し（15～20%支払いが増加）、一方で景気鈍化から肉消費が伸び悩み、また密輸も含め海外から輸入増と国内業者の供給増で価格の下落基調が続いているため、アグロ事業も転機^(注12)を迎えている。

(注11) 「日刊工業新聞」1999年3月16日

(注12) Far Eastern Economic Review 1999.4.8

b. ベタグロ・グループ(Betagro Group)

ベタグロ・グループは、規模的にはかなり小さいがCPに次ぐタイのアグリビジネス企業であり、現在のところ非上場である。同社はCP同様、飼料会社からブローラーのインテグレーターへと成長し、事業範囲は飼料、鶏肉、養豚とアグロインダストリーに集中しているが、情報通信、不動産事業も行っている。また同社は、日系企業との合併で事業拡大しながら新規分野に

進出してきた。89年に三菱商事との合併でB. Food Productsを設立、鶏肉・加工食品を生産しているほか、93年には住友商事と養豚事業Thai SPF Productを、95年には味の素と冷凍食品会社(Ajinomoto Betagro Frozen Foods(Thailand))を設立している。海外事業では96年に中国、ベトナムでの畜産飼料生産・販売を始めている。

同社はアグリビジネスへの特化が高く不動産等の内需関連事業が小さいため、金融問題の影響は比較的軽微だとみられたが、合併養豚事業では出資構成の変更が行われた。住友商事との合併会社Thai SPF Product社の設立については、投資委員会(BOI)の優遇措置を受ける条件として99年6月までに生産能力規模を年間5万5千頭まで引き上げることが規定されていた。しかし、タイの経済危機と深刻な信用収縮によって投資資金の調達が困難となったため、住友側が1億バーツの追加出資を行い、目標の生産能力の達成を図ることになった。増資引受の結果、資本構成は住友、ベタグロで従来の42.5, 57.5%から62.5, 37.5%へと、住友が過半数を超えることになった。住友側は過半数支配は意図したところでないとして、ベタグロに対して5年以内に従来の出資構成まで株式を買い戻すオプションを与えており、景気が好転した場合は同社側に^(注13)経営権が戻ることになる。

(注13) Bangkok Post 99.3.12

c. 外資系の動向

通貨危機後のタイへの外国資本の投資は、新規のものは少なく追加出資や既存企業の買収が中心であった。なかでも最も活発な動きともいえるのが、地場企業の資金不足、業績不振、また政府の参入規制緩和から、欧州系企業によるタイの小売業参入が相次いだことであろう。前述したCPのスーパー売却、フランスのカルフールの出店増加と地場デパート「セントラル」への経営参加、オランダのロイヤル・アホルドによる「トップ」、仏カジノ社による「ビッグC」の経営支配等、現在、タイ国内の大手スーパー、ディスカウントストアのそのほとんどが外資傘下となった。不況下でデパートの売上げが激減する一方、スーパー、ディスカウントストアの業態は堅調であり、食品販売チャンネルの観点からも重要な動きである。

また、ネスレ、コカコーラ、ペプシコなどのグローバル企業は、タイでの事業拡大に積極的な姿勢を見せている。例えば、世界最大のスナック食品メーカーであるペプシコは、タイをアジアにおける生産と流通の拠点にする方針から、スナック食品の原料調達を目的にメイズ農場などの関連施設の拡充を計画している。

食品産業では、タイの冷凍鶏肉メーカーのサハファームと米国の鶏肉生産大手タイソン・フーズとの間で、タイソン・フーズが米国で生産する鶏肉をタイへ輸入、国内で加工して日本や欧州諸国へ再輸出する合弁計画が昨年出された。タイソン・フーズ

の目的は、米国が主に生産している骨付きもも肉を一部の国が輸入規制を行っているため、タイを通して輸出拡大を図ることと、タイ国内の加工施設や米国と比べて低い賃金を利用し競争力を高めることにあるとされる。また、検疫条件の問題から、現在米国からEU向け輸出ができないが、タイを迂回させると実質可能となる。結局、タイ国内業者からの強い反発から計画は断念されたが、ツナ缶詰産業のように加工に特化した食品産業のひとつの在り方を示唆している。

(3) 明確とはいえない競争力改善の方向

CPとベタグロの事例に共通する企業組織の変化においては、第一に、多角化から事業選別、コアビジネスとしてのアグロインダストリーへの特化の流れが共通に強まっていることが挙げられる。高度成長期においては、アグリビジネス企業は相対的に衰退する食品加工業から新規事業、その多くは電気通信、不動産、流通へと進出し、コアの食品産業に関しては周辺アジア後発国への事業展開を図ることで成長性を維持しようとした。これに対して通貨危機後、アグロインダストリーの持つ競争条件が相対的に強まったこと、また内需関連事業の厳しい業況、金融債務問題への対処からも、事業選別が進んでいる。CPFの場合、本業のアグリビジネス自体は堅調であり負債問題も処理可能であるとみられるが、CPグループ全体の債務問題は依然深刻で、特に

通信事業会社 TelecomAsia 社は巨額の外貨負債を抱えており（同社の債務は総額850億バーツ、その内7億ドルが外貨建て債務）、それがグループ内の資産売却、事業統合の加速に向かわせたといえる。

第二には、輸出市場での競争激化もあり、川下の販売力強化・組織化、外食産業を重要視する動きがある。CP グループでは川下部門の強化を視野に入れつつ国内のアグロ関連企業の再編を行った。ベタグロの場合、日系企業との関係が深く、日本向け鶏肉輸出の事業ウェイトが高いために、今後もその分野で高付加価値化を志向するとみられるが、国内販売強化のために外食事業を最近スタートさせている。

こうした急ピッチな事業再編に対し、企業の内部構造の変革を通じ中長期的な生産性をどう改善していくのかという視点、例えばファミリービジネスからの脱皮や労使関係の在り方、また農民、政府との関係をどう再構築していくのかという点は明確ではない。むしろ CPF の再編にみられるように、国内的には流通を含め市場支配力を強化し、生産は周辺途上国に展開しながら収益力の源泉を外部に求めるベクトルは余り変わってないように見える。

現実には97～98年の通貨、金融問題が余りに急激であったため、それをどう乗り切っていくかに必至な状況であり、企業の内部改革という点までは手が回っていないというのが実情であろう。しかし、海外市場のニーズを受容してだけでなく、技術進歩→高付加価値化・差別化→市場創造

というベクトルが内発的に生まれ市場に主体的に働きかける力をタイ企業が持つか、またそのためのインセンティブ構造を内部的に組織化できるかが重要であると思われる。

例えば、タイの企業は海外需要や為替変動に伴う雇用量調整のリスクをミニマイズするために臨時工の多用で対処する傾向があるが、それが企業内での技能形成、生産性上昇へのインセンティブを希薄化させる一因であった^(注14)。また、原材料供給者である農民との関係においても、利益の分配に農家があまり浴しておらず、国際市場での価格変動リスクが農民に押し付けられる面は否定できず、それがかえって原料供給の不安定性を作り出す要因ともなった。労働、原材料等の問題が国内的に処理が難しいとなれば、企業は海外生産へのシフトを加速させてきた。このような悪循環を超えていくためには、企業だけでなく、官民レベルでの協調が必要な段階に現状きているといえよう。

(注14) 筆者がヒアリングした大手日系食品会社の離職率は年間0.5%程度と、タイ同業では二けたを上回っているのに対し著しく低い。

3. 食料部門の競争力改善 と政府の役割

(1) 食料輸出の変遷と政府の歴史的 役割

今後の政府の役割について検討するまえに、タイの食料生産において政府が歴史的

にどのような役割を担ってきたのかまず概観しておこう。

タイを称して「ライスエコノミー」とかつて呼んだように、農産物のなかでもコメが占める地位は60年代位までは圧倒的であった。タイは19世紀半ばに開国、独立は維持したもののイギリスとの「ボウリング条約」をはじめ、欧米諸国との不平等条約を受け入れ、政治的にはイギリスの「非公式帝国 (Informal Empire)」に編入された。経済的には、19世紀後半以降の世界経済の分業体制のなかで、マレーシア、インドネシアなど植民地プランテーション地域向けに、タイは基礎食料であるコメをこれら諸国に対し供給する役割を担った。コメに加え、チーク、^{スズ}錫、後にゴムを合わせると、20世紀前半までのタイの輸出は、これらが9割を占めていた。関税自主権がなく輸入関税が3%と低率に設定されていたことで、タイは中部デルタを開発しながらコメ生産を拡大させたが、一方で農村工業の基盤は喪失された。

60年代以降、タイでは森林を開墾しながら畑作物の商業化と多様化が進んだ。メイズ、タピオカ、ケナフ、砂糖など、いずれも海外市場での需要に対応する形で、商品作物の開発が進んだ。しかし、こうした戦後に伸びた農産品も80年代に入ると、国際的な一次産品価格の急落もあって、その輸出力は比較的短期間に減退していった。これら農産物輸出の低迷からタイ経済を支えたのが、アグロ製品の堅調な伸びであった。代表的なアグロ製品である冷凍鶏

第6表 タイにおける食品産業の発展

	内 容
1960年代以前	コメを中心に輸出の70%以上を農産物が占める加工技術は、乾燥、塩蔵、砂糖づけ等に限定
1960年代	政府による産業振興策の導入、主として輸入代替的食品が対象 加糖練乳、果実・野菜缶詰、植物油の製造技術を台湾、日本から導入
1970年代	加工食品の輸出開始期、当初国内向けであったが輸出も開始 輸出国水準をクリアするために品質改善の技術導入
1980年代	輸出向け加工食品の急拡大期、海外市場の確保 冷凍、冷蔵食品の拡大、欧米技術の導入
1990年代	海外市場での競争激化、衛生、食の安全、健康指向の高まり 生産コスト、付加価値化、基準化、環境・規制への対応

資料 NFI (1999)

肉、養殖エビ、缶詰産業は、いずれも80年代に入って輸出の拡大に主導されて、産業として自立していった。80年代はタイのアグロ産業が発展する時期であるが、その発展は外資、主に日系企業と日本市場の需要の拡大に牽引された点が大いといえてよい。

このようにタイの食料輸出を歴史的にみても、その発展は民間をベースにした対応であり、政府の役割は技術導入、市場情報の提供、インフラ整備など、市場補完的な政策にとどまり特定産品に対する支援という性格は弱かった(第6表)。食料部門の発展は、その多くの産品が国際市場に直結しており、比較優位に基づいた市場メカニズムによる農業開発によってもたらされたといえる。

他方、農業部門から非農業部門への資金移転は、規模において限定的で、しかも市

場機能を通じたものであり、農工間でのアンバランスにおいて大きな歪みも回避されたとみられる。1960～70年代の輸入代替化政策、投資委員会による「産業投資奨励法」による優遇税制等も、産業特定性は希薄であった。ほぼ唯一例外的なのは砂糖の場合で、政府は輸出促進のために50年代に製糖工場を設立し、輸入を禁止し国内砂糖消費に課税するなど、広範な支援を行った。

(2) タイにおける政府の支援体制

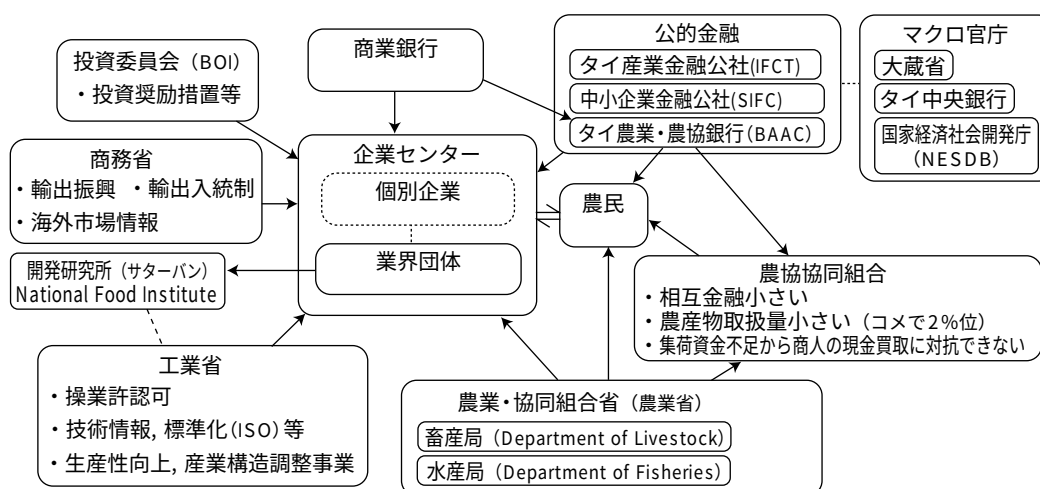
通貨危機以後、タイ政府は食料セクターに非常に注目するようになり、海外の支援もこの分野に集まってきている。タイが通貨危機後も社会的に安定していたのは、農村が都市からの帰農者を受け入れバッファーとなったからと認識されている。国民の6割近くが農民であるタイにとって、食料部門は輸出貢献とともに、雇用、地域政策など様々な政策の対象としてクローズアップされ期待もされている。また、企業からは業界団体を通じて政府にアグロイン

ダストリーに対する研究開発、生産性改善、輸出促進のために長期の計画を示すようにとの要望が出ている。短期的には、生産コストの面で競合国と比較して割高な飼料原材料についての是正を政府に対して求める声^(注15)が強い。

しかし、タイにおいては伝統的に産業政策の発想が乏しく、食料セクターについてもそれを全体としてとらえ政府と民間で協調体制を構築しようという経験はこれまでになく、各々の組織が個別的に対応していた。農業は農業・協同組合省（農業省）、基本的に食品加工産業を所管するのは工業省、ただし畜産、水産物に関しては農業省、輸出促進については商務省、科学技術・環境省が食品技術、環境規制、関税率は大蔵省、投資奨励措置について投資委員会(BOI)が関与する。このほかに、公的金融の領域では農業・農業協同組合銀行(BAAC)が中心だが、産業金融公社、中小企業金融公社も食品産業等に融資する（第4図）。

93年に発表された世銀の『東アジアの奇

第4図 タイにおける政府と産業のインターフェイス（食料部門のケース）



跡』では、主として韓国、台湾の事例に基づきながら、政府の選択的介入について留保を付しながらも、従来より広く認める見解を示した。しかし、東南アジアにおいては、政府の制度的能力の問題もあって韓国、台湾の経験を一般例として導入することには慎重であり、むしろ政府の役割はマクロ経済運営に限定すべきとの見方が暗黙に支持されていた。特に、タイのケースは市場メカニズムの機能を活かし、政府が安定的なマクロ経済運営を行ったことを高く評価し途上国のモデルとして位置付けられてきた。

実際、タイは少なくとも80年代までは、クーデターなどを通じた政権交替は頻発したが、マクロ経済政策への政治的介入は遮断され健全な経済運営が行われていたとする見方が一般的である。マクロ経済運営を担当するのは、中央銀行、大蔵省、首相府予算局、国家経済社会開発庁（NESDB）だが、財政金融政策を担当する中銀、大蔵省の地位は高く、その運用は保守的なものであった。

しかし、政策を実施するライン官庁とマクロ政策官庁との調整は有効に行われておらず、しかも各ライン官庁がそれぞれ別個に政策実施を行うために、全体の整合性がとれず戦略性のある産業政策になりえなかった。ライン官庁はしばしばレント・シーキングの温床となっており、特に1988年以降（91年のクーデター後の1年半を除いて）、政党政治家による代議政治が定着すると、政治家の選挙区への利益誘導や腐敗が

顕著になり、また産業界と政治家との癒着が進行し経済政策に産業界の介入が頻繁に起きるようになった。この間に、経済官僚の質も低下したとされるが、80年代後半以降の高度成長で財政面での余裕が生まれたことから、政府の機能低下は大きく顕現し^(注16)てこなかった。

(注15) 飼料の割高さは、アグリビジネスの業界団体の集約的な要望項目であり、WTO交渉の結果もあり、飼料原材料輸入は方向としては自由化に向かっている。1999年の現状では、大豆は家畜飼料関連5団体に国内全量分の買い取りを義務付けている。最低買い取り価格は1kg9.5パーツで5団体に対しては不足分を輸入関税5%で輸入することを認め輸入量、額は制限してない。メイズは輸入割当量は5万3,253トン、その範囲での輸入関税率20%とし割当を上回る輸入には関税率77%、特別課徴金180パーツ/トンを課金する（輸入期間は国内産出荷時期を避け3月1日から6月30日の間）。フィッシュミールは、60%たんぱく質の最高級品の輸入に関して15%の課税、数量、額の制限はない。

(注16) 東（1993）参照。

(3) 拡充される制度金融と中小企業支援

経済危機を大きな契機として、政府に求められるようになってきた産業構造改善という領域は、タイの従来制度、政策枠組みを越えたものである。確かに食料部門への投資は、潜在的には輸出、雇用などの増大につながるにもかかわらず、価格水準や国内企業、金融システムの状況等から「市場の失敗」的な環境にあるとすれば、政府が民間のリスクをある程度取る行動は合理化できよう。政府が長期な計画を持ってリスクを官民で共有しながら、国内の過剰な工業生産力を灌漑、インフラなど農業分野へ投入し生産性上昇に結び付け、食料部門

の競争力を高め農民の雇用機会拡大，所得改善へと向かう好循環ができる可能性も否定できない。資金フローの面でも，国内貯蓄は民間貸出に向かわずインターバンク市場に滞留しており，公的金融を通じて民間，農村投資に振り向ける余地はあろう。

しかし，前述したようにタイにおいては，食料セクター全体の競争力を高めるために，関連官庁が協調的な産業政策を実施するということはこれまでなかった。しかもパトロン・クライアント的关系に基づいた利益誘導型の政治構造の下で，政府支援は農村部での集票に直接結びつくために，短期的な資金散布や政治的腐敗に結びつきやすく，本格的な農業構造改善につながるかどうかという懸念がある。

実際のところ，通貨危機以降の様々な支援は，こうしたトータルな食料部門の産業再生という視点が希薄なまま進行しているように見える。

政府の支援拡充としては，まず BAAC など公的金融の役割の強化が挙げられる^(注17)。BAAC はアジア開銀から 3 億米ドルの融資を受け，生産手法を改善し生産量の増加を図る

ため農家への信用供与を行う方針である。また単一作物栽培による価格変動リスクを回避するため，輪作により複数種の生産へと奨励する計画の支援にあてることが明らかにしている^(注18)。中小企業向け融資や広範な貸し流し緩和を目的に，産業金融公社(IFCT)^(注19)や中小企業金融公社(SIFC)^(注20)などは，海外借入を含め資本を大きく拡充されている（第 7 表）。

さらにタイ政府，アジア開銀(ADB)，日本の海外経済協力基金(OECF)等が出資し中小企業投資再建基金（SME Investment and Restructuring Fund (SIRF)）を設立，中小企業に出資しその株式を最大限10年間保有するか，または長期の劣後債引受けによって企業の育成を図ることにしている。これらのスキームは日本の通産省，OECF が主要な支援者となっており，タイに中小企業政策をトランスファーする中小企業基本法の制定，中小企業の企業診断などの知的支援も行われている。

農業省の今年度の農業支援策では，①輸出農産物の生産性改善と輸入代替食料の開発（131億バーツ），自立農家プロジェクト（12

第7表 タイにおける公的金融の変化

(単位 百万バーツ，%)

	1998年12月末		1996年12月末		変化率 (%)	
	総資産	民間向貸出	総資産	民間向貸出	総資産	民間向貸出
商業銀行	7,164,914	5,299,620	5,688,071	4,688,334	26.0	13.0
農業・農協銀行	272,716	207,162	216,879	169,767	25.7	22.0
住宅銀行	367,104	296,154	213,994	198,500	71.5	49.2
貯蓄銀行*	355,736	63,506	237,442	45,542	49.8	39.4
輸出入銀行	55,219	25,181	34,624	8,672	59.5	190.4
産業金融公社	195,167	150,482	145,031	121,288	34.6	24.1
ファイナンスカンパニー	1,636,842	1,373,807	1,824,292	1,554,737	△10.3	△11.6

資料 タイ中央銀行
(注) * 貯蓄銀行は，98年11月。

億パーツ)、②自然、環境保全(154億パーツ)、③農村での生産支援のために農業研究(93億パーツ)など、総額で426億パーツが盛り込まれている。政府以外では、主にADB、OECDから6億ドル(約210億パーツ)の融資を受け、農業生産性の向上、品質管理、灌漑システム改善のため等に、短期的、また中長期のものを含め農業振興の様々なプログラムに支出されることになっている。これらの融資条件には政府の腐敗を減らし農民の自助努力を高めるために、農民に対し市場価格を下回る価格での農業投入財の販売を禁じている。

(注17) そもそも輸出産業と発展してきたというタイ農業の性格ゆえに、農業セクターは保護の対象としてよりも、80年代に入るまで輸入代替工業化のファンドを供給し続けてきた。農産物価格支持や農業投入財に対する政府の支援は部分的にはあったものが、財政制約もあって十分な機能は発揮せず、農業政策はもっぱらBAACを通じた制度金融の提供や中央市場の設置など、信用、流通面に限定されてきた。また、支援を受ける農協やBAACは農民の自己組織としてではなく政府の指導下にあり、農業金融はBAAC貸付のほか、商業銀行が預金の一定割合を農民向け融資がBAACに預託(現在両方で20%に設定されている、内2%はアグリビジネス向け)することになっている。

BAAC融資については、農家の負債問題の解消に大きく貢献してきた点是否定できないが、①多くの場合担保が必要、②貧困層の利用が難しい、③債務の繰り延べを認めないため、つなぎ融資を非制度金融に依存しなくてはならない、④借入手続きが煩雑、⑤農外目的利用が難しい、などの批判もある。重富(1998)を参照。

(注18) 最近BAACは従来の農業向け融資だけでなく、BAAC職員のコンサルタント能力を開発し非農外所得機会を増やす試みを始めている。また「優良農家」を選定、BAAC職員を通じ様々な指導、助言が提供できるようにしている。また来年4月までに、新「顧客分類システム」を導入し、農民を4段階に分類、優良顧客には優遇金利融資や金融支援サービスを与える予定にしている。

BAACの農村支援の原則は、①長期的な持続性、②参加、③アカウンタビリティ、④学習にある。世銀は2年前、BAACを農村金融における世界で優秀な4銀行の一つとして評価した。(Nation 99.6.25)

(注19) 産業金融公社(The Industrial Finance Corporation of Thailand, IFCT)は、1959年に設立されたタイ唯一の開発銀行である。その原資は、政府、中央銀行、世銀、ADB、ドイツのKfW、日本の輸出入銀行から借り入れているが、近年では国際資本市場から調達も行っている。IFCTは設備資金を中心に長期貸出(最大15年、平均7~8年、据置期間2~3年)と証券引受業務を行っている。

(注20) 中小企業向けの融資を目的に1964年に設立された「中小企業金融課」The Small Industries Finance Office (SIFO)は、工業省の「産業振興局」の一部局として設立された。家内工業、手工業を含む小規模企業への金融支援を目的にしており、その資金は政府予算と政府系銀行の融資が3対1の割合で出資され、100万パーツまでの中長期貸付は優遇金利が設定される。1993年に組織改正され独立し「中小企業金融公社」the Small Industry Finance Corporation (SIFC)となり、融資上限も500万パーツまで引き上げられた。融資審査承認はSIFCで行われるが、担保評価、融資実行は政府系銀行によって代理される。

(4) 「サターバン」による官民協力

産業構造事業としての試みとしては、97年に首相を長として「国家産業開発委員会」が設立され、その下で業種ごとに産業構造改善のマスタープランが既に策定されている。食品・食品加工も、競争力が低下している輸出産業に指定され、生産性の改善、設備更新を促進し、また産業の地方分散、中小企業育成を目標に行動計画が立てられた。こうした計画は日本の官民協力の経験を念頭においており、実際日本からの支援が様々な形で行われた。ただし、事業対象が13種とほぼタイ産業全体に及んでおり、やはり産業特定性は希薄である。

こうした計画を具体化するために、工業省が産業界が協力して業種ごとに「開発研究所」(サターバン)が設立された。官民協力のシンボリックの意味をもつサターバンの先駆けとして、食品と繊維産業において研究所が設立された。食品研究所(National Food Institute)は、食品加工に関する R&D、規格基準(HACCP,ISO等)、情報提供を中心に官民の橋渡し役的な役割を担っている。また、食品研究所が技術的支援の色彩が強いものに対し、海外マーケティングの協力関係を目的に食品輸出委員会(Food Export Board)が、商務省輸出振興局とタイ工業連盟が参加し昨年設立されている^(注21)。

しかし、サターバンのなかで最も活発に機能しているとされる食品研究所、繊維産業開発研究所についても非効率との評価が政府内からも出ている。繊維産業開発研究所では、中銀融資70億バーツの枠を利用した設備改善計画に対し、企業側が経営悪化で投資を手控えていることもあって、研究所が認可した実際の進捗は6億バーツにとどまっているという。また民間企業の協力で企業データベースを構築する計画も進んでいない。食品研究所については、目標が明確でないことや資金不足などが指摘されている。また、工業省所管の「タイ・ドイツ研究所」(Thai-German Institute)はドイツの支援を受けて企業に半額公費助成で職業訓練を実施しているが、企業側は経営困難もあり職業教育に熱心でなく、年間3,000人の目標に達していない。さらに、ISO取得支援を行う生産性研究所(National Productivity

Institute)でも財源不足で、研究員給与水準が民間より低いために人材不足にあるとされる^(注22)。

(注21) 98.5.27 Nation

(注22) 98.7.22 Nation 同一省内でも不効率的な調査研究のものが多く、農業省が93-97年に行った3,735の調査テーマ(2000人の研究者と4.65億バーツの予算)に際して、テーマ設定が研究者自身の個人的な好みで選択されており他のテーマとの関連がなく、また重複していると指摘されている。こうした状況は人事評価が個人ベースで行われ、グループ実績評価がないことも要因であるとみられる。(Nation 98.8.4)

(5) タイにおける官民協力の可能性

現在タイが取り組もうとしている産業政策、中小企業政策、公的金融は、いずれも従来重視されてこなかった政策であり、部分的にせよ日本のような官民協力モデルの導入が含意されている。それに伴う懸念として、政策主体の能力、業種・プロジェクト選定、モニタリング、また景気対策と産業の構造改善問題が混濁された形で実行されるリスクなどさまざまなものが指摘できよう。

しかもタイと日本において、産業構造改善を政策的に受容していく社会的素地は、むしろ正反対のもののようにみえる。日本では産業ごとに原局と呼ばれる行政官庁が対応し、同業種の産業利害は産業団体と原局とのインターフェイスを通じて集約され、政治家への働きかけを通じて法制化されていくのに対して、タイでは産業—原局といった関係が希薄であり、特定オーナーが所有する個々の企業(グループ)と特定官僚、政治家との間で個別利害をめぐっての

インターフェースが基本であった。ここでは日本にみられるような、同一産業に属する企業群がその従業員を含め、他産業に対する利害においては協調しながら共通の利益のために団結するのではなく、あくまでも個人的な人間関係をベースにした二者関係が伝統である。

さらにタイの政府内でのコーディネーション問題が残っており、また果たして業界団体が文字どおり業界共通の利害を代表しているか、特定企業への誘導に終わらないのかとの疑問もある。加えて、タイの食料セクターの再構築の根幹をなす農民の政策決定過程への関与は非常に小さく、彼らの利害を代表する組織、政党が国家レベルで横断的に形成されていない。こうした諸条件の下で、経済主体間が相互利害の微調整を繰り返して、全体的な生産性の引上げにつなげていくような制度的基盤は弱いといわざるをえない。

これまでみてきたように、むしろタイの経済発展はグローバル化への対応に、より適合的だった面がある。80年代後半からほぼ10年続いた急速なグローバル化、自由化の流れに、タイが積極的に適応していった、またそれが可能であったのは、タイの社会に市場経済化を受容する基層があった点大きい。タイに限らず東南アジアの経済活動の担い手となったのは、歴史的に中国南部、広東、福建省を出自とする中国人およびその子孫が支配する企業であった。本来的に商業活動を生業とする彼らが、他のどの地域よりも東南アジア地域において

経済的な成功を達成したのは、この地域に広くみられる開放性の高い社会組織の原理との関係が重要である。^(注23)

農民の反応も、彼らが置かれた経済状態とは別に、市場適応的であった。タイは東南アジアのなかでは土地に対し人口比率が低く、農業経営は基本的に土地持ち小農が多数を占め、中部地域には比較的大型農が多い。中部地域では、商品作物生産への刺激を強く受ける機会が多く、またバンコクおよびその周辺での非農業雇用機会に恵まれていたこともあって、80年代以降、都市部での就業による現金収入に家計所得の多くを依存してきた。

一方、実態的に農業生産には不法外国人労働者の利用が進み、コメ、ゴム、砂糖生産などでは広くミャンマー、ラオス、カンボジアからの労働者に大きく依存するようになっている。通貨危機以降、政府は国内雇用対策から推定で100万人いるとされる不法外国人を追放しようとしたが、現実には彼ら低賃金労働力なしには現行生産水準の確保が難しく分野が多くなっている。^(注24)一方で、外国人労働者に支えられた低農産物価格が、タイ人による農業部門への就業、投資を阻害し、またそのために生産性を停滞させる悪循環にある。タイの食料輸出の基盤は、根本のところはかなり脆弱化が進んでいる。

ある意味で、これまでのタイの食料輸出の発展は、企業と農民それぞれの市場経済に対する「社会的に埋め込まれた」適応行動の上に成立していた。しかし、そのベク

トルの方向は必ずしも共鳴し合う状況ばかりでなく、近年では互いに逆方向を取りながら成長の限界を示しつつあった。食料生産は、原材料と労働力の投入依存が大きいという産業特性によって条件づけられており、技術進歩によってこうした障害はある程度まで克服されていくにせよ、技術や資本の投入によって無限に生産性改善のフロンティアを持つ製造業とはロジックの違う産業である。市場経済にとってまさに「不得手な領域」であるこの収穫逦減産業が、競争力を長期的に維持していくには、企業と農民と政府の「協同」関係がなんらかの形で構築されなければならないのは、先進国の経験からいえる。

とりわけ途上国にとってポスト通貨危機の有効な経済システムがみえてきてない現実のなかで、タイの産業構造改善の試みは一つの社会的な実験である側面は否定できない。しかし、集権的な経済モデルの明らかな破綻から、市場経済の持つ効率性を排除する選択肢はないにしても、自由化、グローバル化の導入だけでは、農村部を深く堆積させた途上国にとって長期的な経済発展は期待しがたい。そこには市場経済を前提にしながらも、個々の国の人口規模、社会、歴史など具体的なコンテキストに規定されて、多様な開発モデルが存在可能だともおわれる。

今後も国際通貨市場の変動を通じて、産業の比較優位構造が短期的に変化し、それに伴って産業構造調整問題が頻繁に発生するリスクを回避することは難しいだろう。

タイにおいて、食料輸出の担い手の間で革新的な結合関係が構築されるか、またはそうした関係が形成されないかは、国際通貨市場のショックを吸収する能力にも大きな違いをもたらし、食料輸出国としての地位の方向性を大きく左右していこう。

(注23) 14世紀にはじまるアユタヤ朝、18世紀末からの現王朝であるラタナコーシン朝（バンコク朝）とタイの国家の原形は農村領域を支配する国家ではなく、「港市国家」と呼ばれる商業国家であった。そこでは王権は中国、インド、その後欧州、近隣諸国との交易を独占的に管理することで維持され、王はまさに「商人王」であった。バンコクはタイの首都となる以前に、中国人が人口の半分を占める経済国家として存在していた。タイにおいては華僑にたいする排斥感情が希薄であり、またバンコクと地方との所得格差が極めて大きいのは、こうした「港市国家」としてのバンコクの性格に由来している点を見逃してはいけないだろう。タイの国家形成については、石澤・生田（1998）を参照。

(注24) 国境地帯の13県および漁業に関与する企業は、引き続き外国人労働者を雇うことが認められた。精米業者も脱穀のためのコメを運搬するのに2万人の外国人労働者がいなければ困ると主張し、それが認められた。（農林水産省「海外農業情報」98年6月15日）

〈参考文献〉

- ・青木昌彦・奥野正寛・岡崎哲二編著(1999)『市場の役割 国家の役割』東洋経済新報社
- ・石澤良昭・生田滋（1998）『東南アジアの伝統と発展』中央公論社
- ・東 茂樹(1993)「経済成長における国家、制度・組織、企業—タイを事例として—」(佐藤幸人編『国家と経済成長』アジア経済研究所)
- ・荏開津典生・樋口貞三編(1995)『アグリビジネスの産業組織』東京大学出版会
- ・重富真一(1998)「農村協同組合の存立条件—信用協同組合組織にみるタイと日本の経験」(加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織—近代日本との比較から—』アジア経済研究所)
- ・末廣昭(1987)「タイにおけるアグリビジネスの展開—飼料・プロイラー産業の6大グループ」(滝川勉編『東南アジアの農業技術変革と農村社会』アジア経済研究所)(1988)「タイ農産物輸出商と商品作物—メトロ・グループとタピオカ輸出」(梅原弘光編『東南アジア農業の商業化』アジア経済研究所)

- ・原洋之介(1999)『グローバリズムの終宴』NTT出版
- ・拙稿(1996)「タイの食料輸出の担い手構造—アグリビジネスの行動と日本の役割を中心に—」本誌1996年9月号
- ・山本博史(1999)『アジアの工業化と農業・食糧・環境の変化』筑波書房
- ・J・R・ヒックス(1969)『経済史の理論』新保博・渡辺文夫訳, 講談社学術文庫
- ・世界銀行(1993)『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割』白鳥正喜監訳, 東洋経済新報社
- ・ITOGA, Shigeru (1998) "The Challenge to Enhancement of the Technological Level of

Thai Industry" IDE APEC Study Center Working Paper 97/98-No.2

- ・Martinez, Steve W (1999), "Vertical Coordination in the Pork and Broiler Industries" USDA
- ・National Food Institute(1999) *An Overview of the Agricultural Food Industry in Thailand*
- ・Peter G. Warr, Bhanupong Nidhiprabha (1996) *Thailand's Macroeconomic Miracle*, Oxford University Press, Kuala Lumpur

(室屋有宏・むろやありひろ)

インドの農村金融改革

—— 市場原理導入と政府介入の論理 ——

〔要 旨〕

1. インドが従来の計画経済体制から市場経済体制へ移行を進めている現在、効率的で自立した農村金融市場の育成が大きな課題になっている。
2. インドの農村金融の現状と改革の方向を分析するための準備として、農村金融についての主要な理論、つまり伝統的な農業融資説、市場メカニズム重視の農村金融市場説、そしてスティグリッツの不完全競争市場説について論点を整理した。
3. 続いて、インドにおける農村金融の現状を次の観点から概観した。
 - ①独立後の農村金融政策と農村金融システムの発展過程
 - ②信用農協と商業銀行からなるフォーマル農村金融システムの現状分析
 - ③農家間の貸借，商人からの借入，頼母子講などのインフォーマルな金融の性格
4. 1990年前後から始まった農村金融改革について主要な提言とその実施状況を，主に以下の観点から整理した。
 - ①農村金融改革の全体的目的と方向
 - ②金利の自由化
 - ③貯蓄動員の必要性
 - ④特定分野への貸出枠規制
 - ⑤延滞債権対策
 - ⑥貧困層へのターゲット・ローン
 - ⑦金融機関の自律性回復と新たな管理手法
5. 最後に、インドの農村金融システムの将来像について筆者なりの考えを示し、また新しい農村金融システムの枠組みを作ることの必要性を主張する。

目 次

1. はじめに
2. 農村金融をめぐる主要な理論
——分析の座標軸——
 - (1) 農村金融をめぐる三つの理論
 - (2) 農村金融市場の発展を測る基準
3. インドの農村金融の現状
 - (1) 独立後のインドにおける農村金融システムの展開
 - (2) フォーマルな農村金融の構造
 - (3) インフォーマルな農村金融の形態と性格
4. 農村金融の改革提言と改革の進捗状況
 - (1) (農村) 金融改革の全体の目的と方向
 - (2) 金利の自由化
 - (3) 預金動員(資金の自己調達)の必要性
 - (4) 優先部門への貸出枠規制
 - (5) 延滞債権対策
 - (6) 貧困層へのターゲット・ローン
 - (7) 金融機関の組織の主体性回復と新たな管理方法の模索
5. おわりに
——インドを事例としてみた農村金融の理論と現実——
 - (1) まとめ
 - (2) インドにおける農村金融システムの将来展望
 - (3) 新しい農村金融システムを構築するために

1. はじめに

筆者は、本誌においてこれまで2回にわたり、インドの経済自由化がインドの農業構造に与える影響を論じてきた。本稿は、^(文末注1)基本的なそれらと同じ問題意識から、インドにおける農村金融について検討したものである。

経済活動における金融の重要性はいうまでもないが、旧社会主義国あるいはインドのように社会主義類似の経済体制をとってきた国にとって金融システムの改革が大きな意味を持つのは、以下のような理由による。旧ソ連に代表されるような計画経済体

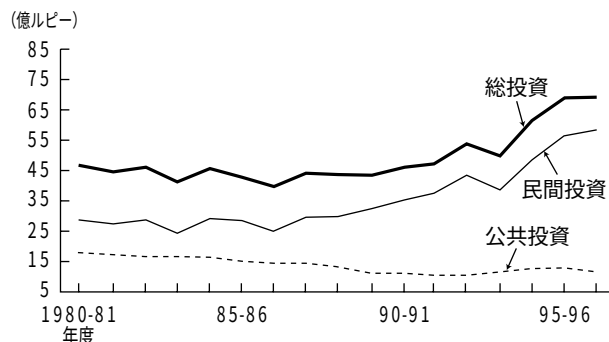
制は、物の生産と配分を規定する物動計画と公定価格の体系からなっており、資金の調達と配分は主に政府財政によって行われたといわれる。それに対し、金融機関は、政府が決定する資金配分のパイプ役程度の役目しか果たしていなかった。ところが、自由化によって物の生産と配分、それに価格決定が市場メカニズムによって行われるようになると、資金の調達と配分を担う主体が、政府財政機関から金融機関へと移ることになる。経済活動における政府の役割が縮小するに従い、自律的で効率性の高い金融市場の育成が、不可欠となるのである。

独立以来社会主義型の計画経済体制をとってきたインドは、現在本格的な自由化

の時代を迎えて、旧社会主義国と類似の状況の下に置かれている。第1図からは、農業の資本形成において、自由化の進展と歩調をあわせるように公共投資の比率が低下する一方で、民間投資が急増していることが明確にわかるだろう。すなわち、自由化が確固とした歩みを取り始めた80年代の半ば以降、農業における公共投資が実質額においても低下する一方で、それまで停滞していた民間投資が増加し始め、その傾向は自由化が本格的に始まった90年代に入って、いっそう顕著になっている。

89年に提出された中央銀行の報告書(「クシロレポート」)^(注2)でも、家畜、灌漑施設、トラクターなどへの投資が増加し、それに対する金融システムの貢献が一層必要となることが予想されている(第1表)。既に農業資本形成額の8割以上(96-97年度では84%)を占める民間部門に、主に家計部門から貯蓄動員によって得た資金を効率的に配分し

第1図 農業における資本形成(1980-81年度価格)



出典 Government of India, *Economic Survey 1997-98*, p.117.

(注) 1996-97年度は速報値。

ていく自立性の高い金融システムを作り上げていくことが、現在のインドが直面している大きな課題の一つといえよう。

本稿は、以上のような問題意識の下で、インドの農村金融システムの現状と課題、そして改革の方向と進捗状況を整理し、農村金融改革がさらに進むべき方向に対し、筆者なりの考えを示そうとする試みである。

しかし、本題に入る前に、まず分析の枠組みとして、農村金融をめぐる代表的な理論をごく簡単に整理しておこう。

第1表 農業の総資本形成の内訳と展望

(単位 千万ルピー, %)

	1984-85年度の資本形成額		資本形成の予測伸び率(%)			資本形成に対するフォーマル金融寄与率の予測			
	金額	構成比	85-86 ~90	91~95	1996-2000	84-85	89-90	94-95	1999-2000
土地改良	156	3.6	3.0	3.0	3.0	77.6	80.0	80.0	80.0
灌漑(井戸、管井戸、等)	781	18.1	3.0	3.0	3.0	38.4	50.0	60.0	70.0
農機器	1,242	28.8	...	...	...	...	...	...	...
トラクター、動力機器	360	8.3	9.0	8.0	7.0	72.1	75.0	70.0	60.0
オイルエンジン、電動ポンプ、その他	882	20.4	3.0	4.0	5.0	...	50.0	60.0	70.0
家畜	2,141	49.6	...	...	...	...	...	...	...
交配家畜	214	5.0	10.0	15.0	15.0	43.0	60.0	75.0	80.0
その他の家畜	1,927	44.6	3.0	4.0	5.0	...	50.0	60.0	70.0
総資本形成	4,320	100.0	5.9	6.3	6.8	51.8	54.1	63.0	70.4

出典 Agricultural Credit Review Committee, *A Review of the Agricultural Credit System in India*, Reserve Bank of India, 1989, p.880, 881, 884から筆者作成。

2. 農村金融をめぐる 主要な理論

——分析の座標軸——

(1) 農村金融をめぐる三つの理論

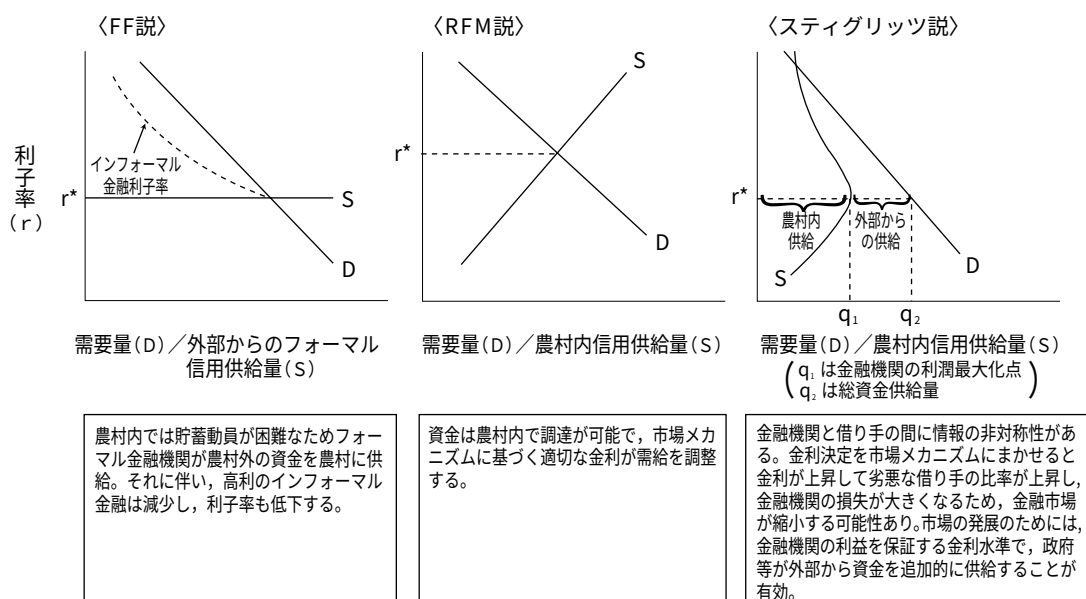
ここでは、まず、主にアダムズ(D. W. Adams), 荏開津, そして泉田・万木の研究成果によって、発展途上国における農村金融の二つの主要な理論、つまり、農業融資(FF説)と農村金融市場説(RFM説)を紹介する。^(注3) 続いて、近年注目されてきた情報の経済学に基づいた新しい農村金融の理論について整理する。第2図と第2表では、これらの三つの説の基本的枠組みと、そこから導かれる政策提言を整理している。

第2表 農村金融をめぐる三つの理論の比較

	FF説 (農業融資説)	RFM説 (農村金融市場説)	スティグリッツ説 (不完全競争市場説)
農村金融市場への政府介入の必要性	不可欠	不必要	市場の失敗を補完する範囲で必要
金利規制の必要性	低利に規制	市場の決定にまかせる	緩やかな規制(実質預金金利がプラスの範囲内で)
貸出原資の調達方法	農村の外部から注入	農村内部で調達	基本的に農村内部で調達。不足部分は政府等が供給
金融機関の保護・規制の必要性	必要	不必要	初期段階では必要、徐々に緩和
資金回収率を向上する方法	指導金融	市場メカニズムを徹底し、資金の自己調達(預金)を強化	連帯保証グループ借入等の活用、金融と他の取引の連携
ターゲット・ローンの有効性	有効	無効	適切な方法を導入することで有効
インフォーマル金融の評価	農村金融市場の未発達によるもので、弊害多い	効率的な金融	弊害あり。政府の適切な介入で改善

資料 加藤『農業金融論』, 荏開津「アジア諸国の農村金融市場—二つの見方—」, 泉田・万木「アジアの農村金融と農村金融市場理論の検討」, スティグリッツの各論文(本文の注7を参照)を参考に、筆者作成。

第2図 農村金融市場をめぐる三つの理論のパラダイム



資料 筆者作成

a. 農業融資 (Farm Finance : FF) 説

この考えは、80年代に RFM 説が広く受容されるようになるまで、農業金融理論の主流であった「伝統的」な説である。この理論の前提となる仮説は、農村居住者、特に貧困層は貯蓄力がなく、農村は慢性的な資金不足に直面していることである。また、農業貸付は農業の産業的特質（収入の不確実性、投資の長期性、低収益性、等）から、利潤追求を旨とする一般の商業銀行は融資の対象としたがらない。

そこで、農業生産の増大や農村貧困問題の緩和のためには、農村の外部から政策的に資金を注入し、非営利の専門金融機関によって資金を配分する必要があるという結論が導かれる。実際、60年代、70年代にはアジアの各国で農業金融の様々な専門機関が政府によって設立され、緑の革命の普及で増大した農村部の資金需要に応えるため、資金を農村部に供給してきた。

また、この伝統的な説によれば、農業と非農業の間の構造的な所得格差を縮小するために、他分野の融資と比べ、低利の融資^(注4)が行われなければならない。地主や商人による高利貸しなど、一般に高利を特徴とするインフォーマルな金融は農家を疲弊させ、農業生産拡大の妨げになるものと考え^(注5)られた。こうした高利のインフォーマル金融を駆逐するためにも、銀行の農村支店や農業信用協同組合を通じて、低利で大量の政策的資金が農村部に注入されることになった。また、貧困層に的を絞ったターゲット・ローンも活発に行われた。

しかし、60年代、70年代に途上国で広く展開されたこのような農村金融政策は、農村部への融資を伸ばし、農業生産の増大に一定の効果をあげたものの、一方で深刻な欠陥を生んだ。つまり、貯蓄動員の失敗による著しい外部資金依存、低い資金回収率、中・上層への融資の偏りなどという問題に陥り、効率的で自立し公正度が高い金融^(注6)システムの構築に失敗したのである。

b. 農村金融市場 (Rural Financial Market : RFM) 説

世界経済が全般的に市場経済体制へ移行していくなかで、このように非効率的で政府依存度の高い農村金融システムの改革が切実な課題となったのは当然のことといえよう。80年代に入って、伝統的な農業融資説 (FF説) を批判して一躍脚光を浴びるようになったのが農村金融市場説 (RFM説) である。

RFM 説は市場メカニズムを重視するもので、その主な仮説はFF説と完全に異なり、次のとおりである。①農村居住者は貧困層も含めて貯蓄力があり、外部資金を農村部へ注入する必要はない。②低利政策は金融機関に預貯金をするインセンティブを奪い金融の発展を阻害 (金融抑圧) している。③運用資金の外部依存度が高いことが貸出の回収率を引き下げる大きな要因である。④金貸しなどインフォーマル金融の高い利子率は、農村資金が高い機会費用を持つことから当然である。むしろ金融取引にかかる費用 (取引費用) が低いため、インフォーマ

ル金融は社会的な貢献度が高い。

以上の仮説から導かれる農村金融改革の主な処方箋は、以下のとおりである。

①農村金融システムの最大の役割は、農村内部での金融の仲介（黒字主体から赤字主体への貸付けを仲介）であり、貯蓄の動員がカギとなる。

②貯蓄動員を可能とし、資金の需給を均衡させるために、利子率の決定を市場メカニズムに委ねるべきである。特に、貯蓄動員を可能にするために、実質預金金利がマイナスであってはならない。

③農業生産への融資の貢献度などは計測が困難である。農村金融が成功しているか否かは、金融機関の成果（資金仲介額）と経営の自立性・持続性（viability）によって判断されるべき。

④特定集団や特定目的へのターゲット・ローンは必要ない。

⑤インフォーマル金融は合理的であり、無理に消滅させる必要はない。むしろ、フォーマル金融市場とインフォーマル金融市場を結合させるべきである。

市場メカニズムに強い信頼をおき、市場をゆがめる政策的介入を極力排除しようとする RFM 説の政策提言は、80年代に入って開発関係者に広く受け入れられることになった。^(注7) こうした考えは現在でも金融論の主流であり、後でみるように本稿が扱うインドの農村金融改革の方向も基本的に RFM 説に沿うものである。

c. 不完全競争市場の理論

しかし、90年代に入り、旧ソ連の市場経済移行に伴う混乱や東南アジアの通貨危機などが示すように、市場メカニズムが必ずしも完全ではなく政府の介入など非市場的な要素が市場を安定的に機能させるためにも重要なことが明らかになりつつある。農業金融理論においても、効率的な金融市場が発達するためには、それを支える社会的・非市場的な基盤が必要だと認識されつつある。^(注8)

農村金融市場が発達するために政府はどのような役割を果たすべきか、私見によれば、まだ明確な共通認識が形成されてはいないようである。そこで、ここでは市場の不完全性を前提として政府や住民組織の役割を重視するスティグリッツ(J. E. Stiglitz)^(注9)の説を簡単にまとめてみたい。

スティグリッツの理論の基本的な枠組みは、以下のとおりである。農村金融市場は完全競争市場^(注10)ではなく、特に貸し手（金融機関）が借り手についての情報を十分に把握することが困難なため（不完全情報）、市場メカニズムにのみまかせては社会的に望ましい金融市場が発達しない可能性がある（第2図の説明を参照）。このような市場の失敗を補うために、金融市場への政府の適切な介入や、借り手の組織化など、非市場的な要素が必要になるというものである。

以下、このような議論から導き出される主要な政策提言についてまとめてみよう。

①低いインフレ率などマクロ経済の安定

は、金融市場が発展する前提条件である。

②金融市場がある程度発達するまでは、金利を自由化するよりも、実質預金金利(名目預金金利－インフレ率)が正の範囲で金利(預金金利, 貸出金利)を政策的に抑制すべき(金融抑制)^(注11)。これによって生じる信用割当(信用の需要超過)には、金融機関の貯蓄動員インセンティブをそがない方法で、政府が資金を供給することが有効(前掲第2図を参照)。

③金融機関の発達を促すため、金融機関に一定の特典(新たな参入の規制による保護など)を与える政策も有効。

④銀行のインセンティブをそがない範囲で政策金融(特定部門への低利融資)は有効。

⑤融資の返済を確実にするために、信用供与と商売(肥料・作物など)を結びつけることも有効。

⑥情報の非対称性を改善するために、融資に対して担保の要求、使用権を設定した担保の要求(usufruct loan), 頼母子講(Rotating Savings and Credit Association: ROSCAs)の組織化が有効。

⑦農村金融市場に存在する不完全情報が生む問題(低い回収率)を回避するため、借入者の連帯保証グループや借入協同組合を組織化することが有効。政府は、こうした農民組織の形成をサポートすべき。

⑧インフォーマル金融市場は一般に効率が低く、政府の適切な介入により改善されることが望ましい。

(2) 農村金融市場の発展を測る基準

以上の議論を踏まえてインドの農村金融市場の現状と改革の方向を分析する前に、前もって「農村金融市場の発展」を定義し、金融政策の成功と失敗の基準を明確にしておきたい。ここでは、荏開津の示した基準を、とりあえず妥当なものとして示しておきたい。

^(注12)
荏開津によれば、農村金融市場の発展を評価する基準は、経済発展への貢献度および農村金融市場の自立度である。また、経済発展の貢献度には、成長(生産)への貢献と経済的公正(貧困層や開発の遅れた地域への資金供給)という二つの基準がある(第3表)。

もちろん、議論の前提が異なれば評価基準も異なるのは当然だが、公正で効率的な社会の実現をめざす自由主義経済体制のなかで、これらが農村金融市場の成功度合いを判断するうえで一定の基準となることは確かであろう。以下、上のような評価基準の再検討も視野に入れながら、インドの農村金融改革の分析をしていこう。

第3表 農村金融市場の成果をはかる基準

評価の視点	主な具体的評価基準
1. 経済発展への貢献 (1) 経済成長(生産増大)への貢献 (2) 経済的公正(貧困緩和・地域格差縮小)への貢献	・ 貸出額の伸び、金利水準、スプレッド(預金と貸出の金利差) ・ 貧困者への到達度、低開発地域での貸出額の伸び
2. 農村金融市場(機関)の自立 (資金の自己調達, 経営の持続性)	・ 貯蓄動員力(預貸率), 資金回収率, 収益性

資料 荏開津典生「アジア諸国の農村金融市場—二つの見方—」『金融構造研究』No. 10, 1988年を参考に筆者作成。特に、具体的評価基準については筆者独自の整理による。

3. インドの農村金融の現状

(1) 独立後のインドにおける農村金融システムの展開

ここでは、インドにおける農村金融システムの発展過程をごく簡単に整理してみよう。

a. 農村金融の独占的な担い手として信用農協の育成

フォーマル金融機関によるインドの農村金融の開始は、イギリス植民地下で農民の経済的疲弊が深刻な問題となり、政府が直接農民に信用を供与した19世紀末までさかのぼる。その後1904年に信用協同組合法(1912年に協同組合法に改正)が制定され、短期信用を供給する単位農業信用協同組合(Primary Agricultural Credit Society: PACS)が、村落レベルで組織されるようになった。また、1919年から長期の信用を供与する土地担保銀行が組織された(その後名称が数回変更され、現在は「協同組合農業農村開発銀行」となっている)。以後、フォーマル農村金融は、これら2種類の農村信用協同組合(以下、「信用農協」とする)によって担われることになった。^(注13)

この体制は、1947年にインドがイギリスから独立した後も変わらなかった。後でみるように商業銀行が農村金融市場に参入するまで、フォーマルな農村金融はほとんど独占的に信用農協が担ってきたのである。^(注14) 各種の農村協同組合を農村発展の牽引車と位置付け、政府のパートナーと規定した農

^(注15) 協振興政策の下で、信用農協組織は拡大していった。60-61年度には、75%の村が信用農協(単位農業信用協同組合:PACS)によってカバーされ、農村世帯の30%が組合員として組織化された。

しかし、この信用農協は農村貯蓄の動員に失敗し、自立した農村金融市場の発展という期待された成果をあげることができなかった。村落レベルにおいて主に短期信用の供給を行うPACSの運用資金(出資金+準備金+受け入れ貯金+借入金)に占める貯金の割合は、60-61年度で5.3%、70-71年度で6.0%にすぎなかった。貸出資金と貯金の差のほとんどは、後でみるように中央銀行などから供給された。それでも農家負債(残高)に占める信用農協からの借入の割合は61-62年度で15.5%にすぎず、農家は必要な資金の大部分を高利の金貸しなどインフォーマル金融市場に頼らざるをえなかったのである。^(注16) しかも、信用農協は、貸出資金の低い回収率に悩まされることになり、農村金融市場に投入された外部資金が有効に回転することはなかった。^(注17)

b. 商業銀行の国有化と緑の革命への金融支援

こうしたなか、60年代半ばの大干ばつによる食糧危機を経て、インド農政の基本は、コミュニティ開発型の社会経済発展戦略から技術革新(緑の革命の普及)による食料増産戦略へと大きく転換することになる。小麦や稲の改良種子、肥料や農薬、灌漑用管井戸など高価な投入財を必要とする

緑の革命の普及には、農民への資金供給を大幅に増大することが必要であった。しかし、貯蓄動員力にも貸付資金の回収力にも大きな欠陥を持つ信用農協だけでは、こうした必要に十分に應えることができなかった。

69年に主要な14の商業銀行が国有化され、農村支店の開設と農業・農村貸出が商業銀行に義務づけられたのは、こうした事情を背景としている。「独立後インド金融市場最大の分水嶺」といわれる主要商業銀行の国有化は、次のことを主な目的としていた。^(注18)①銀行の農村支店の拡大によって預金吸収と貸出の増大を行い、フォーマル金融を農村部に浸透させる、②農業・小規模工業などの優先部門（primary sector）への融資を拡大する、③公共銀行部門が国家の開発計画に沿って経済開発の触媒的役割を果たすようにする、④銀行業の地域格差をなくすようにする。

インドが経済発展の主体として政府の役割を強化するなかで、商業銀行は「社会的必要性」のなかで金融機関としての自律性を失った。^(注19)そして、政府が策定した開発計画（緑の革命の普及）の実行機関となっていく。銀行は、総貸出の3分の1を農業・小規模工業などの優先部門に貸し出すことを義務づけられた（85年以降は40%に引き上げられた。農業貸出枠は総貸出の18%）。80年にはさらに6行が国有化され、これによって農村金融市場における商業銀行の役割が拡大していった。

c. 貧困層を対象とした専門金融機関の設立

商業銀行の農村進出によって農村金融市場のフォーマル化が急速に進んだ。しかし、商業銀行と信用農協のサービスは中・上層に偏りがちで、農村貧困層に資金を十分に供給できないことが判明し、政治的にクローズアップされてきた。^(注20)

その流れのなかで、中央政府と州政府、そして各県の中心的な商業銀行の3者の合同出資により、農村貧困層に融資を行うことを主な目的とする特殊金融機関として、^(注21)地域農村銀行（Regional Rural Bank: RRB）が、75年から県レベルに設立されることになった。商業銀行や信用農協がカバーするのが難しく、従来高利のインフォーマル金融市場に依存せざるをえなかった農村貧困層まで、フォーマル金融市場に取り込む枠組みがこれでできたわけである。

d. 貧困層を対象とした優遇的な融資事業の開始

RRBの設立と並行するように、貧困層をターゲットとする政策融資が拡大していった。70年には、農村貧困の緩和を目的とした小農開発事業（Small Farmers Development Agencies: SFDA）と、零細農・農業労働者事業（Marginal Farmers and Agricultural Labourer Agencies: MFLA）が始まった。それらは、78年に開始され82年から全国展開した総合農村開発事業（Integrated Rural Development Programme: IRDP）へと引き継がれていった。後でみるように、IRDPは農村向け融資

の重要な位置を占めるようになるが、同時に、農村金融機関と金融市場の健全性を大きく損なう要因となる。

SFDA, MFLA, そして IRDP は、行政機関が行う事業で、農村貧困層と各種農村金融機関（商業銀行、RRB、信用農協）の間にたって、貧困層への融資を円滑にし、利子補給や補助金の供与によって、実質的に貧困層に優遇的な融資を行うことを目的としている。また、資金の利用計画の作成、資金の利用状況の監視（モニタリング）など、いわゆる指導金融を行ってきた。

e. 農村金融機関へ資金を供給する

リファイナンス機関の設立

このように農村金融システムが政治化され、肥大していくなかで、複雑化した農村金融システム全体を管理し、そこに資金を供給する公的な専門金融機関が必要になった。82年、中央銀行であるインド準備銀行（Reserve Bank of India : RBI）の農業金融部（注22）と農業融資開発公社（注23）が合併し、農村金融機関に農業貸付の原資を供給（リファイナンス）する全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development : NABARD）が設立された。以後、NABARDは農村金融システム全体の要として、重要な役割を担うことになった。

以上が、独立後のインドで農村金融システムが展開してきた経緯の概略である。信用農協の育成政策、主要商業銀行の国有化と農村金融市場への貸出義務化、専門的な

政策的金融機関と政策融資事業の創設、そしてリファイナンス機関による農村金融市場への大量の資金注入により、政府はインフォーマル金融と比べて相対的に低利の資金を農村部に供給しつづけてきた。その結果、農村金融市場は、FF説が示したように、インフォーマル金融が根強く残存しながらも、着実にフォーマル金融の枠を広げてきた。

第2章で概観したようにこうした金融政策の根底にあったのは、まさに農村金融の伝統的な考え方、すなわち農家融資説（FF説）であった。インドにおいても、経済自由化のなかでこれまでの農村金融システムのあり方が大きな批判にさらされ、改革を迫られている。それを検討する前に、インドの農村金融の現状を簡潔に把握しておこう。

(2) フォーマルな農村金融の構造

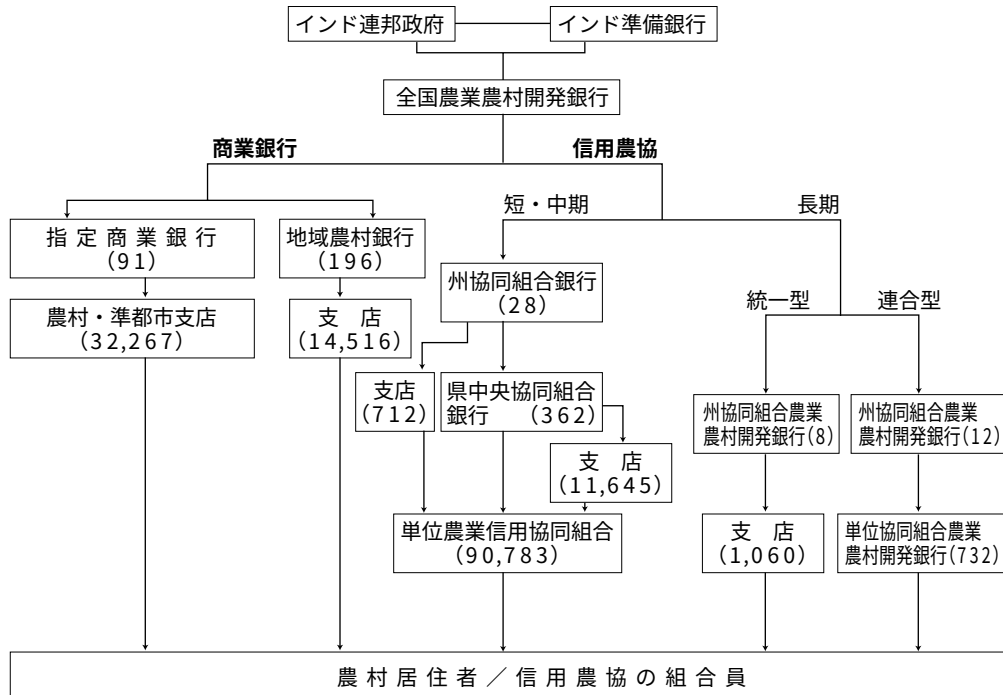
a. 現在の農村金融体系

上のような過程で形成されたインドの農村金融システムは、現在、第3図のような形をしている。ここでは、農村金融システムの要である全国農業農村開発銀行（NABARD）が傘下の金融機関に農業・農村貸出の原資を供給していること、またそのNABARD資金の大半が中央銀行（インド準備銀行）から供給されていることを確認してみよう。

b. NABARDの資金構造

第4表は、NABARDの貸借対照表である。既にみたように、NABARDは農業・農村開発に特化した公的なリファイナンス機関であ

第3図 農村金融システムの構造



出典 拙稿「インドの農村協同組合」本誌1999年6月号52頁を若干修正。

- (注) 1. 地域農村銀行 (RRB) は本来は指定商業銀行に含まれるが、慣行に従い他の指定商業銀行と分けている。
2. 指定 (Scheduled) 銀行とは、一定以上の資本規模を持ち、中央銀行 (準備銀行) からの融資を受けられる銀行を指す。

第4表 NABARDの貸借対照表 (3月末残高)

(単位 千万ルピー)

資産の部				負債・資本の部			
	1995年	96	97		1995年	96	97
リファイナンス残高 (中・長期融資)	10,134	11,145	12,359	〈負債〉			
一般融資 (短期融資)	4,344	4,789	4,908	インド中央政府からの借入 (IDA/IBRD援助を含む)	1,229	1,294	1,170
全国農村信用基金 (NRC) (長期) による中期融資	214	178	128	準備銀行からの一般借入	4,343	4,787	4,765
NRC (安定化) 基金からの転換融資	110	32	100	ARDR計画による準備銀行からの借入	318	204	110
州政府への融資	282	363	418	オープンマーケットからの借入	1,000	1,045	1,245
割引手形	—	108	25	GSRFによる準備銀行からの借入	117	—	—
農業農村負債救済 (ARDR) 計画 (1990年) での融資	292	198	104	短期借入	86	—	—
政府証券への投資	1,745	1,298	1,243	RIDF預金	—	350	1,392
農村インフラ開発基金 (RIDF) からの融資	—	387	1,475	外貨借入 (ドイツKfWより)	—	70	171
その他	870	1,110	1,811	その他負債	564	595	960
				〈資本〉			
				資本	330	500	1,000
				準備	1,232	1,738	2,280
				全国農村信用基金 (NRC) (長期信用)	7,934	8,185	8,636
				NRC (安定化基金)	838	840	842
総 資 産	17,991	19,608	22,571	総負債・資本	17,991	19,608	22,571

出典 NABARD, Annual Report 1995-96, Annual Report 1996-97.

(注) 筆者の判断で、構成を変えた部分がある。

(注24)
り、融資対象は金融機関と政府（州政府）
(注25)
に限定されている。97年3月末現在で、総資産226億ルピーのうち、傘下の農村金融諸機関の中・長期資金向け貸出残高が1,236億ルピーと過半(54.8%)を占め、これに短期資金向け貸出に使われる一般融資(491億ルピー)や、中期貸出資金(23億ルピー)などを合わせると、総資産の78%が傘下の金融機関にリファイナンスされていることになる。

逆に、NABARDの資金源の内訳をみると、インド準備銀行への依存が極めて高いことがわかる。インド準備銀行からNABARDに移管され、現在も積み増されている全国農村信用基金(National Rural Credit Fund)が、長期基金(864億ルピー)と災害対策安定基金(84億ルピー)を合わせて948億ルピーあり、NABARD総資産(=資本+負債)の42%を占める。これに短期資金源である準備銀行からの一般借入(General Line of Credit)477億ルピーを合わせれば、総資産の63.1%を、明らかに準備銀行からの資金が占めることになる。連邦政府と準備銀行による出資金(100億ルピー)、連邦(中央)政府からの借入金(117億ルピー)をさらに合わせれば、準備銀行と連邦政府への資金依存は、総資産の73%にも達するのである。

これに対し、市場からの借入(金融債発行)と預金は281億ルピーで、総資産の12.4%しかない。NABARDの主な機能は、いまだに準備銀行および連邦政府の資金を傘下の農村金融機関に流すことでしかない。預金動員や市場借入によって市場価格(利子)で得た資金を、リスクをとって貸し出すとい

う、金融機関がもつ本来の金融仲介機能は、まだきわめて脆弱といえよう。

c. インド準備銀行に占める農村金融の位置とインフレへの影響

農村金融資金のこのように過渡な中央銀行・政府依存は、自立した金融システムの発展の妨げになるだけでなく、実体経済の裏づけのない貨幣増刷によってインフレを招き、経済発展の基盤となるマクロ経済の安定に多大な影響を与えかねない。インドでも、インフレ率が年率10%を超えると政治が不安定になるという説もあり、リファイナンス資金を準備銀行に過渡に依存することは、農業・農村開発の妨げになるだけでなく、インドの政治経済全体が安定して発展する基盤を掘り崩すことになる。

中央銀行に農村金融システムがどの程度の負担(インフレ圧力)を与えているかをみるために、インドの中央銀行であるインド準備銀行の貸借対照表を検討してみよう(第5表)。99年3月末のNABARDへの貸出残高は556億ルピーで、準備銀行の銀行部門の資産合計に占める割合は4.2%に過ぎない。しかし、貸出総残高1,988億ルピーの28.0%と大きな割合を占めている。しかも、91年と比べて、他の銀行貸出残高が減少(特に指定商業銀行)ないし横ばい傾向にあるなかで、目立って増加している。準備銀行のNABARD貸出の増大が、インフレ圧力の一端を担っている可能性は高いといえそうである。

第5表 インド準備銀行の貸借対照表（3月末残高）

（単位 千万ルピー，％）

資産の部				負債・資本の部			
	1991年	98	99		1991年	98	99
発券部門				発券部門			
金貨・金地金	6,654	9,877	10,310	発行銀行券	53,784	148,520	172,541
外国証券	200	45,700	50,700	銀行部門保有銀行券	23	31	32
ルピー硬貨	29	27	71				
インド政府国債引き受け	46,924	92,946	111,492				
発券部門資産合計	53,807	148,550	172,573	発券部門負債合計	53,807	148,550	172,573
銀行部門				銀行部門			
現金	23	31	33	預金	38,542	65,119	71,758
海外資産	4,008	41,633	52,310	中央政府	61	51	51
貸出	18,516	13,963	19,876	州政府	33	402	17
	(100,0)	(100,0)	(100,0)	指定商業銀行	33,484	57,698	63,548
中央政府	—	—	2,873	指定州協同組合銀行	244	706	677
州政府	916	1,853	1,493	非指定州協同組合銀行	13	40	99
指定商業銀行	8,169	395	2,894	その他銀行	88	983	133
州協同組合銀行	38	—	13	その他	4,619	5,239	7,233
インド工業開発銀行	3,705	2,267	2,000	資本	…	13,065	12,667
NABARD	3,328	4,994	5,560	払込済み資本	…	5	5
	(18,0)	(34,8)	(28,0)	準備	…	6,500	6,500
インド 輸出入銀行	745	807	752	NIC基金	…	5,680	5,281
その他	1,615	3,647	4,291	NHC基金	…	880	881
買入・割引手形				その他負債・資本	…	35,566	49,548
政府短期証券(TB)	1,384	—	—				
投資	40,286	48,482	55,112				
その他資産	2,666	9,640	6,641				
銀行部門資産合計	66,884	113,748	133,971	銀行部門負債・資本合計	66,884	113,748	133,971
総 資 産	120,691	262,298	306,544	総負債・資本	120,691	262,298	306,544

出典 Reserve Bank of India, *RBI Bulletin : Money and Banking*（インターネットによる）

（注）1. 筆者の判断で，構成を変えた部分がある。

2. NICは，National Industrial Credit, NHCは，National Housing Creditの略。

3. 「その他負債・資本」は，「銀行部門負債・資本合計」と「預金」およびここで詳述した「資本」の差であるが，データからは負債なのか資本なのか分類できないため，一括して表示した。

d. 農業・農村金融の資金の流れ

このようにインフレ圧力を生みながら，主に準備銀行を源泉とする NABARD 資金は，商業銀行と信用農協の各系統へと流れていく。

これらの金融機関は各段階（州，県，村落）で預金を吸収し，その一部を農業農村貸出へ向けるから，最終的な借り手（農家・農村非農家）が実際に金融機関から得る融資の総額は，NABARDが供給する資金量より多くなる（最終的な貸出のうちどの程度を各農

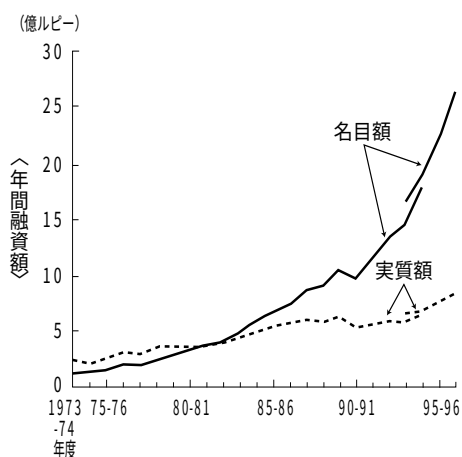
村金融機関が自己資金から出すかは，金融機関の種類や地域融資の目的によって異なる）。総農業・関連貸出（残高）に占める NABARD 資金の割合は，86年6月末で45%であった。^{（注27）}この割合（ただし年間貸出額）は，95-96年度で38%，96-97年度は35%，さらに97-98年度^{（注28）}（暫定値）は31%と低下傾向にあるが，農業・関連貸出の相当部分が中央銀行から NABARD を経由して供給されている構造は，まだ根強い。

e. 政府の強い介入による農業信用供給の伸び

これまでみてきたような中央銀行と NABARD の強力な資金供給もあって、フォーマル金融機関による農業信用の供給量は着実に増大してきた。第4図はこれを示したものである。73-74年度と比べて95-96年度の農業信用供給量は名目で15.7倍(年平均の伸び率13.3%)に、実質で2.84倍(年平均伸び率4.9%)^(注29)に増大した。

第5図は、短期、中・長期別に、各金融機関の農業信用供給量の変化(WPI 調整済みの実質値)をみたものである。69年までに信用農協によって独占的に担われていた農業貸出は、指定商業銀行と農村地域銀行の参入後、多様化が進んだことがわかるだろう。また、一目で分かるように、指定商業銀行の農業貸出が急増したことが、農業信用供

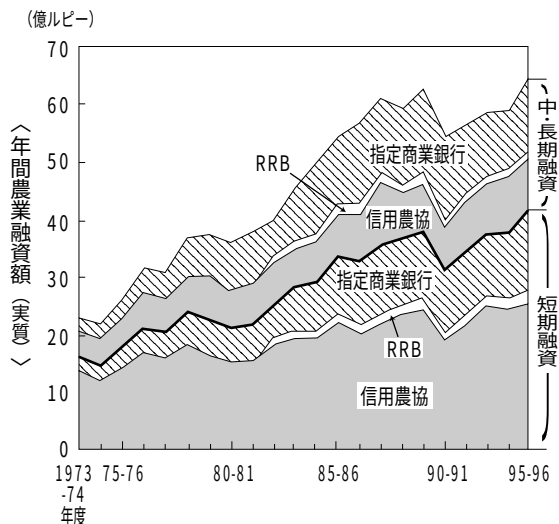
第4図 フォーマル金融機関による農業融資の伸長



資料 K. P. Agrawal, et al., "Gearing Rural Credit for the Twenty-First Century", *EPW*, Vol.32, No.42, 1997, *Economic Survey 1998-99*, 等
(注) 1. 1973-74年度から94-95年度は,"Gearing ..."; 93-94年度から96-97年度は *Economic Survey* のデータ。
2. 実質額は、WPI (卸売物価指数: 1981-82 = 100) で名目額をデフレートした値。
3. 商業銀行と信用農協の農業融資額の合計。

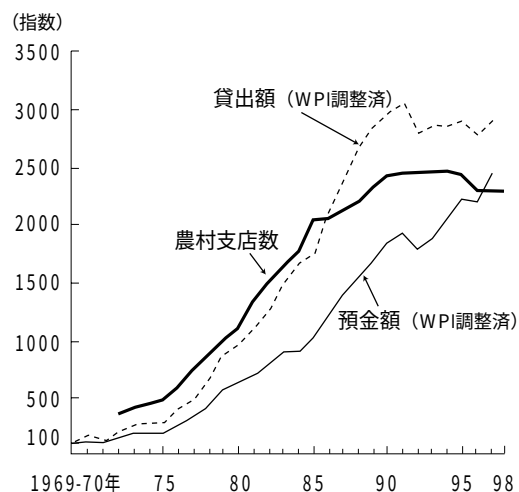
給増加の最大要因であった。農村金融市場での指定商業銀行の役割は、短期融資よりも中・長期融資の分野で大きい。

第5図 金融機関別短期および中・長期融資額の変化(実質額)



資料 第4図に同じ
(注) 1. RRBは地域農村銀行を示す。
2. 82-83年度以前のRRBの融資額は指定商業銀行に含まれる。
3. 第4図と同様、WPI (1981-82年度=100) でデフレート実質額。

第6図 指定商業銀行の農村支店の活動の伸び (1969年=100)



資料 EPW Research Foundation, "Money, Banking and Finance", *EPW*, Vol.34, No.3-4, 1999, p.222, 等から筆者作成
(注) 預金額と貸出額は実質額である卸売物価指数 (WPI: 1981-82価格=100) でデフレートし調整した。

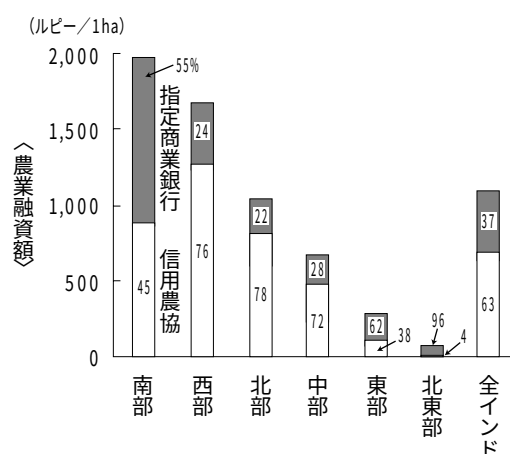
商業銀行による農業貸出の伸びは、国有化後の政策によって農村支店網が急速に拡大したこと、および既にみたように銀行の貸出総額に対して一定比率の農業貸出が義務づけられたことと強い関係がある。第6図が示すように、69年の国有化後、指定商業銀行の農村支店数は急増し、それに伴って貸出額と預金額が大きく増加したのである。

一方、第5図が示すように、農村貧困層への信用供給増大のために期待された地域農村銀行（RRB）の活動は、総資金供給量としてはかなり限定的である。

f. 農村金融機関の地域性

次に、主要な農村金融機関である信用農協と商業銀行の活動を各地域の特徴という視点から比較してみたい。第7図が示すように、フォーマル農村金融機関の農業信用

第7図 地域別・金融機関別農業融資額
(1994-95年度)



資料 K. P. Agrawal, et. al, “Gearing Rural Credit ...”, 等から作成

(注) 作付延べ面積1ha当たりの信用農協と指定商業銀行の農業融資額。農村地域銀行（RRB）融資は入っていない。

供給能力は、地域によってきわめて大きな格差がある。作付け(延べ)面積1haあたり2,000ルピー近い南部地域から、100ルピーに満たない北東部地域まで、フォーマル金融機関の資金供給力には幅がある。このような大きな地域格差がなぜ生まれるのか、それ自体非常に重要な問題だが、ここではそれについて特に論じない。^(注30)

筆者がここで指摘しておきたいのは、インド東部地域や北東部地域など、いわゆる貧困地域において信用農協の活動がきわめて弱いこと、そしてそれを不十分ながら補完するように、商業銀行が農業信用供給の中心的な役割を担っていることである。政府は、共同体的な力を金融市場の発展にも活用しようとして独立以来信用農協を保護・育成してきた。しかし、それが失敗した地域において、政府(国有商業銀行・地域農村銀行)が主要な金融機関として農村金融市場に直接介入し、フォーマルな農村金融市場の空白地帯を埋めようとしてきた構造がここに見て取れよう。

一方、商業的農業が相対的に発達し、一般的な経済状況も抜きんでた西部（グジャラート州、マハラシュトラ州など）や北部地域（パンジャブ州、ハリヤナ州、ラージャスタン州など）で、農村金融市場に占める信用農協の比重が非常に大きい（西部76%、北部78%）ことが注目される。

g. 融資資金の使途

農村金融機関により供給される資金は、農業生産の運転資金（肥料、農薬、種子、灌

溉用水代、雇用労賃など）として使われる短期資金（生産資金）と、設備投資資金（管井戸などの灌漑施設、トラクターなど）として使われる長期資金（投資資金）に大別される。長期資金は、農業構造の変化に大きな影響を与えていると考えられる。

ここでは、NABARD が供給する長期資金の使途を地域別にみることにより、それぞれの地域でフォーマル金融による資金供給が農業・農村経済構造の変化にどのような役割を果たしているかをみてみよう（第6表）。また、信用供給の累計の構成比（過去の平均値）と、95-96年度あるいは97-98年度の構成比（限界値）を比較することで、投資先の変化（農業・農村経済構造の変化の方

向）を知ることにもできる。

まず、全国平均でみると、累計（96年まで）でもっとも多いのは小規模灌漑で、全体の約3割を占めていた。民間の管井戸投資などによる灌漑面積の拡大は、緑の革命の基盤であり、インドの食糧生産増大における最大の牽引力^(注31)といってよい。フォーマル金融機関による長期資金供給は、特に緑の革命の先進地域（北部と南部）において、穀物増産の大きな推進力であった。また、西部のマハラシュトラ州で製糖協同組合の下で拡大したサトウキビ生産も、小規模灌漑施設の普及によるところが大きかった^(注32)と考えられる。インドの食料増産は、80年代までは、主に以上の農業先進地域において達

第6表 NABARDによる地域・使途別設備資金供給

(単位 %)

	北部地域		中部地域		西部地域		東部地域		北東部地域		南部地域		全 国		
	累積	95-96年度	累積	95-96年度	累積	95-96年度	累積	95-96年度	累積	95-96年度	累積	95-96年度	累積	95-96年度	97-98年度
小規模灌漑	22.2	15.9	36.0	27.7	39.4	21.0	19.7	6.6	7.8	0.0	28.3	21.5	29.4	19.8	13.4
農業機械化	35.0	33.5	20.4	27.3	18.1	27.9	10.8	14.5	3.1	2.9	12.9	14.9	19.1	22.9	28.0
酪農開発	8.3	13.1	2.2	4.6	4.0	4.8	0.6	0.8	1.3	0.7	4.4	5.3	4.1	6.0	9.0
プランテーション・園芸	1.2	0.7	0.5	0.9	3.9	5.0	4.2	3.7	29.0	25.9	9.1	7.5	4.7	4.5	4.7
養鶏・羊飼育・養豚	3.3	6.5	0.8	1.6	3.4	4.4	0.8	1.4	0.7	1.2	6.4	9.1	3.3	5.4	5.1
土地改良	3.5	3.4	0.3	0.0	1.1	0.5	0.4	0.1	0.1	0.0	1.7	0.8	1.4	1.0	1.5
養魚	0.2	0.4	0.2	0.3	1.5	3.2	2.3	2.3	2.7	1.1	4.0	8.0	1.9	3.5	0.8
植林	0.6	0.4	1.2	1.1	1.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.0	0.6	0.2	0.7	0.4	0.3
倉庫・市場(いちば)改善	2.4	0.8	0.9	0.7	2.2	1.5	1.4	0.8	0.5	0.0	0.4	0.1	1.3	0.7	0.4
家畜糞尿ガスプラント	0.1	0.0	0.2	0.0	0.7	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0	1.0	0.1	0.5	0.1	0.0
非農業部門	5.8	14.7	1.9	6.2	7.1	15.5	4.5	12.6	8.4	18.7	10.2	21.1	6.4	15.0	15.7
その他	3.7	4.1	2.9	8.9	1.8	6.2	2.6	5.9	4.3	10.0	3.2	4.3	2.9	5.8	5.5
IRDP	13.6	6.5	32.5	20.5	15.9	9.9	52.2	51.2	41.7	39.5	17.9	7.0	24.3	15.0	15.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典 NABARD, *Annual Report 1995-96 Statistical Statements*, NABARD Home Page(internet)

(注) 1. 地域分類は、以下のとおり。北部地域は、Chandigarh, Delhi, Haryana, Himachal Pradesh, Jammu & Kashmir, Punjab, Rajasthan. 北東部地域は、Assam, Manipur, Meghalaya, Mizoram, Nagaland, Tripura. 東部地域は、Sikkim, Bihar, Orissa, West Bengal Andaman & Nicobar Islands. 中部地域は、Madhya Pradesh, Uttar Pradesh. 西部地域は、Dadra and Nagar Haveli, Goa, Diu & Daman, Gujarat, Maharashtra. 南部地域は、Andhra Pradesh, Karnataka, Kerala, Pondicherry, Tamil Nadu, Lakshadweep.

2. 「累積」は1996年3月末までの累積融資額。

成されてきた。フォーマル金融機関による先進地域への信用供給が、インドの食料増産に果たした影響はきわめて大きかったといえよう。

しかし、小規模灌漑の比率は全地域で急速に低下しており、代わって農業機械化資金の比率が急増している。パンジャブ州やハリヤナ州など、インド北部における緑の革命の最先進地域では、累積でも農業機械化投資が最大で、増産目的の灌漑施設から省力目的のトラクターなどへ主な投資先が転換して久しい。また、経済の発展に伴う食料需要の多様化と高度化によって、酪農部門や養鶏などへの投資が増加していることもこの表から読み取れる。

貧困層への補助金付きターゲット・ローンであるIRDПは、全体的には低下している

し、経済的に豊かな北部や南部において、その比率は7%程度(95-96年度)と低い。一方、貧困地帯の東部(西ベンガル州、オリッサ州、ビハール州など)と北東部(アッサム州、トリプラ州など)では、依然融資総額の4～5割をIRDПが占めている。経済発展の地域差や発展段階に対応して、融資の目的や用途は大きく異なる。

h. 低い融資返済率と経営圧迫

インドの農村金融システムが抱える最大の欠陥、それは、こうして政策的に供給された農村信用の回収率がきわめて低く、供給された資金が循環しないことである。これは、農村金融システムの「自立」にとって、決定的な障害となっている。

第7表は、各金融機関のパフォーマンス

第7表 各農村金融機関のパフォーマンスの概況(1995-96年度)

(単位 千万ルピー, %)

	指定商業銀行			信用農協				
	指定商業銀行全体			短期信用			長期信用	
		指定商業銀行 (RRB除く)	地域農村銀行 (RRB)	単位農業信用 協同組合 (PACS)	県中央協同 組合銀行 (DCCB)	州協同組合 銀行 (SCB)	州協同組合 農業農村開 発銀行	単位協同組 合農業農村 開発銀行
預金残高	471,630	457,607	14,024	3,790	24,534	13,433	163	59
借入残高	44,821	42,267	2,553	11,381	10,088	7,906	8,431	5,004
投資残高 (Investment) (a)	189,023	186,162	2,861	...	...	...	...	...
貸出残高 (b)	258,912	251,968	6,944	14,463	24,493	16,602	6,854	4,096
投資残高+融資残高 (a+b)	447,935	438,130	9,805	...	...	...	...	...
預貸率(%)	55	55	50	382	100	124	4,205	6,942
(投資+貸出)/預金(%)	95	96	70	...	...	...	...	...
農業融資返済率(%)	...	60	55	65	69	90	61	61
黒字経営(行・組合)	...	47(*)	46(**)	75,627	261	26	11	365
赤字経営(行・組合)	...	13(*)	145(**)	36,993	95	2	8	345
黒字銀行・組合率(%)	...	78.3(*)	24.1(**)	67.2	73.3	92.9	57.9	51.4

資料 RBI, *Statistical Tables Relating to Banks in India 1995-96*, NABARD, *Annual Report 1996-97*, National Federation of State Cooperative Banks Ltd., *Performance of Primary Agricultural Credit Societies 1995-96*, National Co-operative Agriculture and Rural Development Banks' Federation Ltd., *Statistical Bulletin 1995-96*, NABARD, *Co-operative Banking System An Over View; 1996-97*.

(注) 1. 農業融資返済率は、期間内の返済額/返済請求額(1995-96年度)。
2. (*)は、外資系銀行を除く。
3. (**)は、収支不明の3行を除く。
4. 投資(Investment)の内訳は、国債や開発金融機関の金融債の購入等で、法定流動性比率(SLR)による強制的なものである。

をみたものである。傘下の金融機関への貸出が主で、ほとんど個人貸出を行わない州協同組合銀行（SCB）と県中央協同組合銀行（DCCB）を除くと、農業融資の返済率は55～65%の範囲（単純平均で93-94年度は55%，94-95年度は61%，95-96年度は60%）と非常に低い。

現在、貸出金利が年20%を超えないような「低金利」であることを考えれば、このレベルの回収率では、金融機関が持続性のある経営体として全く成り立ち得ないことは明白であろう。実際、信用農協も商業銀行も、多くは現在慢性的な赤字経営の状況にあり、「自立」とはかけ離れている。

なぜ、このように資金の回収率が低いのか。既にみたようにRFM説によれば、これは外部資金（借入・援助資金）への依存度が高く（インドの場合、NABARD、究極的には中央銀行と中央政府への高い資金依存）、資金貸出を回収しようとする金融機関のインセンティブがそがれてしまうことが大きな原因ということになる。

しかし、資金の自己調達力を示す預貸率（貸出金残高／預金残高）は、指定商業銀行（RRBを除く）とRRBでは、ともに100以下で、資金の外部依存が少ないにもかかわらず、農業貸出の資金回収率は、決して高くない。特にRRBの回収率の低さは突出している。この回収率の低さが、RRBの赤字経営率が際立って高いことの主要な原因であることは間違いない。逆に、貸出資金源の大部分を外部からの借入に依存している単位農業信用協同組合（PACS）や協同組合農業農村

開発銀行の回収率は、相対的に高い。融資の回収率に決定的な影響を与えるのは、資金の調達方法（貯蓄動員か借入か）ではなく、別の要因と言えそうである。この点を、貧困層を目的としたターゲット・ローンを例に検討してみよう。

i. 金融機関の経営を圧迫するIRDP

既にみたような経緯で、78年に開始され、82年に全国に広まったIRDP（Integrated Rural Development Programme：総合農村開発事業）は、生産的資産獲得を目的として貧困層に融資プラス補助金供与を行うユニークな事業である。具体的には、政府が設定する貧困線以下の農村貧困世帯をターゲットとして補助金付きの融資を行うことで、土地など生産的資産を持たない貧困層が小商売を始めたり、家畜飼育を始める。それによって自己雇用機会を得るとともに追加的収入を獲得し、貧困線以上の所得に達せられるようにきめ細かいサポートをするというのが、IRDPの事業の概略である（具体的な

第8表 IRDPの使途別融資額（NABARDレベル）
（単位 千万ルピー，%）

	95-96年度		96-97	
	金額	比率	金額	比率
小規模灌漑	49	11	55	11
酪農開発	90	19	96	18
羊・ヤギ・養豚	33	7	40	8
その他家畜（役牛、牛車、ラクダ等）	47	10	26	5
小規模工業、サービス業、小商売	224	49	246	48
その他（農地改良、養鶏、養魚、等）	18	4	50	10
合 計	461	100	513	100

出典 NABARD, *Annual Report 1996-97*.

（注）上の数字はNABARDから各金融機関への資金供給量で、受益世帯が受ける融資の総額と異なる。

例えば、96-97年度のIRDP融資総額は1,955千万ルピー、政府補助金を含めたIRDP総投資額は3,087千万ルピーであった。

(注34)
獲得資産の内容は第8表を参照)。

IRDPの受益世帯は、98年3月末までに、
延べ5,200万世帯に達したとされる^(注35)。1世帯
の世帯員数を平均5.5人とすれば、延べ2.9
億人が受益したことになる。複数回 IRDP 融
資を受けた世帯があるにしても、現在人口
の3～4割を占めるといわれる貧困世帯の
かなりの部分が IRDP の恩恵を受けたと考
えられる^(注36)。

IRDP がどの程度の成果を生んだかにつ
いては、様々な議論がある。しかし、最近
の政府の評価報告によれば、IRDP 受益世帯
の14.8%が貧困線(91-92年価格で年収
11,000ルピー、約3.3万円)を超えたという(旧
貧困線の6,400ルピーを超えた世帯は50.4%)。
しかし、受益世帯の29.3%では、何ら追加
的所得をもたらさなかったという^(注37)。IRDP
が貧困緩和に一定の成果を生んだことは否
定できないが、多額の資金の使われ方が貧
困緩和に効率的だったか、という点では大
きな疑問があるといえそうである。

ここでは、これ以上 IRDP の中身や成果に
ついては問わず、IRDP融資が農村金融機
関、そして農村金融システム全般に与えた
影響について簡単に検討してみたい。ま
ず、IRDP が主に商業銀行と地域農村銀行
(RRB)によって担われていることを確認し
よう。96-97年度の IRDP 融資総額195億ルピー
のうち、59%は商業銀行、そして25%は RRB
によるもので、信用農協の割合は16%に過
ぎなかった^(注38)。これを、各金融機関の農業・関
連貸出額に占める割合でみると、信用農協
は2.6%に過ぎないが、指定商業銀行は9.0

%、そして RRB に関しては29.2%に達する。
IRDP は、貧困対策として作られた政策的金
融機関(RRB)と、体力のある商業銀行によっ
て主に担われているのである。中央政府の
支配から相対的に距離をおいた信用農協で
は、IRDP の比重は非常に小さい。

問題は、この IRDP の返済率が極めて低
く、低利性によるマージンの少なさととも
に、金融機関の経営にとって大きな負担と
なっていることである。IRDP 融資の回収
率は41%にすぎず^(注39)(96年3月末)、各金融機
関の農業・関連貸出の回収率より際立って
低い。貸出に占める IRDP の比率が突出して
高いRRBにおいては、これが平均的な回収率
を引き下げ、経営を圧迫する大きな原因で
あることは明白である。

このように IRDP の返済率が抜きんでて
低いのは、返済減免を期待しての意図的返
済回避(受益者の43.6%にも達するという)が
最大の要因で、関係機関の調整不足、受益
者および資産選定のミス、フォローアップ
不足など、他の要因よりも大きい^(注40)。

貧困を緩和する目的で、「社会的必要性」
によって金融機関に課せられた IRDP が、債
務不履行を助長する政治的社会的風潮とあ
いまって、金融機関の自立にとって大きな
障害となっているといえそうである。

(3) インフォーマルな農村金融の形態 と性格

a. 農村部に根強く残るインフォーマル 金融

第9表は、耕作者世帯におけるフォーマ

第9表 耕作者世帯の負債残高に占める各種金融の割合

(単位 %)

	51-52年度	61-62	71-72	81-82
フォーマル金融	7.3	18.7	31.7	63.2
政府	3.3	2.3	7.1	3.9
信用農協／協同組合銀行	3.1	15.5	22.0	29.8
商業銀行 (農村地域銀行を含む)	0.9	0.6	2.4	28.8
保険会社	—	—	0.1	0.4
退職金積立基金	—	—	0.1	0.3
インフォーマル金融	92.7	81.3	68.3	36.8
農民兼金貸し	24.9	36.0	23.0	8.3
職業金貸し	44.8	13.2	13.1	7.8
商人・仲買人	5.5	8.8	8.4	3.1
地主	1.5	0.6	8.1	3.7
親戚・友人	14.5	8.8	13.1	8.7
その他	1.8	13.9	2.6	5.2

出典 松本絹代「インド農村における機関貸手による金融の伸展と課題」
「アジア経済」Vol.31, No.6-7, 1990年, 162頁。原典はRBI, *All-India Rural Credit Survey 1951-52, All-India Rural Debt and Investment Survey 1961-62, All-India Debt and Investment Survey 1971-72, All-India Debt and Investment Survey, 1981-82.*

(注) 筆者の判断で若干表現を変えてある。

ル金融およびインフォーマル金融からの負債残高の構成比(全国平均)を示したものである。政府の積極的な農業金融拡大政策により、インフォーマル金融の比重は確実に低下していることがわかる。しかし、同時にインフォーマル金融は農村の金融市場において、依然として無視できない役割を担っている^(注41)。インフォーマル金融の地域別統計データが手元になのが残念だが、インド東部や北東部など、信用農協の活動が不活発で、かつ商業銀行がそれほど発達していない地域では、インフォーマル金融の比重

第10表 西ベンガル州ナディア県G村の金融状況 (土地所有面積・借入先別)

(単位 ルピー, 世帯, %)

所有耕地面積 (エーカー)	フォーマル金融			インフォーマル金融						借入金 合計	1世帯当 り平均 借入額
	信用農協	銀行	計	親戚・友人	商人	高利貸し	頼母子講	ポンドック	計		
0 (非農家) (18世帯)	8,000 (2) 13.2	0 (0) 0.0	8,000 (2) 13.2	2,500 (1) 4.1	7,900 (5) 13.1	0 (0) 0.0	42,000 (2) 69.5	0 (0) 0.0	52,400 (7) 86.8	60,400 (8) 100.0	3,356
0 (耕作農家) (8世帯)	800 (1) 8.6	0 (0) 0.0	800 (1) 8.6	0 (0) 0.0	6,000 (2) 64.5	0 (0) 0.0	2,500 (1) 26.9	0 (0) 0.0	8,500 (3) 91.4	9,300 (4) 100.0	1,163
0.5未満 (11世帯)	6,040 (4) 22.1	0 (0) 0.0	6,040 (4) 22.1	13,000 (2) 47.5	4,000 (5) 14.6	0 (0) 0.0	4,300 (2) 15.7	0 (0) 0.0	21,300 (5) 77.9	27,340 (6) 100.0	2,485
0.5以上 1.0未満 (18世帯)	31,400 (10) 28.5	25,000 (1) 22.7	56,400 (11) 51.2	9,000 (3) 8.2	7,700 (7) 7.0	0 (0) 0.0	15,000 (4) 13.6	22,050 (2) 20.0	53,750 (12) 48.8	110,150 (16) 100.0	6,119
1.0以上 2.0未満 (18世帯)	130,000 (7) 54.6	0 (0) 0.0	130,000 (7) 54.6	41,000 (5) 17.2	5,100 (4) 2.1	8,000 (1) 3.4	17,000 (4) 7.1	36,900 (1) 15.5	108,000 (12) 45.4	238,000 (15) 100.0	13,222
2.0以上 5.0未満 (14世帯)	84,500 (12) 34.1	90,000 (1) 36.4	174,500 (13) 70.5	28,000 (3) 11.3	33,000 (4) 13.3	0 (0) 0.0	12,000 (3) 4.8	0 (0) 0.0	73,000 (6) 29.5	247,500 (13) 100.0	17,679
5.0以上 (9世帯)	66,000 (8) 18.1	20,000 (1) 5.5	86,000 (8) 23.6	17,000 (2) 4.7	12,150 (3) 3.3	0 (0) 0.0	91,500 (2) 25.1	157,500 (1) 43.3	278,150 (4) 76.4	364,150 (8) 100.0	40,461
全体 (96世帯)	326,740 (44) 30.9	135,000 (3) 12.8	461,740 (46) 43.7	110,500 (16) 10.5	75,850 (30) 7.2	8,000 (1) 0.8	184,300 (18) 17.4	216,450 (4) 20.5	595,100 (49) 56.3	1,056,840 (70) 100.0	10,905

資料 筆者の農村調査結果(1998年3月実施)

(注) 1. 上段は借入額合計, 中段は借入世帯数, 下段は借入額合計に対する構成比。
2. ポンドックによる借入金額は, ポンドックによる農家の農地貸出面積とポンドックの単位面積当たり相場額から, 筆者が推定した。
3. 所有耕地面積がゼロで耕作世帯とは, 借地により耕作農業を営む農家。

は今でもかなり大きいと予想される。

農村部のインフォーマル金融については、全国的で全階層的な調査がここに挙げたもの以外に見つからない上に、地域性が大きいと考えられるので、以下、一つの事例として西ベンガル州における筆者の実態調査の結果を検討したい。

ｂ．西ベンガル州G村の事例

第10表は、西ベンガル州ナディア県の一つの村（G村と呼ぶ）で農村金融について筆者が行った調査の結果である。^(注42) G村は、この地域としては非常に活発な単位信用農協（PACS）を持ち、農協からの借入残高のある世帯の比率は45%に達する。にもかかわらず、村人の総借入残高に占めるインフォーマル金融の割合は56%とフォーマル金融のそれより多く、借入世帯の比率も51%を占めていた。インフォーマル金融は、G村住民にとってきわめて重要で日常的な金融の手段となっている。

土地所有規模を基準にして経済階層別にみると、^(注43) フォーマル金融とインフォーマル金融の双方において、富裕な階層のほうに、金額的にも利用比率においても利用度が高い。しかし、それぞれの階層で両者へのかかわりの深さを比較すると、大きな違いがあることがわかる。つまり、経済的に豊かな階層は、一般的にフォーマル金融への依存度が高いのに対し、^(注44) 貧しい階層はインフォーマル金融への依存度が極めて高い。

これは、フォーマル金融は主に社会・経済的上層を対象にしており、下層はフォーマル

金融のアクセスを奪われ、搾取的なインフォーマル金融に依存せざるをえないという一般的な批判を裏付けているようにみえる。

ｃ．インフォーマル金融の種類と性格

次に、インフォーマル金融の種類と性格について、若干検討したい。G村ではインフォーマル金融借入のうち金額でもっとも多いのがボンドック（説明は後述）で、頼母子講、親戚・友人、商人と続く。一般に考えられているような高利貸しは、この村ではごく小さな位置を占めるだけである。

一方、件数でみると、最も多いのは商人からの借入で、96世帯中30世帯が負債を抱えている。続いて、頼母子講、親戚・友人が多く、金額としてはもっとも多いボンドックは4世帯しか利用していない。高利貸しはわずか1件にすぎない。

続いて、それぞれの金融形態の性格を簡単に説明しよう。もっとも一般的な商人からの借入は、おそらく日用品や農業資材の掛買いであろう。額は一般的に少なく、多くの場合無利子である。利率が明らかな24件中19件は無利子であった。

親戚・友人の場合は、利率が明らかな15件中、無利子は8件で、有利子の場合、利率（年利）は18～60%となっている。ちなみに、年利18%は信用農協からの借入（G村では13～18%）とほぼ同じで、年利60%は後でみるように頼母子講のそれと一致している。農協利子と頼母子講利子を基準にしながら、借り手と貸し手の関係の距離によって、利率が伸縮的に決められていると

いってよいだろう。

金額的にもっとも多いボンドックは、利用権を付与した農地を担保として渡す代わりに無利子で金を借りる方法で、金を貸す側にとっては担保農地の利用による利益が利子の役目を果たす。抵当流れはなく、借りた金額と同額を返せば、いつでも土地は所有者に戻る。^(注45) 名目上利子はつかないし、実質的な利子も13～20%程度と低利で、土地を多く持つ裕福な階層が、多額の現金を長期間必要とする場合によく使われる金融手法である。逆に、この形態の金融では、比較的下層の農家が信用の供与者になるケースが多い。^(注46)

最後に頼母子講からの借入であるが、これはG村のインフォーマル金融のなかでは金額としても件数としても2番目に多く、もっとも一般的なインフォーマル金融とあってよいかもしれない。生活用品や農業資材の購入、冠婚葬祭経費の調達など、さまざまな目的に使われている。利子率は年利にして一般的に60%で、48～72%と幅がある。1件のみの高利貸し(利子率84%)を除けば、G村では利子率をもっとも高い。

このように、インフォーマル金融も様々な形態をとり、その性格も多様である。利子のつかない商人からの掛買いや親戚・友人間の貸借、あるいは土地を介したボンドックなどは、多くの場合低利で、柔軟かつ効率的とあってよい。インフォーマル金融すなわち搾取的、不効率という考えは間違いといえよう。

一方で、G村で主要なインフォーマル金

融の形態となっている年利60%の頼母子講については、評価が難しい。「頼母子講が広まったおかげで、高利貸しの金利が、かつての月利10%（年利120%）から頼母子講と同じ60%に低下した^(注47)」という村人の話から判断すると、相互扶助的で効率的な金融という判断も可能である。他方、信用農協などフォーマル金融と比べて数倍高利である。タイムリーな資金調達など借り手にとってのメリットがあるとはいえ、資金の利用目的は農協融資と同質性が強い。フォーマル金融が未発達で十分な資金を供給できないことがこのような高利金融が残存する主要な原因であろう。フォーマル金融の一層の発達とともに、頼母子講の金利も低下していくと考えられる。

d. 頼母子講の性格と可能性

高金利性に問題があるとはいえ、今や全国的にみられるというインドの頼母子講は、現段階においては、インド政府が金融改革のなかで育成を始めているマイクロ・ファイナンスとの関係で重要な役割を担う可能性がある。そのため、G村にみられる頼母子講の形態と性格について若干分析を深めておきたい。

G村での聞き取りによると、ファンド(Fund)と呼ばれる頼母子講がこの村には多数あり、約半数の世帯が参加している。一つの頼母子講は約10人のメンバーからなり、毎月最低100ルピー（約300円）、多い人なら500ルピーの掛け金を払い込む。この講は、こうした集めた金を原資として、資金を必要とす

る人に有利子（月利4～6%）で貸し出す。そして、3～4年運営した後でそれぞれの掛け金と運用利益を精算・分割して終了する。頼母子講にはいくつかの型があるが、この頼母子講は家計貯蓄の高利運用を目的とする貯金兼貸付組合といえよう。

講に蓄積された掛け金の運用率や貸し倒れ率などを考慮する必要がある。しかし、村内の信用農協の貯金金利が年利6%（普通貯金）～11%（2年以上の定期貯金）にすぎないことを考えれば、頼母子講は村人にとってかなり有利な貯蓄手段となっているといえよう。総世帯の約半分が講に参加しているということは、その証左といえる。

さて、借り手について言えば、頼母子講のメンバー以外の人も借りられるが、その場合メンバーの知り合いである必要があるという。借り手についての情報と人的保証によって返済を確実にするためであろう。年利60%という金利は借り手にとってはフォーマル金融よりも数倍高いが、フォーマル金融が資金不足等から信用割当をせざるを得ない現状では、比較的小額、ないし多額でも短期で借り入れる方法として利用しやすい金融といえそうである。フォーマル金融のように、用途を限定されないのも、借り手にとって大きな利点であろう。

貯金兼貸付組合の性格を持つG村の頼母子講のメンバーが、どの経済階層に集中しているかを明らかにするのは今後の課題である。だが、もしも中層以上に頼母子講の参加者が多いとすれば、中・上層で信用農協の借入者が多いことから、結果的にフォー

マル金融資金の少なくとも一部が頼母子講に流れ、それを仲介機関として農村インフォーマル金融市場を活性化していること^(注48)になろう。フォーマル金融機関によって供給された外部資金は、この場合農村のインフォーマル金融を活性化させ、その金利低下に役買っていることになる。

RFM 説やスティグリッツ説もフォーマル金融とインフォーマル金融の連結効果を重視しており、インドの農村部で頼母子講の自律的な発展が広くみられることは、今後フォーマル金融が発展する大きな可能性があることを示している。

4. 農村金融の改革提言 と改革の進捗状況

経済開発のための手段として、政府の直接の管理下に置かれてきた農村金融機関は、既にみたように高い延滞率、多額の不良債権、経営の不効率化という問題に陥った。そして、経済自由化の流れのなかで、金融システムの自立と効率化に向けて、改革が始まっている。

インドの金融改革案として現在もっともよく知られているのは、経済改革が始まった直後の1991年11月に、ナラシムハム（M. Narasimham）を委員長とする諮問委員会が政府に金融改革案として答申した「金融制度委員会報告書」（以下、「ナラシムハム第1レポート」とする）^(注49)である。これは、IMF・世銀の構造調整プログラムを受け入れて、経済自由化に大きく転換したインドが、金融

第11表 農村金融改革の提言と実行状況

主要なテーマ	提 言	導入された施策
農村金融改革の方向	- 金融機関のすべての段階で主体性を尊重することが、システムの健全な存続と政府事業を可能にするために必要。量的拡大よりも質的向上をめざす(クシロ) - 社会・経済的な目標を達成する持続的な機関であるために、金融機関には柔軟性と自立が必要(ナラシムハム①) - 農業・小規模工業セクター等への信用供給は必要だが、融資は商業ベースで(ナラシムハム②) - 商業的基準によりつつも、農業貸出の増大を可能とする改善策が必要(グプタ)	(第9次5ヵ年計画の目標) - 第9次5ヵ年計画中に、農業・関連部門貸出を倍増 - 農家、特に小農・限界農への信用供給を大幅に増大 - 直接貧困緩和を目的とする事業の拡大。IRDPは引き続き自己雇用事業の中心 - NABARDのリファイナンスも引き続き増大
金利の自由化	- 一定の規制は必要だが、簡潔化・柔軟化が必要。商業銀行は利益部門の利益で低金利部門の損失を補填(クシロ) - 管理の下で規制を緩和し、市場の動向を反映するような金利決定システムに(ナラシムハム①) - 自由化の一層の推進(商業銀行の小口融資金利も自由化)(ナラシムハム②,グプタ)	- SCB,DCCBは、預金金利を自由化、貸出金利も12%以上で自由に決定(94-95) - RRBの貸出金利自由化(96) - 銀行は、1年以上の定期預金金利を自由化 - 商業銀行は、20万ルピー未満の小口貸出を除き、貸出金利を自由化
預金動員・資金の自己調達力の強化	- 信用農協系統、特に単協(PACS)の貯蓄動員力を強化。農村金融システムの資金自己調達力を高める。一方、長期資金や貧困融資資金はNABARD,RBIのリファイナンスが必要(クシロ) - 農村住民の貯蓄動員をすすめる、フォーマル金融に導き入れる(ナラシムハム②) - 農村貯蓄の動員を可能とする金融商品の開発(グプタ)	- NABARDは債券発行により、市場から資金調達を始める - 商業銀行の長期貸出へのNABARDリファイナンス率を削減。リファイナンス金利の引上げ - 融資と預金を結びつけた金融商品の開発
農業など優先部門への貸出枠	- 農業などへの信用供給増大は引き続き必要(クシロ) - 優先部門を再定義し、小農・限界農、小規模工業、小商売などに限定し、総貸出の10%に縮小(ナラシムハム①) - 優先部門貸出の急激な縮小は問題。段階的に廃止(ナラシムハム②) - 貸出枠は総貸出残高比率ではなく、貸出額に対する比率へ変更(グプタ)	- NABARDが農村インフラ開発基金(RIDF)を創設(94-95) - 貸出枠は名目上維持。しかし、商業銀行の優先部門貸出枠規制を実質的に緩和
低利ターゲット・ローン	- 弱者部門への低利融資は必要だが、銀行の経営を圧迫しない範囲で(クシロ) - 段階的に廃止(ナラシムハム①) - ターゲット融資は継続してもよいが低利融資は廃止(ナラシムハム②) - 弱者部門への補助金は、補助金の直接交付でなく、インフラ整備・技術研修などで(グプタ)	- SHGの育成。SHGとフォーマル金融部門の連携 - IRDP金融の改善措置(メータ委員会の提言に基づく)
延滞債権対策	- 延滞債権回収のための法整備、特別裁判所の設置(クシロ,ナラシムハム①) - 不良債権買取り再生機関の設置(ナラシムハム①) - 延滞債権回収のための特別チームを政府が設置、農村の意識改革キャンペーン実施(グプタ) - 債務返済減免措置の禁止(クシロ,ナラシムハム②)	「銀行・金融機関の債権回収法」の制定により債権回収裁判所の設置(93)
セーフティネット	- 作物保険制度、信用保証制度の拡充(クシロ) - PACSについても預金保険制度を導入	現行の総合作物保険計画の拡充を目標(第9次5ヵ年計画)
金融機関の組織的自立と事業規制の緩和	- 協同組合信用システムの全国中央銀行を設立(クシロ) - PACSに自主採用した常勤職員を置く(クシロ) - 金融機関の主体性に対する当局の介入を抑制(クシロ,ナラシムハム①,②) - 消費金融の解禁等貸出規制緩和と、長短分離規制の緩和、等(クシロ) - 支店の開設、赤字支店の閉鎖などに関する許認可制の廃止(農村支店の閉鎖を除く)(ナラシムハム①)	- インド全国協同組合銀行の設立(93) - SCB,DCCBの個人貸出枠の緩和 - 商業銀行の不採算農村支店の合理化を部分的に可能に - 商業銀行で職員の自主採用を認めるなど、経営の自主性を拡大 - SLR,CRRの引下げにより金融機関が自主判断で融資できる資金を増加
金融機関に対する新たな管理手法	- 健全経営規制(Prudential Nonm)の導入(クシロ,ナラシムハム①) - 大蔵省、中央銀行の二重監督制を廃し、中央銀行監督制に一元化(ナラシムハム①) - 信用農協への州政府の統制を廃止し、監督をNABARD下に一元化(ナラシムハム②)	健全経営規制の導入
新たな金融技術の導入	- 現物融資の廃止(クシロ,グプタ) - 宮農貸越、融資兼貯金口座などの金融商品の導入(クシロ,グプタ) - インフォーマル組織を利用したマイクロ・ファイナンスの育成(クシロ,ナラシムハム②,グプタ)	- NGO,SHGを通じた間接貸出を始める - 農民カード(Kisan Card)融資の導入 - 貸出手続きの簡素化と、支店の自主裁量権を強化 - 農業のハイテク化に対応する専門支店の設立
地域農村銀行(RRB)	- RRBは整理し、親銀行に吸収(クシロ) - 商業銀行の農村支店は子会社を設立してその下で統合、場合によりRRBと統合(ナラシムハム①)	- RRBに対する資金注入(増資、親銀行のリファイナンス) - 事業規制の緩和

資料 RBI, *A Review of the Agricultural Credit System in India*, 1989, RBI, *Report of the Committee on the Financial System*, 1991, RBI, *Report of the Committee on the Banking Sector Reforms*, 1998, RBI, *Report of the High-Level Committee on Agricultural Credit through Commercial Banks*, 1998. 等により筆者作成。

(注) SLRは法定流動性比率(政府債券購入等)、CRRは現金準備率(中央銀行預金)を示す。

改革の青写真として掲げたもので、現在の金融改革の基本的な枠組みとなっている。

しかし、ラジブ・ガンディー政権の下で80年代半ばより独自に自由化を進めてきたインドでは、85年には既に「チャクラヴァルティー・レポート」が、金融改革の方向を示していた^(注50)。また、農村金融の改革についても、89年にクシロ (A.M. Khusro) を委員長とする農村信用検討委員会の報告書「インドにおける農業信用制度の検討」(以下、「クシロ・レポート」とする)^(注51)が提出され、農村金融システムの抜本的な改革を提言していた。

そして近年は、再びナラシムハムを委員長とする政府諮問委員会が98年に「銀行部門改革報告書」(以下、「ナラシムハム第2レポート」とする)を提出し、91年以降の金融改革の進捗状況を整理したうえで、今後の課題を整理・提言している^(注52)。また、同じく98年に、商業銀行の農業貸出を円滑にするための具体的な制度改革案(「グプタ・レポート」)^(注53)が出され、農村金融改革が進むべき方向性はある程度明らかになってきているといえよう。

本章では、農村金融に的を絞って、これらの政策提言の要点と、いかなる改革がこれまで行われてきたのかを整理し、農村金融システムをインドがどう再構築しているのか、その方向を明らかにしていきたい。なお、主要な改革テーマについての提言内容と、これまでの改革の進捗状況については、第11表にまとめたとおりである。

(1) (農村) 金融改革の全体の目的と方向

a. 政策提言

インドの(農村)金融改革への提言に共通した認識は、次のようなものである。従来の国家主導的な金融システム、特に69年の主要商業銀行の国有化によって、農業や農村工業など優先部門への貸出額は増え、貧困層を対象とした融資も受益者数と貸出額において増加した。しかし、農村金融市場に対する政府の過剰な介入は、同時に自立、持続性、効率性といった意味における金融システムの健全性を損ない、優先部門に供給された資金も、必ずしも期待された効果(資金の有効な活用、貧困問題の緩和)を十分にもたらさなかった。そして、農村金融システムに期待される自立と経済への貢献(第2章を参照)を強化するためには、政府の介入を弱め、金融機関の、より主体的で自由な活動を回復する必要がある、という認識である。

ただ、どの報告書も、少なくとも一定期間は、農村金融市場をある程度規制する必要性を主張している。報告書によって少なからず認識の差があるものの、農業生産の安定的な増大と農村経済の活性化・貧困の緩和のためには、農村金融市場に対する一定の保護と統制が必要だという点もまた共通している。問題は、市場と政府の役割の境界線をどこに引くか、市場を育成・監視するためのどのような政府の関与が必要か、に関する認識の違いである。

b. 提言の実行と今後の目標

98年の「ナラシムハム第2レポート」では、「第1レポート」の提言の多くが実行されたとして、90年代の金融改革を全体的には高く評価している。農村金融システムにおいても、以下でみるように数々の改革が行われた。しかし、非市場メカニズム、つまり貸出枠規制によって農業等への貸出を維持・増加する、しかもその原資の相当部分は中央銀行資金という従来の農業金融の基本枠組みには抜本的な変化がみられない。

政府の経済政策の大綱を示す「第9次5カ年計画（1997－2002年）」では、計画期間中に農業・関連貸出を倍増、小農・限界農への信用供給を大幅に増大、ターゲット・ローン(IRDP)の継続、NABARDを通したリファイナンス(外部資金注入)^(注54)の増大などが目標として謳われている。このような「社会的必要性」から導かれた政策方針が、金融改革がめざす一層の市場メカニズムの導入と両立するのか、新しい農村金融システムの姿はまだ不透明だといえよう。

(2) 金利の自由化

a. 政策提言

金融自由化のなかで、金利の自由化は中心的課題の一つである。各報告書とも、従来の複雑で低利誘導の金利規制をゆるめる方向では一致している。

しかし、「クシロ・レポート」では、「一定の金利規制は必要」とし、「貧困問題に対する銀行の役割には限界がある」としながらも、体力のある商業銀行は高金利の貸出(大

企業等)による利益で優先部門(小農、小規模工業等)向け低利貸出の損失を補填すること(cross subsidisation)を提案するなど、優先部門への優遇金利の継続を主張していた。それが91年の「ナラシムハム第1レポート」では、金利の規制緩和を一層すすめる、優先部門貸出の優遇利子は廃止する方向で検討するように提案されている。98年の「ナラシムハム第2レポート」と「グプタ・レポート」でも、唯一残された商業銀行の小口貸出(農業など優先部門貸出は、ほぼこの範疇に含まれる)に対する貸出金利規制を撤廃するように提案している。

ただ、市場メカニズムへの信頼が最も強いようにみえる「ナラシムハム第1レポート」でさえ、金利の自由化は政府管理の下で段階的に行われるべきだと主張している点は、注目に値しよう。このレポートは、「外国での経験が示すように、利子率の市場化への移行を急ぎすぎると、返済が危ぶまれるようなリスクの高い借り手に高金利で過剰な貸付がなされるようになり、銀行にとっても借り手にとっても深刻な問題を惹起する可能性がある^(注55)」との認識を示している。これは、直接的には、旧ソ連・東欧のショック療法的な金融改革がもたらした経済の混乱を意識したものと考えられる。しかし、市場が十分に発展していない状況の下で規制緩和を行うと、必ずしも金融機関にとってもまた社会にとっても最善の結果は得られないという、スティグリッツ的な認識をインドの金融改革は当初からもっていたことを示している。金融市場の健全な

発展のために、場合によっては政府の金利規制も必要というのである。

b. 実行程度

金利の自由化は、段階的に、そして比較的順調に進んだといえる。94年には信用農協で一部制限付きながらも、預金・貸出金利が自由化された。RRBも貸出金利が96年に自由化され、RRBの経営を劣悪にする大きな原因であった低金利規制は解消されたといえよう。

最後まで残っていた商業銀行の小口貸出(20万ルピー(約60万円)未満)に対する金利規制も、98年4月に、銀行が独自に設定する貸出優遇利子(プライムレート)を超えない範囲内で自由化された。

しかし、小口でリスクが高い農業などへの貸出は、信頼性の高い大口借り手向けのプライムレートでは、利潤を得ることは困難であろう。金利の自由化は着実に進んでいるとはいえ、相対的に体力のある国有商業銀行に、「社会的必要性」によって、農業など優先部門への低利融資を期待する政策は、根強く残存しているといえよう。なお、預金金利は、信用農協に続いて商業銀行でも定期預金金利が自由化され、実質預金金利はプラスになっている(ただし、普通預金金利は規制により実質でマイナスに設定されている)。

(3) 預金動員(資金の自己調達)の必要性

a. 政策提言

RFM 説においては、貯蓄動員の推進と資

金の自己調達は健全な農村金融市場の発達にとって決定的な前提条件である。一連の改革提言も、貯蓄動員力の強化を主張している。なかでも「クシロ・レポート」は、「信用協同組合系統は、貯蓄動員に対する基本的な責任を全く無視してきた^(注56)」と厳しく断じ、特に村落レベルの単協(PACS)の貯蓄動員力強化を強く提言している。短期農業貸出の原資を既に自己資金(預金)から得ている商業銀行に加えて、信用農協系統も、短期貸出の原資に対する自己調達力を強化するよう提案されている(「クシロ・レポート」)。これは、準備銀行→NABARD→信用農協系統、と流れる外部資金の量を減らし、信用農協系統を資金調達においても自立させようとする提言といえる。

しかし、現在の農業金融改革は、中央銀行資金に頼ることなく、貸付原資をすべて自己調達することに固執しているわけではない。社会的に望まれる農業貸出を維持したり、長期融資や貧困地域融資の原資供給においては、引き続き NABARD、そして準備銀行資金の役割が重要であると認識されている。預金動員力を高め、農村金融機関の資金面における自立度を高めながらも、社会的に必要な資金供給を維持するためには、一定程度中央銀行の資金供給もやむをえない、というのが、各報告書に共通する考えである。

b. 実行の度合い

長い間、NABARD 資金を農村部に流す導管の役目しか果たさず、貯蓄動員をおろそか

にしてきた信用農協系統も、徐々に貯蓄動員によって資金の自己調達力を強化しつつある。短期資金を扱う単位信用農協(PACS)でも、ミニ・バンクのコンセプトの下に防犯対策の金庫や金融取り扱い窓口の設置などを補助金で整備することが始められており、農村住民が安心して貯金を預けられるようなインフラ整備が徐々に進められている。従来貯金を受け入れていなかった長期信用農協(協同組合農業農村開発銀行)でも、実験的に貯金受け入れを始めたところがある。単協レベルでは対象外である預金保険制度の導入も検討されているが、実行はまだ先のようである。

また、リファイナンス機関である NABARD は、中央銀行への過度の資金依存から脱するため、債券発行により市場から資金調達を始めた。とは言っても、長期信用資金はもとより、農村金融システム全体としても中央銀行資金への依存度が依然高いのが現実である。信用農協の貯蓄動員力強化と、長期信用原資の自己調達は、農村金融システム全体にとって今後の大きな課題といえよう。

(4) 優先部門への貸出枠規制

a. 政策提言

インドの農村金融機関の経営を脆弱にしている原因の一つとして金利の低利性とともに常にあげられるのは、農業や小規模工業など優先部門への貸出義務枠である。従って、優先部門への貸出枠をどうするかについて様々な議論がなされている。

金融自由化へのマスタープランである「ナラシムハム第1レポート」は、優先部門を再定義して小農・限界農、小規模工業、家内工業、小商売などに限定し、優先部門貸出を総貸出の10%に引き下げるべきだと主張した。一般農家への貸出などは、金融機関の自由裁量による市場メカニズムにまかせることを提言したのである。そして新しい優先部門に対する10%枠の貸出枠も、継続する必要があるかないか、数年内に再検討すべきで、段階的に廃止すること、また、この再定義された優先部門への低利融資も廃止する方向で再検討することを提言している。

しかし、自由化が進んだ90年代に入って、期待されたような食料増産が実現しなかったため^(注57)、少なくとも農業分野に対する信用供給は政策的に維持・増大しなければならないと再び考えられることになったようである。98年の「ナラシムハム第2レポート」は、一転して、「農業・小規模部門への信用供給は絶対に必要」「優先部門の貸出目標の急激な縮小は信用供給を減少させる危険がある^(注58)」として、政策的に一定量の資金を優先部門に供給する必要性を認めるように主張を転換している。

b. 実行の度合い

優先部門貸出の撤廃ないし縮小の提言は、激しい反発に合い、現在でも総貸出の40%という貸出枠規制は維持されている。一方で、優先部門の対象枠を広げること、貸出の柔軟性を高めたり、貸出目標の

未達成部分の一部をNABARD などへ低利で預金することで貸出とみなす（農村インフラ開発基金の創設）など、貸出枠規制の実質的な緩和が行われた。これは、商業銀行に対する優先部門貸出の負荷を、一部軽減する措置といえよう。

(5) 延滞債権対策

a. 政策提言

延滞債権は、それ自体が不良債権ではないが、固定化して不良債権化しやすい。農業・関連貸出で3～4割ときわめて高い延滞債権は、少なからずが不良債権化し、金融機関の経営悪化の大きな原因となっている。これは、農業という産業の特殊性（自然災害による生産の不安定性、価格の不安定性、低収益性、等）も原因としてある。

しかし、既にみたように、現在のインドでは、農村金融が信用のばらまきや負債返済減免計画などによって政治家の票集めの手段としてしばしば使われており（農村金融の「政治化」）、それが返済に対する借り手のモラルを著しく低下させている。「クシロ・レポート」は、これを「延滞シンドローム」とさえ呼んでいる。「ナラシムハム第2レポート」は、「借金返済減免計画が信用基盤の育成 (culture of credit) に与える深刻で有害な影響を考えれば、もはやいかなる返済減免措置も取られるべきではない」と強く金融の「政治化」を戒めている。^(注59)

加えて、債権回収を効率的にすすめる法的整備や特別裁判所の設置などが提案されている。

b. 実行の度合い

「クシロ・レポート」や「ナラシムハム第1レポート」の提言に沿って、93年に「債権回収法」が制定された。債権回収のための特別裁判所も設置され、現在（98年4月）24の州と連邦直轄地がカバーされている。しかし、このような法律や裁判所が延滞債権や不良債権の軽減にどの程度貢献するかは未知数である。

また、債務返済の安易な減免措置を排除するという、各レポートによる異口同音の提言は、十分には実行されていないようである。90年には全国規模で非常に大規模な返済減免措置が取られたし、その後も各州で州政府による返済減免措置や金利減免措置がとられている。^(注60)

各農村金融機関の延滞率は全体として依然きわめて高く、金融が成り立つ社会的基盤が十分に確立されているとはまったく言えないのである。^(注61)

(6) 貧困層へのターゲット・ローン

a. 政策提言

IRDП に代表される特定社会・経済集団へのターゲット・ローンについては、一連の金融改革提言のなかで意見が大きく分かれている。「クシロ・レポート」では、「金融機関は社会の弱者部門に対して責任を持つ」とし、金融機関が負担に耐えられる範囲で、低利のターゲット・ローンの必要性を認めている。

一方で、「ナラシムハム第1レポート」は、弱者部門への支援は財政手段によるべき

で、貧困対策として金融手段を使うことは金融システム全体を歪め不効率にするという立場から、低利のターゲット・ローンを早い時期に廃止することを提案している。「グプタ・レポート」は、ターゲット・ローンの融資における銀行の関与と自己責任を拡大することで、融資の質と返済率の向上を期待している。

後でみるように、連帯責任を負うグループ貸出方式の採用なども返済率向上のために各レポートで提言された。

b. 実行の度合い

ターゲット・ローンは「ナラシムハム第1レポート」で強い批判を受けた。しかし、「第9次5カ年計画」で政府が示した方向は、貧困対策は依然として大きな政策目標であり、IRDPはそのための重要な事業でありつつけるというものである。

とはいうものの、問題の多い IRDP について改善策を提言するためメータ委員会が93年に設置され、以下のような提言を行った。^(注62)
①融資の主な対象を、従来の最貧困層から、投資効果の高い教育を受けた若者へ移す、②受益者の共同事業を重視する、③関係者の汚職を防止するために、IRDPに伴う受益者への補助金は融資返済の最終段階で供与される、④IRDP事業の達成目標を量的基準(受益世帯数)から、質的基準に変更する、などである。また、IRDP事業の計画などに、融資機関である銀行が緊密にかかわる方向性が打ち出された。

もう一つ IRDP に関する重要な改革は、融

資にかかる金融機関の取引費用を低下するために、受益者によって形成される相互扶助グループ(Self Help Group : SHG)や農村部で活動する NGO を通して融資を始めたことである。SHGは基本的に、西ベンガル州G村の事例でみた頼母子講と同じ性格の組織であり、インフォーマルな貯蓄・貸付組合である。^(注63)91-92年度に実験的に始まった SHG 融資事業は、100%近い返済率など、従来のインドのフォーマル金融では考えられないような成果を収めた。SHG を通して IRDP 融資がなされることで、IRDP の大きな課題であった返済率向上において改善が期待されている。

(7) 金融機関の組織の主体性回復と 新たな管理方法の模索

各レポートは金融機関の組織としての主体性確立を重要な課題として取り上げている。国有の商業銀行や州政府の管理下にある協同組合銀行は、人事の面でも政府の直接の管理下に置かれてきたが、各レポートは、それぞれの金融機関による職員の自主的採用を勧告し、役員・理事の政府指名制度やこのポストへの役人の兼任を廃止するよう提言している。ただ「ナラシムハム第1レポート」は、所有問題は組織の自立とは別問題とし、国有銀行の民営化には否定的な見解を示した。

また、「クシロ・レポート」では、事業の面で全国組織を持たなかった協同組合金融組織が全国連合機関(インド協同組合中央銀行)を設立し、自立度の高い系統組織になる

ことを提言している。

消費目的貸出の条件付き解禁、赤字支店の合理化など、市場の動向を反映するような事業・組織の規制緩和も提言された。

資金だけでなく、組織の面においても金融機関が自立するように提言する一方で、各レポートは、金融機関の活動に対する新しい監督の方法を模索し、提言している。それは、自己資本規制、新しい会計方法の導入、不良債権償却の方法、などの健全経営規制 (Prudential Norm) と呼ばれるものである。

b. 実行の度合い

政府が定める基準を達成した健全な銀行に対しては、国有銀行についても職員の自主採用を含め、銀行の主体性を高める政策を打ち出した。

信用農協系統は、依然として、組織においては州政府の、資金においては NABARD の強い管理下にある。93年には「クシロ・レポート」の提言に沿い、協同組合金融組織の全国中央機関としてインド全国協同組合銀行が設立された。また、信用農協組織を含めた協同組合組織は、州政府の統制を離れて、主体性を高めるため、協同組合原則にのっとった新しい協同組合法の制定を準備している。政府の強い統制下にあった協同組合も、自立の道を模索しているといえよう。

金融改革の一つの目玉であった健全経営規制については、早くから導入が進み、ほぼ提言どおり実行された。信用農協系統に

おいても、96-97年度以降、商業銀行にほぼ倣う形で健全経営規制が導入された。

しかし、金融組織の経営基盤強化のためにBIS規制を満たすような自己資本の増強は、市場からの資本調達ではなく、ほとんどが政府の増資によって達成されたのが現実である。資金面で金融機関が完全に自立するのは、まだ大分先のことといえよう。

5. おわりに

——インドを事例としてみた 農村金融の理論と現実——

(1) まとめ

80年代の半ばから独自に経済自由化を進めてきたインドは、90年の経済危機を直接の契機として、IMF や世銀の圧力の下で、それまでをしのぐ速度で自由化を進めてきた。その一環として、金融改革も着実に進んでいる。

農村金融は、伝統的な理論 (FF説) によれば市場メカニズムの苦手とする分野と考えられてきたが、この分野においても市場メカニズム重視の理論 (RFM説) をよりどころとして、金融システムの自立をめざした改革が行われてきた。「クシロ・レポート」以来、農村金融改革は金融機関の自由化、つまり金利や事業に対する政府規制の緩和や、金融機関に対する政府の人事面での直接経営管理の緩和 (健全経営規制による間接的管理への移行) をめざしてきた。金利等に対する規制の緩和、健全経営規制の導入などにおいて、漸進的ながら着実な進歩がみられた。

しかし、「第9次5カ年計画」に明確に表明されているように、非市場的な手段によってでも、農業・小商工業、貧困層など社会的な優先分野に対し十分な信用を供与することが、今でも社会的・政治的合意となっている。また、市場メカニズムの活用によってだけでは、このような社会的に必要な量の信用を供給することは、少なくとも当面は困難である、という点も明らかになったといえる。優先部門への貸出枠の残存と、中央銀行や NABARD を通した大量資金の外部供給の継続という、従来型農村金融システムの根幹が依然として維持されているのは、このような理由によるといってよいだろう。

(2) インドにおける農村金融システムの将来展望

インドの農村金融の現状と金融改革の方向、およびその進捗状況を概観した今、フォーマル農村金融市場が今後どのように再編成されていくのか、そのなかでインフォーマル金融の位置はどのように変化していくのかについて、筆者なりの予想を示したい。

国有化による商業銀行の参入によって大きく成長したインドの農村金融市場だが、自由化がさらに進み、優先部門への貸出枠規制が撤廃され、農村支店の合理化が自由になれば、効率性を追求する商業銀行は、利益性が相対的に低い農村金融市場から徐々に撤退していくと考えられる。農村部の金融機関として相対的に地位を向上させ

るのは、地域農村銀行と信用農協系統であろう。したがって、信用農協が相対的に発展しているインド西部や北部、そして南部においては信用農協が、また信用農協の発達度が低い東部や北東部においては当面地域農村銀行が、農村金融市場において中心的な役割を担うことになるだろう。東部や北東部で農協組織が今後発展するか否か大いに注目されるところだが、農村金融市場からの商業銀行の退出に伴い、信用農協組織と地域農村銀行が代替的に農村金融市場を担う構造が、今後強まると考えられる。

信用農協や地域農村銀行は、その自律的な発展(特に信用農協の貯蓄動員力強化)と経営の効率化に向けて努力がなされるにしても、農村信用供給の増加や貧困対策など、社会的責任を一定程度負う社会・経済インフラとしての役割も当面担い続けるであろう。そこでは、市場メカニズムだけでなく、政府の介入・支援や、農民組織・NGO など非市場的要素の関与も、地域性や発展段階において柔軟に役割を変化しつつ、重要な要因になっていくと考えられる。

(3) 新しい農村金融システムを構築するために

本稿を閉じるにあたって、一つ重要なことを指摘しておきたい。それは、インドに限らず世界的規模で進む経済自由化は従来非市場的な範疇であった経済分野をどこまで市場化できるだろうか、あるいはどこまで市場メカニズムに委ねてよいのか、という問題に関する筆者なりの考えである。

インドの農村金融市場については、市場メカニズムの導入によって農村金融システムの健全性や効率性が改善される点がきわめて多く、市場メカニズムの活用は、今後追及されるべきであろう。しかし、現実の経済活動において完全競争市場というのが幻想でしかない以上、市場メカニズムの限界を認識しておく必要がある。現実の経済活動は不完全な市場の下で行われるだけでなく、社会・文化、そして環境などへの外部効果を持ち、また人々の行動を無意識に規定する社会規範・政治構造などに大きな影響を受けている。経済政策もそういった外部効果や経済活動を支える社会的背景を無視することはできない。

農業・農村、貧困問題などがこうした性格の特に強い分野であることは、明確に認識しておかなければならない。具体例を挙げると、農業の低収益性が市場メカニズムによって当面改善されず、にもかかわらず社会（国民）がなんらかの（例えば安全保障）理由で一定の食料生産を維持する必要があると認めるなら、市場メカニズムにのみ任せることでは、社会が必要とする食料生産の達成は困難であろう。現在のインドは、効率化のために避けられない自由化と、食料増産速度の頭打ち現象や膨大な貧困人口の滞留という現実を前にして、市場メカニズムの導入と政府介入の必要性というジレンマのなかにいるように思われる。市場の活力を最大限に生かしながらもその欠陥を補うような政府介入のあり方、そしてそのような高い能力を持つ政府はいかに

して生まれるのか、それを明らかにすることが今後大きな課題となろう。

農村金融についても、市場メカニズムの活用が進むなかで、政府がどのような役割を担っていく必要があるのか、協同組合やNGOのような住民組織がいかなる役割を担えるのか、正しい現場理解に基づいて、理論的にもきちんと整理する作業が今後求められるといえよう。スティグリッツが提示した理論的枠組みは、そのたたき台としては興味深いものである。また、経済活動を支える社会的基盤の理解を追求したFF説も、再評価が求められるように思われる。農村金融システムの新しい枠組みを考えるためにも、インドで現在進行中の農村金融改革は、きわめて興味深い事例といえるのではなかろうか。

（注）

- (1) 拙稿「インドは穀物自給を維持できるか」『農林金融』1999年2月号、同「インドの農村協同組合」、『農林金融』1999年6月号。
- (2) 正確には、Agricultural Credit Review Committee, *A Review of the Agricultural Credit System in India*, Reserve Bank of India (RBI), 1989. ただし、本稿では1993年の復刻版を使っている。
- (3) Dale D. Adams and Douglas H. Graham, "A Critique of Traditional Agricultural Credit Projects and Policies", *Journal of Development Economics*, Vol.8, No.3, 1981, pp.347-366, 荏開津典生「アジア諸国の農村金融市場—二つの見方—」『金融構造研究』No.10, 1998年, 33~39頁, 泉田洋一・万木孝雄「アジアの農村金融と農村金融市場理論の研究」『アジア経済』Vol.31, No.6・7, 1990年, 6~21頁, 泉田洋一「アジアの農村金融市場」『農林金融』, 1988年6・7月号。「農業融資（FF）説」「農村金融市場（RFM）説」という名称は、荏開津の命名による。これらのなかで最も包括的なサーベイをしているのは、泉田・万木論文だが、この論文では農業融資説（FF説）という呼称は使っていない。

- い。また、RFM (Rural Financial Market) 説という名称も、この説の唱導者達 (Adams) に必ずしも受け入れられてはいないという (泉田・万木, 7頁, 注3)。
- (4) 加藤謙『農業金融論』明文書房, 1983年77頁。
- (5) 以後, 頻繁に出てくる「インフォーマル金融」と「フォーマル金融」についてここで簡単に定義を行う。「インフォーマル金融」とは, 政府によって金利などの規制が及ばない金融のことで, 友人・親戚間の貸借, 高利貸し, 頼母子講, 商人の掛売りなどが代表的なものである。これに対し「フォーマル金融」は, 政府の規制が及ぶ金融で, 銀行, 信用組合, 農協, 政府の直接貸出が代表的なものである。同じ意味で「(非)機関的貸手」, あるいは「(非)制度的金融」などという分類もあるが, ここでは「(イン) フォーマル金融」という表現を使うこととする。
- (6) 主に, 泉田・万木, アダムズの整理による。
- (7) たとえば, 1989年の世銀の報告書『世界開発報告 1989』は途上国の金融改革をテーマとして特集を組んでいるが, その提言は, RFM説の主張と一致するものである。
- (8) 泉田・万木, 前掲論文, 21頁。
- (9) ただし, スティグリッツは, 政府の介入や住民組織の関与がいかなる場合でも効果があるといっているわけではない。つまり, 政府の行政能力が低い場合には, 政府の介入は却って金融市場を混乱させてしまうし, また, 金融市場が発展するにつれて金融市場への政府の介入は減少すべきだという。住民組織の関与も, それによって得る効用が不効用を超える場合にのみ効果を持つ。なお, 私見では, スティグリッツは農業経済学者ではないため, 彼の説は農村金融論としてはまだ十分包括的に整理されていないようである。ここでは以下の論文を参考とし, 筆者が整理した。Karla Hoff and Joseph E. Stiglitz, "Introduction: Imperfect Information and Rural Credit Markets - Puzzles and Policy Perspectives", *The World Bank Economic Review*, Vol.4, No.3, 1990, pp.235-250, Joseph E. Stiglitz, "Peer Monitoring and Credit Markets", *ib.*, same issue, pp. 351-366, Joseph E. Stiglitz and Andrew Weiss, "Credit Rationing in Markets with Imperfect Information", *The American Economic Review*, Vol. 71, No. 3, 1981, pp. 393-410, Thomas Hellman, Kevin Murdock, Joseph Stiglitz「金融抑制—新しいパラダイムに向けて—」青木昌彦ほか編, 白鳥正喜監訳『東アジアの経済発展と政府の役割』日本経済新聞社, 1997年, 183~233頁。
- (10) 完全競争市場とは, 通常以下の条件を満たす市場のことで, その条件の下では完全に市場メカニズムに資源の配分を委ねることで, 社会的にもっとも望ましい状態 (パレート最適) が実現されるとされる。①需要者も供給者も多数存在し, 個々の主体は価格に影響力を持たな

- い, ②市場で取引される製品やサービスは同質で, 価格のみが選択の基準となる, ③市場参加者は, 市場と製品・サービスに対し完全な情報を持つ, ④企業の参入・退出が自由, などである。
- (11) 金利が極端に低く政策的に設定され, 実質金利がマイナスになると, 貯蓄動員力が低下し, 金融が抑圧される (金融抑圧)。逆に実質金利がプラスの範囲において預金動員力の利子率弾力性は小さく, 預金金利を低く設定しても, 貯蓄動員の大きな妨げにはならないと考えられている (金融抑制)。スティグリッツが金融抑圧と金融抑制を明確に区別していることに注意。
- (12) 荏開津, 前掲論文, 35~36頁。
- (13) 英植民地下のフォーマル金融機関の発展については, 高橋満「インド農協の政策と構造」滝川勉・斎藤仁編『アジアの農業協同組合』アジア経済研究所, 1973年, を参照。
- (14) 1950年の農村銀行調査委員会 (Rural Banking Enquiry Committee)の提言は, 商業銀行と協同組合銀行の間には, 機能と顧客において大まかな分業が行われてしかるべき, という分業論を主張した。「クシロ・レポート」, p.192。
- (15) 拙稿「インドの農村協同組合」(前掲論文) 参照。
- (16) 松本絹代「インド農村における機関貸手による金融の進展と課題」『アジア経済』, Vol.31, No.6-7, 1990年, 162頁の第1表による。本稿の第9表として転載。
- (17) 延滞率 (貸出残高に占める延滞債権残高の割合) は, 1960-61年度で20%, 1970-71年度には41%になっていた。Government of India, *Indian Agriculture in Brief 25th Edition*, 1994, p.102。
- (18) 絵所秀紀『現代インド経済研究』法政大学出版局, 1987年, 44~45頁。また, 農業金融における信用農協と商業銀行の補完政策は, 複数機関政策 (multi agency approach) と呼ばれた。
- (19) 当時の首相であるインディラ・ガンディーは, 1969年の商業銀行国有化にあたり, 次のように発言したという。「今日わが国の政治情勢を見れば, 銀行制度は後進地域, または農業や小規模工業などの分野へもっと進出していくべきであるし, おそらく, 銀行はより大きな社会的必要性にそって運営されるべきである」。以上, 近藤則夫「インドにおける総合農村開発事業の展開 (I)」『アジア経済』Vol.39, No.6, 1998年, 5頁。
- (20) 当時インディラ・ガンディーに率いられた会議派政権は, 政治的危機に直面しており, 民衆の政治的支持を得るために, 社会主義的・平等主義的な政治イデオロギーを強化したという。近藤, 同上論文, 3頁。
- (21) 地域農村銀行 (RRB) は, 現地語 (ヒンディー語) ではグラミン・バンク (Gramin Bank:「農村銀行」の意) で, 貧困者を融資の対象としていることもあって, バングラデシュのグラミン銀行との関係を想像する読者もいるかもしれない。しかし, RRBの設立が始まったのは1975年であり, バングラデシュでグラミン銀行の原型と

- なるアクション・リサーチ・プロジェクトがチッタゴン大学のユヌス博士によって始められた年（1976年）よりも早い。また、RRBは最近までグラミン銀行のようにグループ融資をしてきたわけではなく、農村の貧困層に融資する専門の金融機関という以外、両者の間に共通性はないといえよう。ただし、後でみるように、インドも農村貸出においてバングラデシュのグラミン銀行を見習ってグループ貸出を始めており、RRBもそれに着手した。ちなみにRRBに対する出資比率は、中央政府、州政府、スポンサー銀行（その地域の代表的な銀行）の間で、50：15：35となっている。
- (22) ARDC (Agricultural Refinance and Development Corporation) は、設備投資のために長期融資資金を供給する目的で、1963年に設立された金融公社である。
- (23) NABARDの主要な機能は、①傘下の農村金融機関（商業銀行、信用農協、RRB）への融資原資供給（refinance）、②農村金融の制度と組織の発展（institutional development）、③傘下の金融機関の監督である。なお、傘下の金融機関へのリファイナンスについては、長期資金は全ての金融機関に供給されるが、短期資金供与は信用農協とRRBのみで、資金が豊富な商業銀行は自己資金の活用を求められている。
- (24) 1997年3月末現在のNABARDの自己資本は100億ルピーで、準備銀行と中央政府が出資している。これらの出資比率は不明だが、1996-97年度中に追加された出資50億ルピーのうち準備銀行出資は40億ルピーであり、NABARDの自己資本総額においても、準備銀行出資が現在大半を占めていると考えられる。1999年7月現在、1ルピー（Rupee：Rs.）は約3円であり、1997年3月末の自己資本は約300億円、総資産は約6,800億円となる。
- (25) 特例として、貧困地域である東部と北東部の開発公社に対しては、NABARDが直接融資を行うこともできるとされる。
- (26) 佐藤宏「インド政治への序章」佐藤宏ほか編『もっと知りたいインド I』弘文堂、1989年、15～47頁、佐藤宏・金子勝「自由化の政治経済学—インド 国民会議派政権期（1980～96年）における政治と経済—」『アジア経済』Vol.39, No.3・4, 1998年。
- (27) 「クシロ・レポート」、p.738, Table 27より筆者計算。
- (28) NABARD, インターネット・ホームページより。
- (29) 実質の信用供給量は、名目供給量を卸売物価指数（WHI：81-82年度=100）でデフレートして81-82年度価格で示した。
- (30) 最も大きな要因は、経済の地域格差であろう。北東部と東部は一般にインドの貧困地域であり、西部、南部、北部は比較的豊かな地域である。最も貧しいビハール州（東部）の一人当たり年間所得（1995-96年度）は4,097ルピーだが、緑の革命の先進地域で豊かな農村州のパンジャブ州は、15,504ルピーと、3.9倍もある。経済活動

の水準が、貯蓄と資金需要の大きさと強い関係があるのは当然であろう。ほかにも、社会的風土（特に信用農協の発達との関係において）、歴史的経緯、州政府の介入の仕方、中央政府の地域政策、など様々な要因が考えられる。機会があれば、いつかこれらについて論じてみたい。

- (31) 拙稿「インドは穀物自給を維持できるか」（前掲論文）参照。
- (32) 製糖協同組合については、とりあえず拙稿「インドの農村協同組合」（前掲論文）を参照のこと。
- (33) 1993年には、SCBとDCCBの個人融資が自由化された。しかし、これらの連合体がPACSを迂回して農家に直接農業融資を行っているかについては不明である。
- (34) IRDP成立の背景や内容の詳しい説明は、近藤の前掲論文を参照のこと。
- (35) V. Puhazhendhi, B. Jayaraman, "Rural Credit Delivery : Performance and Challenges before Banks", *Economic and Political Weekly* (以下、EPW と省略), Vol.34, No.3・4, 1999, pp.175-82.
- (36) インドの人口は現在約10億人で、貧困線以下の人口は3～4億人と考えられている。貧困線の定義については、拙稿「インドは穀物自給を維持できるか」（前掲論文）の（注2）を参照。
- (37) V. Puhazhendhi, B. Jayaraman, op. cit., p. 177.
- (38) ibid., p.179.
- (39) ibid., p.177.
- (40) ibid., p.177.
- (41) 第8表によると、耕作者負債に占めるインフォーマル金融の割合の低下は著しい。しかし、その理由の一つとして、調査の方法の欠陥によりインフォーマル金融の割合が実際以上に低く現れている、という批判があるという。この批判が事実だとすると、実際のインフォーマル金融は、インド全体でも、今でもかなり残存していることになる。実際、1993-94年度に、農村社会の貧困層を形成する農村労働者世帯の負債について行われた全国調査によると、フォーマル金融（政府、農協、銀行）の負債は負債総額の35.1%で、残り64.9%はインフォーマル金融によるものであった。最大の借入先は高利貸しで、負債総額の31.4%を占めていた（Ministry of Labour, *Rural Labour Enquiry: Report on Indebtedness among Rural Labour Households 1993-94*, 1997）。また、1988-90年に行われた以下のフィールド調査によると、フォーマル金融が発達している北部農業先進地域（ハリヤナ州カルナール県）でさえ、農村負債の39%はインフォーマル金融起源であった。Surinder S. Jodhka, "Who Borrows? Who Lends?", *EPW*, Vol.30, No.39, 1995. なお、耕作者負債の統計について以上のような批判があることを教えてくれた藤田幸一氏に感謝します。

(42) このフィールド調査は、1998年3月に行われた。G村は総世帯数約120の小さな村で、筆者はそのうちランダムに選んだ96世帯から有効回答を得た。

(43) この村は都市から遠く、非農業就業機会は非常に限られている（小商売、日雇い労働など）ため、所有耕地面積が経済階層とかなりの程度一致すると考えてよいだろう。

(44) 5エーカー（2ha）以上の最上層階層では、借入金総額に占めるインフォーマル金融の比率が76.4%と非常に高いが、これは世帯主の妹の結婚資金を捻出するために、総額25.8万ルピー（約80万円）という大金をインフォーマル金融から調達した世帯が一つあることが大きく影響している。この世帯を例外として除外すると、5エーカー以上の階層のフォーマル金融依存率は79.5%となり、最も高くなる。

(45) ただし、少なくとも1年間は相手に耕作する権利を認めなければならない、というルールがある。

(46) G村では、ボンドックによる借金の相場は4.5万ルピー/エーカーで、農地賃貸（地代）の相場は6～9千ルピー/エーカー/年といわれる。よって、もしある人が、ボンドックによって1エーカーの農地耕作の権利を獲得し、それを別の農家（所有者自身でもよい）に貸すと、4.5万ルピーの資金から6～9千ルピーの利益が得られる。これを利子と考えれば、利子率は13～20%ということになる。このような低利にもかかわらずボンドックが金を貸す側にとって利益があるのは、担保農地の利用により、利子に相当する利潤（粗生産額－労賃込み生産費）に加えて、それが自家雇用の機会（自家労賃）を生むからである。これは、雇用機会の不足と不安定な収入に悩んでいる（労働力の機会費用がきわめて低い）日雇い労働者などの農村貧困層に大きなメリットを生む。一方、農地の利用権と引換えに金を借りる側は、一般に一定程度以上の農地を持つ中・上層農家に多い。この層は、そもそも農業を自家労働ではなく雇用労働に頼っている部分が大きく、農地利用権を失うことによる損失は利潤部分だけで、それほど大きな損失ではない。商売や子どもの教育など、投資効率の高い投資先を持つ中・上層農にとって、ボンドックは、銀行なみの低利借入先といえよう。しかも利子がつかない上に抵当流れの心配もない。なお、G村ではボンドックによる信用供給側の5世帯の平均耕地所有面積は0.35エーカー（0～0.82エーカー）で信用受側4世帯の平均面積2.7エーカー（0.5～8.0）より確かに小さい。貧しい土地なし層から裕福な階層へ信用が供与されるというボンドック融資の一見不可解な金融形態が広がっている背景には、緑の革命の普及や非農業就業機会の拡大によって貧困層の所得が向上したことに加えて、以上のような事情があると考えられるのである。なお、隣国のバングラデシュにおいてもこの方法による金融は広く普及しており、以下の論文で詳しく分析されている。藤田幸一「バングラデシュ農村非制度金融の新動向」『農業総合研究』第19巻第3号、1995年、1～57頁。

(47) G村でのヒアリングによる。G村の調査で高利貸しからの借入（利子率84%）は一件だけで、他の貸借は、ほぼ全てが頼母子講の利子率と同じかそれより低い水準であった。

(48) もちろん、信用農協などフォーマル金融からの融資は、第三者への又貸しや頼母子講への掛け金支払いを目的として受けることはできない。しかし、貨幣が持つ使用目的の代替性（fungibility）により、フォーマル金融から借入れた資金がインフォーマル市場へ流れることを防ぐことはできないのである。

(49) Reserve Bank of India (RBI), *Report of the Committee on the Financial System*, 1991. ただし、本稿ではこの復刻版である、M. Narasimham, *The Financial System Report*, (Reprint Edition), A Nabhi Publication, 1998を使っている。

(50) 「チャクラヴァルティ委員会レポート」と「ナラシムハム第1レポート」の内容とその比較については、永石信「インドの金融改革－商業銀行部門を中心に－」『アジア経済』Vol.39, No.10, 1998年、53～74頁を参照。

(51) 正式の題名等については、本稿の注2を参照。

(52) RBI, *Report of the Committee on the Banking Sector Reforms*, 1998.ただし、本稿では復刻版のM. Narasimham, *The Banking Sector Reforms*, A Nabhi Publication, 1998を使っている。

(53) RBI, *Report of the High-Level Committee on Agricultural Credit through Commercial Banks*, 1998.これは、R.V. Guptaに委嘱された調査の報告書で、商業銀行の貸出現場の立場から、農業貸出を円滑にするための技術的・制度的改革案を提言したもので、農業金融システム全体の改革案を提言したものではない。

(54) Government of India, *Ninth Five Year Plan*, Vol. II, (internet).

(55) M. Narasimham, *op. cit.*, p.5.

(56) 「クシロ・レポート」, p. 203.

(57) 80年代には、穀物生産は年率3.5%と人口増加率（約2%）を大きく上回る速度で増加した。一方、特に深刻な自然災害がないのに、90年代のそれは1.7%にすぎない。これは、ほぼ現在の人口増加速度と同じで、今後の食料需要構造の変化や輸出への期待などを考えると、大きな問題である。実際、1998-99年度の「経済白書（Economic Survey）」は、この事態に対し、「深い憂慮」を表明している。Government of India, *Economic Survey 1998-99*. 第4図からわかるように、90年代前半には農業融資額（実質）の増加がほとんどなかった。これには、商業銀行の農村貸出の不振が大きく影響していよう（第6図参照）。同時期に穀物増産の伸び率が頭打ちとなったのは、この信用供給量の不足と深い関係がある可能性もある。

(58) 「ナラシムハム第2レポート」, p. 116.

(59) *ibid.*, p.112.

(60) 筆者が1998年に訪れた3州(ハリヤナ州, 西ベンガル州, カルナータカ州)でのヒアリングによると, ハリヤナ州では91年に, カルナータカ州では93年にそれぞれ州政府が返済減免措置を取ったし, 西ベンガル州では, 返済期限内の返済完遂者に対して大幅な金利免除を行う政策をとっていた。

(61) 筆者が知るハリヤナ州の協同組合銀行関係者によると, 債務不履行者のほとんどは意図的な不履行者である。借金を返した者は「敗者」であり, 返済をまぬがれた者は「勝者」なのだという。

(62) Government of India, *Ninth Five Year Plan*, *op. cit.*

(63) SHGは, 金融機関の指導の下で被融資者によって組織されるインフォーマルなグループである。1グループは約20人からなり, 今のところ85%は女性だけの組合だという。返済率は100%近く, インドの常識からすればきわめて高い。Nandaによると, SHGに共通する特徴は, 以下のようである。

- ① SHGのメンバーは定期的に貯金を行い, 自分たちの基金をつくる。
- ② SHGは民主的にこの基金を運用し, 利益をえる。
- ③ 貸出は, 主に借入者への信用に基づき, 無担保で行う。
- ④ 融資額は小額で短期。融資の使途は多様である。
- ⑤ SHGからの融資の利率は, ケースバイケースで柔軟に決められるが, 一般に銀行より高く, 高利貸しよりも低い。
- ⑥ SHGの定期的な会合は, 貯金, 融資, 融資の回収の場としても使われる。
- ⑦ 借入者に対する集団的な圧力や資金の使途等への詳しい情報があるため, 貸し倒れはまれである。

以上, Y. C. Nanda, "Significance of Establishing Linkages of SHGs with Banks", *National Bank Review*, NABARD, Vol.10, No.4, 1994, pp.22-31による。

なお, フォーマル金融機関からSHGへの融資は通常の金利(年利12%)で行われ, SHGからメンバーへの貸出金利はSHGが独自に決定する。金融機関への返済はSHGメンバーの連帯責任である。インド政府は98-99年度から5年間で20万のSHG(400万世帯)を組織することをめざしている。NABARDは, さらに今後10年間で100万のSHG(2000

万世帯)の組織化をめざしており, SHGはIRDPIに限らず, 特に貧困者や女性向けの金融方式としてインド全国で普及しつつある。

<参考文献>

- ・岡本真理子・栗野晴子・吉田秀美編『マイクロファイナンス読本』国際開発高等教育機構1999年
- ・奥田英信・黒柳雅明編著『入門開発金融』日本評論社1998年
- ・加藤譲『農業発展と政策金融』楽遊書房1985年
- ・堀内昭義『金融論』東京大学出版会1990年
- ・ジョージ・A・アカロフ「レモン ("lemons")の市場」ジョージ・A・アカロフ著, 幸村千佳良・井上桃子『ある理論経済学者のお話の本』ハーベスト社, 1995年9~33頁
- ・栗野晴子「インド SEWA協同組合銀行にみる低所得層向け小口金融」『国際開発研究』第7巻第1号, 1998年91~107頁
- ・泉田洋一「農村金融の発展と回転型貯蓄信用講(ROSCAs)」『学術報告』第15巻第1号, 宇都宮大学農学部, 1992年1~18頁
- ・泉田洋一「農家金融と資金転用問題」『学術報告』第15巻第3号, 宇都宮大学農学部, 1994年1~10頁
- ・泉田洋一「取引費用概念と農業金融」『農業経済研究』第67巻第3号, 1995年151~158頁
- ・藤田幸一「バングラデシュにおける土地なし貧困層への金融」『アジア経済』Vol.31, No.6-7, 1990年143~160頁
- ・万木孝雄「戦前期農村貯蓄動員の進展」『農業経済研究』第67巻第4号, 1996年183~93頁
- ・Dale W. Adams, "Transaction Costs in Decentralized Rural Financial Markets," in Dina Umali-Deininger and Charles Maguire, eds., *Agriculture in Liberalizing Economies: Changing Roles for Governments*, The World Bank, 1995, pp. 249-265.
- ・Clifford Geertz, "The Rotating Credit Association: A "Middle Rung" in Development", *Economic Development and Cultural Change*, Vol.10, No.3, 1962, pp. 241-63.

(須田敏彦・すだとしひこ)

中国食品産業の現状

—— 食品需要の変化と食品産業の発展 ——

〔要 旨〕

1. 生鮮品を原料とする中華料理は古くから世界的に有名であるが、工業としての中国食品産業の急速な発展はこの十数年のことである。中国食品産業の発展を阻む最大の要因は需要サイドの低水準にある個人所得の制約であった。1978年からの経済改革・開放政策は経済の高成長をもたらすとともに、食品産業の発展を制約する需要不足の要因を緩和した。
2. 需要サイドのもう一つ重要な変化は家事労働の簡便化を求める傾向である。つまり、80年代以降、給料の高い職場の出現や、業務実績に応じたボーナス制度の導入など、所得上昇のチャンスが出てきており、依然として家事労働に多くの時間を費すとその機会費用が相対的に高くなってしまっている。
3. 所得の上昇と家事労働の簡便化により食料消費は、食肉や魚介類という所得弾性値の高いものへの移行→質的な充実→加工・調理等簡便化食品への需要拡大→少品種大量消費から多品種少量消費へ、と徐々に高度化・多様化してきている。
4. 食品産業は需要に応じた形で80年代からようやく発展の段階に入った。中国の食品産業の特徴の一つは1割産業といえることである。つまり、鉱工業生産総額に占める食品産業の割合はほぼ10%前後を占める一大産業である。食品産業の構成比については、酒・飲料とタバコのウェイトが高すぎるものがあげられるが、一つの変化はインスタントラーメンや冷凍食品等の加工食品の割合の上昇である。
5. 食品産業の経営構造は、低付加価値率、低資本利益率と高い資本回転率という特徴がある。それは、原料価格の変動が激しいこと、原料および製品が腐敗性をもつこと、原材料のもつ風味を生かした低次加工の限界があること、在庫を長く持たない(高い資本回転率になる)こと、という世界食品産業の共通のものほかに、企業規模の零細さ、技術水準の低さ、新製品開発能力の弱さ、マーケティングの脆弱さなど、中国食品産業の特有の要因もある。

目 次

はじめに

1. 食品に対する需要の変化

- (1) 経済成長による食料支出の増加
- (2) 都市化と世代間の嗜好差
- (3) 食料消費の高度化傾向とその特徴
- (4) 家事労働の簡便化を求める傾向

2. 食品産業の構造的特徴とその変化

- (1) 1割産業およびその構成
- (2) 低収益性の経営構造

3. 食品産業発展の課題

- (1) 品質の向上
- (2) 構造調整と新製品開発能力の向上
- (3) 価格の引下げ
- (4) マーケティングの展開

むすびにかえて——食文化の多様化——

補論1——いくつかの業界の状況

補論2——食品産業の行政所管と中国食品工業協会

はじめに

「民は食を以て天と為す」(民以食为天)という諺があるように、中国人は飲食にこだわり、食生活の豊かさを求める。その結果か、生鮮品を原料とする中華料理は古くから世界的に有名である。しかし、工業としての中国食品産業の急速な発展はこの十数年のことである。中国食品産業の発展を阻む最大の要因はいうまでもなく低水準にある個人所得の制約であった。その制約が緩和された90年代に食品産業も急速な発展段階に入っている。

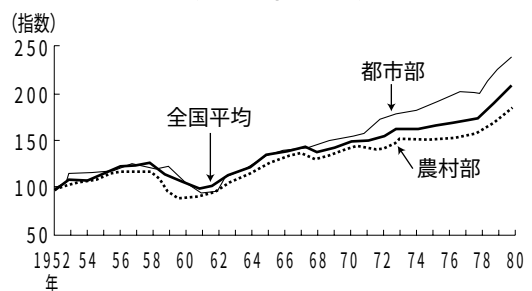
本稿は中国の食品産業を巡る需要サイドの状況を概観した後、供給サイドから食品産業の構造変化を述べ、あわせて問題点を指摘してみる。

1. 食品に対する需要の変化

(1) 経済成長による食料支出の増加

1950年代から70年代末までの30年間に中国は国内の蓄積を総動員して重工業を発展させ、その代わりに軽工業の発展を抑制する政策を採用してきた。その政策の下で個人所得は最低の生活水準を維持する程度に低く抑えられた。その結果、国民の消費水準は、1952年から80年までの約30年間に倍

第1図 一人当たりの名目年間消費水準
(1952年=100)



資料 『中国統計年鑑』1988年版801頁

増(82年の名目消費水準指数は52年比207%)するにとどまった(第1図)。1950年から80年の小売物価指数は46.9%も上昇したことから考えると、同期間中の実質消費水準はもっと低い水準にあったはずである。こうした状況の下で人々の食生活にかかる消費は主として単価の安い穀類などの食料品に集中し、これが中国食品産業の発展を阻む最大の要因となった。

78年からの経済改革は重工業偏重の政策から、海外資本の活用と国民所得の個人への分配率を高める方向に転換し、軽工業の発展も同時に促進した。その結果、経済は高成長を達成するとともに、97年までの約20年間に都市部住民の収入は指数でみると3倍以上、農村部住民の収入は4倍以上に増えた(第2図)。また、GNPの分配構造にお

いても、78年に国家所得は31.6%、企業所得は17.9%、個人所得は50.5%であったものが、93年に国家所得は78年より20.1ポイントも低く11.5%に下落、企業所得は20.7%と2.8ポイントの微増にとどまり、個人所得は17.3ポイント増の67.8%に大幅上昇した(第1表)。

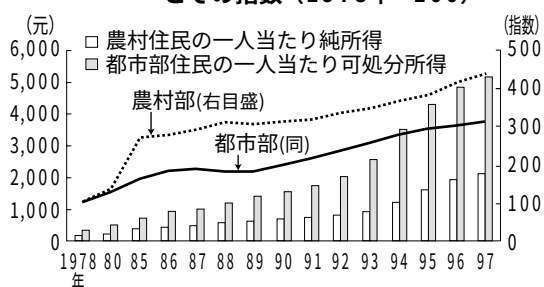
個人所得の増加に伴い、個人消費は大幅に拡大した。ただし、農工間の所得格差は85年の1.9倍(農村部住民の所得を1とする場合)と縮小してきたが、その後また拡大し、97年に2.5倍となっている。こうした状況をかんがみ、個人消費については都市部と農村部を分けてみることにする。

まず、都市部住民の消費支出は81~97年までの16年間に9倍に増加し、年平均14.8%の伸びとなる。それと同時に同期間中に食料支出は7.5倍に拡大し、年間平均伸び率は13.4%となっている。すなわち、同期間中に増加した消費支出の大半は食料支出に回ったのである。これは97年まで国有企業の従業員は住宅と医療費支出負担が極めて低いことと関連している。

エンゲル係数(消費支出に占める食料支出の割合)でみると、同期間中に56.7%から10ポイントも低下した。しかし、そうは言っても97年に依然として46.4%と諸先進国(例えば、92年に日本は19.9%、アメリカは12%、韓国は34.1%)に比べて極めて高い状況にある(第2表)。

それに対して、農村部住民の生活消費支出額は80~97年の間に約10倍に増加し、それと同時に食料支出も約9倍増加した。同

第2図 一人当たりの年間可処分所得とその指数(1978年=100)



資料 『中国統計年鑑』98年版325頁
(注) 1.所得額は名目ベース、指数は実質ベース。
2.農村住民の純所得は費用を差し引いた後の純貨幣収入のほか、自家消費の実物収入も含む。

第1表 国民総生産の分配構造の変化

(単位 %)

	国民総生産	国家所得	企業所得	個人所得
1978年	100.0	31.6	17.9	50.5
80	100.0	23.7	19.6	56.7
85	100.0	20.9	17.7	61.4
90	100.0	14.5	21.5	64.0
93	100.0	11.5	20.7	67.8

資料 王春正『我国居民收入分配問題』中国計画出版社

期間中にエンゲル係数は6.7ポイント低下したが、97年に依然として55.1%もある(第3表)。一方、農家消費のうち、自給(実物消費)のウェイトは78年の48.3%から97年に30.4%に下がり、商品経済への需要拡大が示された。

要するに、78年からの改革・開放政策は高度の経済成長をもたらし、食品産業発展の最大の制約要因であった個人所得を上方

にシフトさせ、食料支出を拡大させたのである。

(2) 都市化と世代間の嗜好差

経済成長とともに、上述の所得上昇のほか、食品に対する需要の高度化につながる都市化も進展している。第3回と第4回の人口センサスによると、82年から90年までの間に、総人口は年平均1.5%の伸びに対して都市部の人口(市と鎮)は同4.6%増と3.1ポイントも高い。その結果、都市部人口の割合は20.6%から26.2%へと5.6ポイントも上昇し、この上昇傾向は今日まで続いていると思われる。

また、年齢層の違いから食生活に対する需要も違ってくる。第4回の人口センサスによると、90年現在中国は0～14歳までの児童人口は総人口の27.7%を占める3.13億人になり、60歳以上の高齢者人口は1億人以上であり、その人数はその後さらに増えている。所得の上昇によってこうした児童、高齢者などの世代間の嗜好差の食品に対する需要もそれぞれ違ってきており、こ

第2表 都市部住民の消費支出に占める食料支出の割合

(単位 元)

	消費支出	うち 食料支出	穀物	エンゲル 係数(%)	穀物/ 食料支出 (%)
1981年	456.8	258.8	59.2	56.7	22.9
82	471.0	276.2	60.7	58.6	22.0
83	505.9	299.5	61.6	59.2	20.6
84	559.4	324.2	63.1	58.0	19.5
85	673.2	351.7	60.2	52.2	17.1
86	799.0	418.9	64.8	52.4	15.5
87	884.4	472.9	66.9	53.5	14.2
88	1,104.0	567.0	75.7	51.4	13.3
89	1,211.0	660.0	81.9	54.5	12.4
90	1,278.9	693.8	84.5	54.2	12.2
91	1,453.8	782.5	102.5	53.8	13.1
92	1,671.7	883.7	104.4	52.9	11.8
93	2,110.8	1,058.2	130.0	50.1	12.3
94	2,851.3	1,422.5	202.0	49.9	14.2
95	3,537.6	1,766.0	260.5	49.9	14.8
96	3,919.5	1,904.7	271.5	48.6	14.3
97	4,185.6	1,942.6	238.1	46.4	12.3

資料 『中国統計年鑑』各年版

第3表 農村部住民一人当たり年間消費支出

(単位 元)

	生活消費支出		貨幣消費	実物消費 (自給)	構成比(%)		エンゲル係数 (%)
		うち 食料支出			貨幣消費	実物消費	
1980年	162.2	100.2	83.8	78.4	51.7	48.3	61.8
85	317.4	183.4	194.7	122.7	61.3	38.7	57.8
90	584.6	343.8	374.7	209.9	64.1	35.9	58.8
91	619.8	357.1	404.7	215.1	65.3	34.7	57.6
92	659.0	379.3	431.4	227.6	65.5	34.5	57.5
93	769.7	446.8	490.1	279.5	63.7	36.3	58.1
94	1,016.8	598.5	648.2	368.6	63.7	36.3	58.9
95	1,310.4	768.2	859.4	450.9	65.6	34.4	58.6
96	1,572.1	885.5	1,076.2	495.9	68.5	31.5	56.3
97	1,617.2	890.3	1,126.3	490.9	69.6	30.4	55.1

資料 第2表に同じ

れも食品に対する需要の多様化につながっているとみられる。

一人っ子世代の児童はそれ以前の世代に比べて豊かな環境の下、輸入品と外国文化の影響を受けて育てられたため、その嗜好は高エネルギー、高栄養、また洋風化へ移りつつある。

(3) 食料消費の高度化傾向とその特徴

食料消費の高度化の一つは、81～97年間に都市部の食料支出に占める穀物支出のウェイトが約半分に下がったことである(第4表)。また、食肉支出額についても、92～97年間に年間平均17.3%の伸び率で増加している。次に生産量でみると、81～97年の16年間に4倍に増え、年間平均9.2%の^(注1)伸びとなっている。水産物(81～97年)、卵(82～97年)、家禽肉(84～96年)をみると、それぞれ6.8倍、7.6倍、7.2倍と増え、年間平均伸び率はそれぞれ12.7%、14.4%、17.9%

となっている。水産物や肉類、家禽類は輸出量が少ないため増加分のほとんどが国内消費に回ったとみられる。すなわち、所得の制約が厳しいうちは生存のための最低必要カロリーの摂取は単価の安い穀類に集中していたが、所得の制約が緩和されると、穀類から豚肉等動物性たんぱく質のものへ移行しはじめた。これが80年代における大きな変化である。

所得の上昇が続く90年代では、食料消費は量から質の充実へ、少品種大量消費から多品種少量消費へ進行しつつある。例えば、同じ豚肉でも脂身の多いものから赤身の多いものへ移行し、また、豚肉から家禽肉や魚介類へ多様化・高級化している。当然、中国の農工間格差、地域間格差が大きいため、こうした変化は全国一律に起こるのではない。具体的にいうと、北京、上海、広州などの大都市は量から質へ、また、後述のような外食と調理食品消費へのシフト

第4表 食料支出の構成比

(単位 %)

	1981年	85	92	93	94	95	96	97	92～97年 の年間平 均伸び率
食料支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	17.1
穀物	22.9	17.1	11.8	12.3	14.2	14.8	14.3	12.3	17.9
澱粉および芋類	...	...	1.2	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	14.7
豆と加工品	...	...	1.7	1.8	1.7	1.6	1.7	1.7	16.6
油脂類	...	...	3.7	3.9	4.8	4.1	3.6	3.6	16.7
食肉および加工品	...	...	23.4	23.7	23.6	23.6	23.0	23.7	17.3
卵類	...	...	4.6	4.4	4.1	3.9	4.1	3.8	12.8
水産物	...	...	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	7.3	18.9
野菜	...	...	11.3	11.1	10.7	10.7	10.8	10.5	15.4
調味料	...	...	1.6	1.5	1.3	1.4	1.5	1.4	13.8
糖類	...	...	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	14.9
タバコ	...	...	6.1	5.8	5.0	4.4	4.4	4.7	11.2
酒と飲料	...	...	5.2	4.9	4.7	4.4	4.5	4.7	14.7
果物	...	...	7.0	6.5	6.3	6.3	6.2	6.5	15.6
ナッツ	...	...	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	18.0
お菓子	...	...	2.1	2.1	2.0	2.1	2.1	2.1	16.6
乳製品	...	...	2.0	1.9	1.8	1.8	1.9	2.1	18.7
その他食料	...	...	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.6	26.7
外食	...	...	8.0	8.7	8.4	9.1	9.8	10.5	23.7

資料 第2表に同じ

が進行しているのに対して、農村と内陸部はまだ穀類の消費がメインでありながら、豚肉を主とする動物性たんぱく質の消費が少しずつ増えている段階にすぎない。しかし、この食料消費高度化のいずれの段階においても食品に対する需要(量と質の両面から)は拡大していくとみられる。

もちろん、この食糧消費の高度化過程においても中国食文化の特徴は明確に現れている。まず、所得上昇の最初の段階では豚肉の消費が急速に伸びることである。歴史的に中国人はよく豚肉を消費してきた。食肉の生産量に占める豚肉の割合は81年に94.2%も占めていた。この十数年間、家禽類や食用牛の飼育が奨励され、81～97年間に食肉の生産量は4倍に増加したが、豚肉は97年に依然として67.2%と絶対的なシェアを占めている。豚肉が動物性たんぱく質の最も重要な摂取源であるという中国食文化の特徴は今後も続くと思われる。

次に所得の上昇が続くと魚介類の消費が増えることである。中国、特に内陸部は日本のように海洋資源に恵まれることはなく、魚介類、特に海のものは珍しいものであり、高級品である。もちろん、高価品でもある。水産物の生産量は81年の529万トンから97年の3,602万トンへと16年間に6.8倍も増えた。ただし、この水産物の大部分は養殖ものであり、しかも淡水のものが約半分を占める。こうしたもののほとんどは国内消費(輸出は2%だけ)に回されている。現在、健康嗜好が強まってきており、魚貝類に対する需要はさらに増えるであろう。

もう一つの特徴は多様化である。上述したように豚肉が今後も主要なたんぱく質の供給元であることは変わらないが、豚肉に集中していた消費構造は牛肉や家禽肉、魚介類へと多様化しつつある。牛肉に関しては、近年までは食用牛ではなかったため、まずいもの、安いものであった。近年、食用牛の飼育が始まり、食用牛肉が市場に出回ってから、牛肉の消費も拡大した。今後品質のよい牛肉への需要は増えていくものと思われる。また、家禽類は飼料効率が高いという理由でその飼育は奨励されてきた。いずれ人口が巨大なため、量と質の両面から食品に対する需要も巨大で、多様である。

(注1) 『中国農業発展報告』98年版113頁

(4) 家事労働の簡便化を求める傾向

都市部食料支出のもう一つの変化は加工・調理食品と外食のウェイトが上昇していることである。外食に関してはその支出額は97年に203.4元と93年の約3倍、年間平均伸び率は23.7%と急上昇し(前掲第4表参照)、食料支出に占める割合も97年に10.5%と92年より2.5ポイント増えた。加工・調理食品への支出額の統計はまだないが、後述のようにその生産量は近年急速に拡大している。

こうした変化は家事労働の簡便化を求める傾向に沿ったものである。それは家事労働の機会費用の上昇と関連していると大東文化大学の小島麗逸教授が指摘している。中国はもともと夫婦共働きであるが、近年

までは残業等が無く、定刻に退社して生鮮品からの調理など家事をする余裕が十分にあった。また、給料が低いうえにボーナスの支給もなかったため、単価の安い生鮮品で調理して支出を節約することはもともと経済的であった。

しかし、改革・開放によって給料の高い職場の出現や、業務実績に応じたボーナス制度の導入など、所得上昇のチャンスが出てきた。こうした場合、依然として家事労働に多くの時間を費すとその機会費用が相対的に高くなってしまふのである。また、昼間会社に勤めても、競争が激しくなったため昔より一生懸命に働かなければならなくなった。こうして、家に帰ってのんびりと料理を作る暇も体力も限られてきているのである。なお、冷蔵庫および電子レンジの普及も調理食品や冷凍食品の需要上昇に一役を買ったとみられる。ただし、98年から失業率の上昇などによる所得の伸び悩みは家事労働の外部化に一時的に歯止めをかけるが、長期的には調理食品や冷凍食品等加工食品への依存が高まるとみられる。

このように、経済成長に伴う所得の上昇は、食品産業の発展を制約する需要不足の要因を緩和した。そして、経済の活性化と競争の激化により家事労働の機会費用は高くなった。この所得の上昇と家事労働の簡便化により食料消費は、食肉や魚介類という所得弾性値の高いものへの移行→質的な充実→加工・調理等簡便化食品への需要拡大→少品種大量消費から多品種少量消費へ、と徐々に高度化・多様化してきている。

2. 食品産業の構造的特徴とその変化

上述の食品に対する需要の高度化と多様化に対して、食品産業はどのように対応してきたか。以下では食品産業の構造変化について述べてみる。

(1) 1割産業およびその構成

中国の食品産業は93年から統計上4種類に分けている。①食品加工業(精米等の穀物加工、飼料加工業、植物油、製糖、屠殺、肉製品加工、水産物加工、塩加工等)、②食品製造業(お菓子類、インスタントラーメン等の主食加工、乳製品、缶詰、発酵製品、調味料、豆類製品等)、③酒・飲料製造業(アルコールと飲料酒製造業、ソフトドリンク、製茶業)、④タバコ加工業の4種類である。食品加工業と食品製造業の違いはいわば前者が一次加工、後者が二次加工というものである。

第5表 食品産業の生産額と鉱工業総生産に占める比率

(単位 億元, %)

	食品工業生産額	鉱工業生産総額に占める割合
1980年	568	11.4
85	940.6	11.3
86	1,018.1	11.3
87	1,134	11.0
88	1,305.7	10.8
89	1,348.3	10.4
90	1,359.99	10.4
91	2,665.08	11.9
92	2,979.95	11.0
93	3,428.66	10.1
94	4,039.86	9.9
95	4,496.13	10.1
96	5,146.51	10.1

資料 『中国食品工業年鑑』1997年版

(注) 80年代は1980年を100とし、90年代は90年を100として計算する。

この食品産業の特徴について、まず1割産業といえることである。つまり、鉱工業生産総額に占める食品産業の割合は年によって変動はあるが、ほぼ10%前後を占めている(第5表)。また、食品企業数も鉱工業企業数に占める割合は約1割(93～96年の間は11%)になっている。

次に、食品産業は90年代になってから、ようやく全体の鉱工業並み、もしくはそれ以上の高成長率を達成したことである。80年代に食品産業生産額の年平均伸び率は約9%と鉱工業伸び率の12.6%より3.6ポイントも低かった。しかし、90年代(91～96年)になると、その伸び率は年平均14.1%と鉱工業平均を上回るようになった。個別にみると、93～97年までの年間平均伸び率は、食品加工業が最も高く21.7%となっているが、食品製造業(19.9%)と酒・飲料製造業(20.5%)も高い伸び率となっている。ただ、タバコ加工業だけは13.7%と比較的に低い水準にある(第6表)。これはタバコ加工業が既に成熟しているためとみられる。

さらに、食品産業の構成比については、まず酒・飲料とタバコのウェイトが高いことがあげられる。両者をあわせて93年に食品産業生産額の約4割(39.6%)も占めており(後掲第8表)、先進国の2割前後より^(注2)はるかに高い。近年、加工食品の拡大などによりその比率が低下してきたものの、96年に依然として34.1%もある。95年の食品企業売上高上位20社のうち、酒の製造企業は14社もある(第7表)。食品産業における

第6表 食品産業生産額の構成比伸び率

(単位 %)

	1993年	94	95	96	97	93～97年の年間平均伸び率
食品産業合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	19.7
食料加工業	44.3	47.2	49.1	47.9	47.3	21.7
食料製造業	16.2	15.5	16.0	15.9	16.3	19.9
酒・飲料製造業	19.7	19.0	18.6	19.6	20.2	20.5
タバコ加工業	19.9	18.2	16.2	16.6	16.2	13.7

資料 『中国統計年鑑』各年版から計算

(注) この食品産業生産額は独立採算企業(法人格を有する企業)の生産額を指し、法人格を持たない食品産業の生産額が含まれない。

酒・タバコのウェイトの高さは加工食品の比率が低いことを意味している。食品加工業と食品製造業をあわせて食品産業に占める割合は96年に65.9%と先進国の約8割を大きく下回る。実際に全体の消費食品に占める加工食品の比率はアメリカ、日本等先進国の8～9割前後に対し、中国はまだ3～4割^(注3)と低い。

ただし、一つの変化としていえるのはインスタントラーメンや冷凍食品、食肉製品等の加工食品の割合の上昇である(補論を

第7表 食品企業売上高ランキング

(単位 1000元)

地域	企 業 名	売上高
広東	広東健力飲料廠	1,632,010
四川	四川省宜兵五糧液酒廠	1,260,990
海南	海南省地方国宮缶詰廠	1,221,820
山東	青島ビール公司	1,076,960
上海	上海申美飲料食品会社	983,680
河南	河南省周口地区味の素廠	854,910
山西	山西杏花村汾酒集团公司	712,790
江蘇	江蘇洋河酒廠	630,240
安徽	亳州古井酒廠	596,170
広東	肇慶藍帶酒廠	510,840
山東	曲阜市酒廠	462,710
河南	河南省宋河酒廠	434,970
広東	広州珠江ビール集团公司	413,010
天津	天津コカコーラ飲料有限公司	398,820
山東	山東景芝酒業公司	398,450
広東	広州生力ビール有限公司	390,640
広西	広西貴港甘蔗化工廠	371,750
北京	北京紅星陳酒集团公司	369,470
貴州	貴州廠茅台酒廠	368,450
北京	北京燕京ビール集团公司	346,870

資料 『中国の食品工業と関連産業』96年版、東西貿易通信社

第8表 食品産業生産額の主な構成品目

(単位 億元, %)

	1993年		96		93～96	96/93
	生産額	割合	生産額	割合	年平均伸び率	倍率
合 計	3,900.2	100.0	7,250.7	100.0	23.0	1.9
食品加工業	1,726.8	44.3	3,471.6	47.9	26.2	2.0
食料および飼料	755.4	19.4	1,567.6	21.6	27.6	2.1
うち精米	159.0	4.1	275.8	3.8	20.2	1.7
製粉	282.7	7.2	571.4	7.9	26.4	2.0
配合飼料	236.8	6.1	570.2	7.9	34.0	2.4
植物油加工業	315.3	8.1	631.7	8.7	26.1	2.0
製糖業	220.9	5.7	305.9	4.2	11.5	1.4
屠殺および食肉・卵類加工業	263.0	6.7	523.1	7.2	25.7	2.0
うち食肉製品	156.0	4.0	350.1	4.8	30.9	2.2
卵類	3.8	0.1	24.8	0.3	87.4	6.6
水産物加工品	124.0	3.2	289.4	4.0	32.6	2.3
うち冷凍水産品	103.1	2.6	212.1	2.9	27.2	2.1
食用塩加工業	1.8	0.0	6.8	0.1	56.1	3.8
その他食品加工業	46.4	1.2	147.2	2.0	46.9	3.2
食品製造業	629.9	16.2	1,154.1	15.9	22.4	1.8
菓子・飴製造業	189.2	4.9	372.0	5.1	25.3	2.0
うち即席主食品	31.0	0.8	151.5	2.1	69.7	4.9
乳製品製造業	45.8	1.2	98.6	1.4	29.1	2.2
缶詰食品製造業	128.1	3.3	145.9	2.0	4.5	1.1
発酵品製造業	66.3	1.7	121.8	1.7	22.5	1.8
調味料製造業	58.6	1.5	107.5	1.5	22.5	1.8
その他食品製造業	134.1	3.4	308.2	4.3	32.0	2.3
うち豆製品	16.1	0.4	43.8	0.6	39.5	2.7
飲料製造業	767.3	19.7	1,422.8	19.6	22.9	1.9
アルコールと飲料酒	551.1	14.1	1,026.4	14.2	23.0	1.9
うちアルコール	37.1	1.0	89.6	1.2	34.2	2.4
白酒(高アルコール度数)	284.1	7.3	512.7	7.1	21.7	1.8
ビール	196.7	5.0	362.0	5.0	22.5	1.8
ソフトドリンク	132.1	3.4	294.3	4.1	30.6	2.2
うち炭酸飲料	53.4	1.4	143.5	2.0	39.1	2.7
製茶業	54.8	1.4	64.7	0.9	5.7	1.2
その他飲料	29.4	0.8	37.4	0.5	8.3	1.3
タバコ加工業	776.1	19.9	1,202.2	16.6	15.7	1.5

資料 『中国食品工業年鑑』1993～1996年版, 1997年版

参照)。こうした食品は中国語では「方便食品」(インスタント食品)というが、新興産業でもあり全体の統計はまだない。ただ、現在の統計でいくつかの品目からそのトレンドがうかがえる。例えば、93～96年間の生産額の変化について、即席主食品は年間平均69.7%の伸びで同期間中約5倍に増加

し、食品産業に占める割合は0.8%から2.1%に増えた(第8表)。同様に食肉製品は年間平均30.9%の伸びで2倍強の増加となり、食品産業に占める割合は4%から4.8%に上昇した(第8表と補論を参照)。

(注2) 『中国食品工業年鑑』1993～1996年版68頁

(注3) (注2)に同じ。

(2) 低収益性の経営構造

中国の食品産業の経営構造については、食品加工業と食品製造業に限ってみていくと、低付加価値率、低資本利益率と高い資本回転率という特徴がある。すなわち、高い資本回転率で低い利益率をカバーしてようやく他産業並みの収益を確保しているのが、食品産業の収益構造である。なお、酒・飲料製造業とタバコ加工業は税制と専売などの関係で全く違う様相を呈しているので、ここでは除くこととする。

まず、付加価値率については、第9表のように食品加工業と食品製造業はいずれも全国鉱工業の平均付加価値率より低い。ま

第9表 食品産業の経営収益構造

(単位 %)

		総資本 回転率	運転資金 回転率	総資本 利益率	付加価 値率
全 鉱 工 業 合 計	1997年	0.61	1.41	5.55	29.02
	96	0.64	1.47	5.72	25.51
	95	0.67	1.49	6.37	32.09
	94	0.68	1.43	7.89	28.63
食 品 加 工 業	97	1.02	2.00	2.38	20.59
	96	1.02	1.96	1.71	19.23
	95	1.07	2.02	4.15	14.61
	94	1.05	1.95	6.32	24.56
食 品 製 造 業	97	0.72	1.63	4.83	27.07
	96	0.75	1.70	4.68	22.37
	95	0.76	1.69	4.94	19.72
	94	0.77	1.58	5.23	26.38
酒・ 飲 料 製 造 業	97	0.63	1.38	11.30	34.40
	96	0.64	1.39	10.74	28.03
	95	0.62	1.35	10.81	33.28
	94	0.61	1.25	11.83	32.71
タ バ コ 加 工 業	97	0.77	1.47	45.13	63.52
	96	0.80	1.52	46.79	53.87
	95	0.78	1.42	47.51	61.79
	94	0.87	1.47	54.04	57.03

資料 第6表と同じ
(注) 総資本回転率＝売上高／総資本
運転資金回転率＝売上高／運転資金
総資本利益率＝税引前利益／総資本
付加価値率＝付加価値額／生産額

た、95年の付加価値率の落ち込みが激しい。特に食品加工業の95年の付加価値率は前年比約10ポイントも低下した。96年からその付加価値率が回復に向かっているものの、97年は依然として93年より8ポイントも低い。

付加価値率と同様、食品産業の資本利益率も低い。食品加工業と食品製造業の資本利益率はともに鉱工業平均を下回り、特に食品加工業は96年に1.7%と鉱工業平均値より4ポイントも低い水準にある。一方、資本回転率でみると他の鉱工業に比べて食品産業のほうが高い。

こうした食品産業の低付加価値率、低資本利益率と高資本回転率という経営構造をもたらした主な要因は、原料価格の変動が激しいこと、原料および製品が腐敗性をもつこと、原材料のもつ風味を生かした低次加工の限界があること、在庫を長く持たない（高い資本回転率になる）こと、という世界の食品産業に共通のものが考えられる。なお、上述の95年の食品企業の付加価値率の大幅低下は94年からの農産物原料価格高騰の影響である。そのほかに、企業規模の零細さと技術水準の低さなど、中国の食品産業の特有の要因もある。例えば、中国の食品企業の場合、中小企業が9割も占めている。こうした中小食品企業は設備・技術・経営管理水準が低いものが少なくない。

3. 食品産業発展の課題

食品産業はこれまで主として資本、労働

力という生産要素の投入によってその発展を実現してきた。これは裏返して食品産業の生産効率（技術革新と経営管理水準など）^(注4)が低いことを示し、上述の食品産業の低資本収益率からもうかがえ、まさに食品産業の今後の発展において改善すべき課題である。これについては既に一部に触れてきたが、ここではすこし具体的にまとめてみる。

（注4） 人民日報（海外版）99年1月14日付

（1）品質の向上

まず第一に、品質向上の課題がある。例をあげると、インスタントラーメンの場合、商品の9割は油で揚げたものであるが、その油の含有量が23%と日本等の18%前後より高い。「油の含有率が1ポイント高くなると、生産コストは3%増加し、その上、酸化しやすくなり、品質保証期間も短くなる^(注5)」という欠陥がある。

また、冷凍食品の場合は、急速冷凍設備が不備である中小企業が多く、急速冷凍が緩慢冷凍になっている問題が指摘される。例えば、北京では冷凍食品を製造する企業は100社以上もあるが、そのほとんどは1日の生産量が1トン未満の極小規模のものであり^(注6)、設備も不備である。これにより食品の鮮度、色合、風味および栄養成分が落ちてしまい、冷凍食品が品質の悪いものが多いというイメージは消費者に与えてしまったのである。また、食品生産メーカーの衛生管理にも不十分な点があると指摘できる。あわせて冷凍食品に関する品質基準はまだ88年に作った簡単なもの（例えば、中国制

冷学会が作った「GB8863-88速凍食品技術章程」^(注7)などを適用していることも問題となろう。

（注5） 黄聖明「方便食品的国内外発展趨勢」『中国食品工業年鑑』97年版92頁

（注6） 中国食品報98年7月3日付

（注7） （注6）に同じ。

（2）構造調整と新製品開発能力の向上

第二に、食品産業の構造調整と新製品開発能力向上の課題があげられる。食品産業の新規投資に関しては、低レベル製品製造の投資が多いことが指摘されている。その結果、差別化商品が少なく、設備の過剰と資源の無駄になっている。

例えば、インスタントラーメンの場合、現在の需要は100億トン前後であるのに対し、設備能力は300億トン以上に達している。これをもたらした要因は、インスタントラーメンが売れるという状況をみて全国各地で一斉に生産ラインを導入したことによる。90年代半ば、全国ですでに200以上の生産ラインがストップし、3分の2の生産設備が遊休化している。結局、小規模で経営効率の悪い企業の破産など、インスタントラーメン業界の統廃合はさけて通れない局面になっている。

冷凍食品に関しても、上述のように規模が零細で、製品が似通った企業が多く、差別化商品やブランド品は少ないため、同様のことがいえる。

こうした状況をもたらしたのは資金面や技術、経営管理能力からの制約のほかに、中国の研究開発システムとも関連していると思われる。現在全国で5,800以上の研究所

があるが、企業が出資してつくったものはほとんどない。同様に食品関連の研究所も100以上あるが、食品企業が出資しているものではなく、また食品研究所の研究成果も食品企業の生産効率アップに貢献するものが少ないとみられる。^(注8)もちろん、食品産業のこうした低品質、低開発能力等の問題は中国工業の全体の水準（開発能力や製造水準がまだ低い）にも起因している。

（注8）『中国食品工業年鑑』97年版66頁

（3） 価格の引下げ

第三に価格引下げの課題がある。上述のような規模の零細性や、新製品開発能力の劣後などの問題により、一般的にいうと加工・調理食品は値段が高い。特に冷凍食品の場合、保存期間の短さと輸送・保存設備の関係でどうしても高くなる。

これまでは個人所得が右上がりに伸びてきたこと等で、加工食品、特に冷凍食品の消費は中高所得者を中心に伸びてきたが、国内貿易局ビジネス情報センターの調査結果によると、この中高所得者向けの冷凍食品の売上高は頭打ちの気配が既に出てきている。それに98年からレイオフ者の増加等個人所得が伸び悩んでいることが大きく影響している。

こうした状況において、冷凍食品にとって高所得者だけではなく、一般消費者をターゲットとしてその消費を拡大するために価格の合理化が欠かせない。実際に日本や台湾の冷凍食品の販売価格も、最初は高く、その後は安定的な原料確保、技術水準

の向上、生産規模の拡大および各種の経営努力を通して価格が引き下げられたという経路がたどっている。

こうした価格合理化による個人消費者への販売を拡大するとともに、まだ未開拓のレストランや、会社の食堂、学校の給食等の業務用への進出も必要となってくる。例えば、ファーストフードは近年年間平均20%の伸びとなっており、そのなかには中華風のものも多い。

こうした中華風のファーストフードやレストラン、会社の食堂はその供給能力の拡大、品質の向上、衛生管理の強化という面から、冷凍食品に対する需要が実に高い。マクドナルド社の成功要因の一つは消費者がいつでも暖かくて、品質の安定したものが食べられるからである。これはまさに調理した冷凍のハンバーガーやポテトの安定供給があったからできたことであり、つまり、お客さんの注文によって最終段階の加工をすればすぐ出来上がるのである。

中国のレストランや、食堂およびファーストフード業界は生鮮品からの調理が主流で、その日の原料や火の加減などにより味が変わり、品質も安定せず、また衛生上の管理も難しい。こうした業務用への供給が拡大すれば冷凍食品産業の発展も加速されよう。

（4） マーケティングの展開

第四に、やや流通の範疇になるが、マーケティングの課題も大きい。上述したとおり、一般的にいうと食品産業は低収益性の

産業である。しかし、同じ食品産業であっても、その生産構造や規模等によって業種間格差、企業間格差が著しく大きく、付加価値率と資本利益率の高い企業は少なくな。特に外資系企業にはそうした企業が多いとみられる。これは外資系企業は需要に見合った新商品を供給しているだけではなく、積極的にマーケティング活動を展開していることにもよる。

外資系の積極的なマーケティング活動に対して中国の国有食品企業の多くは遅れを取っている。これは国有食品企業は市場競争にまだなれていない面も影響している。近年まで中国は作れば売れるという物不足の経済状況にあって、企業間の競争が少なかった。しかし、近年大半の商品は供給過剰になり、企業間の競争も激化している。こうした環境変化に迅速に対応できていない国有企業がまだ多いようである。例えば、98年末に訪問した北京市にある大手国有の清真食品公司はその一例である。

同社の主な製品は牛肉・羊肉の生鮮品および調理品であるが、数十年前から北京市民に親しまれてきた伝統のある会社である。^(注9)同社は新製品の導入にも力を入れてきており、例えば、レトルトの牛肉に対する需要があると判断して、数年前にその生産ラインを輸入してレトルトの牛肉製品を作り出した。その製品について、個人的な感想は中身がしっかりしており、値段も手ごろである。ところが、あまり売れていない。同社でのヒヤリングによると、販売促進活動はあまり行っていないのである。その後、

何人かの北京の友人に確認したが、だれもその商品の存在を知らなかった。

それに対して、外資系キューピーの北京現地合弁企業は状況が違。マヨネーズと果物ジャムを作っている当社は、都市部住民の所得上昇に伴う食生活の多様化という状況をにらんで現地生産に踏み込んだ。その製品の売上はこの4、5年間に急速に伸びており、98年の売上高は前年比30%も増加した。現在、当社のマヨネーズは北京市場の5割を占めており、経営業績も極めてよい。同社は製品の製造以外に営業にも力を入れていることが上述の国有企業と違うところである。140人の従業員のうち、広告宣伝以外に、営業担当者が40人もいて販売に全力を挙げている。

また、カゴメ株式会社のマーケティング攻勢もその例である。同社は中国にまだ生産工場はないが、その目標ははっきりしている。つまり、大都市北京と天津の消費者にカゴメトマトのブランドを認識させることである。そのブランド認識が浸透してから、現地生産を始める計画のようである。そのため、98年3月から北京と天津で現地広告代理店を起用して販売促進を行っている。カゴメトマトケチャップのパンフレットを配るほかに、ボールペンなどのプレミアムをつけ、また試食(やきそば、チャーハン、サンドイッチ、ハンバーグなど)も展開されている。トマトケチャップを使う料理は中華にはないから、試食、すなわちメニューを用意することが重要だとマーケティング活動に懸命である。

そのほかにインスタントラーメンの「康師付」（日本語の意味は康料理長，台湾資本）や飲料のコカコーラ社はその売上高がいずれも業界のトップを占めているが，これはいうまでもなくテレビコマーシャルなど強力なマーケティング攻勢によるところが大きい。

食品産業は個人向けの典型的なマーケティング産業と言われる。また，食品はその種類が多いため代替の可能性も高い。従って，いかに自社の商品を消費者に分かってもらうかが企業の生存に係る問題である。

（注9） 清真食品はつまり牛，羊肉とその加工・調理品であり，回教徒の食品である。もちろん，回教徒以外の人も消費する。

むすびにかえて

——食文化の多様化——

様々な課題を抱え，しかもまだ低水準にある中国の食品産業は，近年急成長しているのは確かである。20年前からの経済改革・開放政策の結果，所得が上昇し，社会全体の効率も向上してきた。これにより食品に対する需要は高度化しつつある。また，調理食品や冷凍食品，ファーストフードが代表するように食生活の簡便化を求める傾向も強まり，あわせて安全嗜好への期待も高まっている。それに応じて，食品産業は主として資本，労働力という生産要素

の投入を通して対応してきた。その結果，調理食品や冷凍食品等加工食品の種類は豊富になり，食生活も簡便化してきた。

しかし，これだけではなく，経済開放政策は食文化を含む外国の文化も中国に流入させた。この結果，国粹的とも言われる中国の食文化は外国からの影響を受けて多様化しつつある。マクドナルドやケンタッキーなどのファーストフードは，北京，上海などの大都市ではブームとなり，またフランス料理や，イタリア料理，日本料理なども人気が出てきている。中華料理が一番という意識が強かった中国人にとってはこれは食生活における価値観の大きな変化であり，特に一人っ子世代においてその変化は著しい。

こうした食文化の高度化，簡便化，多様化および安全嗜好という需要にいかに対応し，同時に食品企業の生産効率（収益性）を高めていくかは中国の食品産業の課題であろう。

<参考資料>

- ・『中国食品工業年鑑』中国軽工業出版社・改革出版社（1990～1997年版）
- ・中国食品報（1998年1～9月分）
- ・『中国の食品工業と関連産業』東西貿易通信社（1996年）
- ・加藤譲著『食品産業経済論』農林統計協会（平成2年）
- ・小島麗逸著『世界の中のアジア・中国』大東文化大学国際関係学部（1996年）
- ・下渡敏治・上原秀樹編『フードチェーンと食品産業』筑波書房（1995年）
- ・小沢国男著『食品業界』教育社新書（1987年）
- ・高田公理・石毛直道編『都市化と食』ドメス出版（1995年）

補論1——いくつかの業界の状況

1. インスタント食品業

——インスタントラーメンと冷凍食品

インスタント食品のうち、インスタントラーメンを選んだ理由は、その成長ぶりが食品産業の中で最も早かったからである。これは恐らく中国人の食習慣とも関連している。中国ではおにぎりやサンドイッチ等冷たいものを食べる習慣はない。それに似ている饅頭類はあるが、それも暖かく蒸してから食べるのである。従って、主食としてサンドイッチやパンの消費はあまり拡大されていないが、インスタントラーメンの消費は急速に伸びている。これは、インスタントラーメンのお湯で戻すという食べ方が中国人のあったかいもの嗜好という食習慣にマッチしているのであろう。また、保存や輸送上も便利であることもその消費拡大につながった大きな要因である。

中国ではインスタントラーメン業界の発展は三つの段階をたどっている。最初の段階は81～86年の間で、いわゆるスタートの段階である。当時はまだ食料統制と価格統制の時代で、インスタントラーメンの価格は全国でほぼ均一であり（0.25元/100g）、しかも食料の配給券が必要であった。統制があるため、インスタントラーメンの市場やコスト、価格は比較的安定していた。もちろん、その代わりに流通しているインスタントラーメンは全部低級品であった。

次は87～91年までの間で、いわゆる急成長の段階である。この間に中国の食料統制政策の緩和と価格制度の自由化に伴い、制限されていたインスタントラーメンの生産も自由化された。それと同時にインスタントラーメンに対する需要は大都市から中小都市、全国各

地へと広がっていた。こうしてインスタントラーメンの製造メーカーは急増し、89～91年までの3年間だけで全国各地に800以上の生産ラインが新規に増え、今日の設備過剰の状態につながった。

この段階では生産規模からみると量的な急速拡大時期であるが、製品構造からみるとまだ過渡期にすぎない。つまり、品種が少なく、高級品もほとんどなかったのである。この時期において、製品コストおよび販売価格はそれぞれ約40%ずつ上昇したが、91年の生産コストで計算した利益率は25%前後に達している^(注1)。要するに、この段階はインスタントラーメン生産企業にとって生産効率が最も高く、しかも安定していた時期である。

第三段階は92～98年までの間で、インスタントラーメン生産の成熟と変革の段階と位置づけられよう。91年からインスタントラーメンの生産に対する価格面の優遇（食料統制政策の完全撤廃による）が完全に撤廃された反面、投資も自由化した。それを受け、台湾資本などが中国国内の市場を狙って参入し、これまでの低級品だけのインスタントラーメンの市場を低・中・高級という複合の市場に変化させた。しかも中・高級品においては外資系のメーカーが50%以上のシェアを占め、それと同時に競争も激しくなった。

例えば、90年代半ば、全国で800以上のインスタントラーメン製造企業と1,700以上の生産ラインがあり、生産能力は350万トンにも達した（「袋もの」が主流）。しかし、実際の生産量は95年に170億食（量で換算すると100万トン以上）で、大幅な設備過剰になっている。ただし、一人当たりでその生産量を計算すると年間14食（日本の42食、韓国の同80食、タイの同23食^(注2)）にすぎず、所得水準の制約および農工間・地域間格差の制約が依然として強く残されて

いることがうかがえる。

もう一つの急成長を成し遂げた冷凍食品については、その生産は70年代末と80年代初めにスタートしたが、最初はすべて輸出のためであった。国内消費向けの生産は93年ごろから始まり、92～97年までの中国経済の高成長の波にのって、冷凍食品は年間平均約25%の高成長を達成してきた。完全な統計はないが、推計によると、96年に冷凍食品の生産量は約300万トンとみられる。^(注3)98年上期に国内貿易局商業情報センターは1,200社のスーパーやチェーン店に対して売上高の調査を行ったが、その結果によると、粉ミルク、ビスケット類、スナック菓子類、ハム・ソーセージ・焼き鳥類、冷凍食品という分類の中で、冷凍食品の売上高が最も多く前4者よりそれぞれ7.54,^(注4)5.27, 9.88と10.5ポイントを上回っている。

しかし、インスタントラーメンと同様に国民一人当たりでこの冷凍食品生産量をみるとわずか2.3kgにすぎない。これはもちろん所得の制限が大きい、そのほかに食習慣にも影響されている。これまで、野菜や新鮮肉、鮮魚はほとんどが自由市場で購入されており、そのほうが新鮮であるというイメージがあり、冷蔵設備等の不備等により実際そうであった。近年、冷蔵輸送車や冷凍ショーケース等設備の整備により、処理してパックした冷凍肉等に対する印象は大きく変化し、その消費量も大幅に上昇している。ただし、魚、特に淡水魚においては依然として生きているものでないと新鮮ではないという認識は強く残されている。

また、冷凍食品の品種は冷凍野菜や冷凍餃子等150品目あるが、そのうち調理食品のウェイトが高くないことが指摘されている。筆者は北京のいくつかの店をまわってみたところ、冷凍野菜と冷凍肉類以外に、冷凍ショー

ケースに最も多く並んでいるのは、餃子類、餛飩類、春巻、シューマイ、もち米団子、ワンタン、炒めもの、フライもの、肉団子等の種類であり、主食関連のものが多かった。

全般的にいうとインスタントラーメンや冷凍食品などの加工・調理食品産業は新興産業として急成長しているとはいえ、まだスタートをきったばかりの段階にあり、改善すべき課題も多い。

インスタント食品の発展において、もう一つ重要なことは外資の影響である。インスタント食品の生産には比較的高度な技術と多額の資本が必要であり、これにおいて外資系の専門メーカーは強みを持っている。

例えば、インスタントラーメンの上位5社のうち、台湾資本や外資系は3社を占めている。台湾資本の頂新会社は「康師付」というブランドのインスタントラーメンを作っているが、そのブランドは中国市場の約半分^(注5)(98年に47.84%)を占めている。それを達成できたのはまさに同社が生産技術や資本および経営力を備えていたためである。

冷凍食品でも現在全国的なブランド「龍鳳」と「海霸王」はいずれも台湾資本である。それに対して北京で有名な「瑞達」ブランドは国内資本であるが、その市場シェアは1.8%と「龍鳳」の約8分の1しかない。その外に、スナック菓子等の生産も外資に頼るところが極めて大きい。国内のインスタント食品産業をいかに振興するかはともかくとして、現在は外資系の役割は重要ということがいえよう。

(注1) 中国食品報98年7月3日付

(注2) 『中国食品工業年鑑』97年版91頁

(注3) 『中国食品工業年鑑』97年版95頁

(注4) 中国食品報98年7月3日付

(注5) 中国食品報98年8月14日付

2. 食肉加工業の現状

食肉加工業は畜禽の屠殺、解体処理(枝肉とその他の部分)、冷却・冷凍・冷蔵と食肉製品の加工等を指す。経済の発展および所得水準の上昇とともに、食肉(豚、牛、羊、家禽)の生産量は急速に増加している。81～97年間は4倍に増え、年間平均9.2%の伸びとなっている。一人当たりで食肉の生産量を計算すると、97年に41.7kgと相当高い水準にある。

しかし、食肉の生産量では世界一になっているが、その生産量に占める食肉製品加工量の割合は、90年代半ば、10%足らずで、先進国^(注6)の40%に比べて相当低い水準にある。この最大の理由はいうまでもなく所得の制約であったが、逆にいうと所得の上昇とともに食肉製品加工業の更なる発展は可能である。実際にも80年代からの所得の上昇に伴い、食肉製品は量と種類の両方から拡大してきて、今日の10%になったのである。

食肉加工製品の種類は、中国の伝統的な食肉製品である中華ソーセージ(豚肉)、火腿(中華ベーコン)、薫製肉製品、焼豚・焼牛肉等のほかに、西洋食肉製品の各種ソーセージ、ハム、ベーコン、肉缶詰などがある。

近年、生産量では西洋食肉製品のほうが中華食肉製品を上回っている。これは80年代以降、海外から食肉加工設備を輸入したことに関連している。例えば、92年と93年の2年間だけで9千万ドル以上の食肉製品加工設備を輸入した。企業の例でいうと、大手の河南春都集団会社のハム、ソーセージが全国の主要市場で売られているのは、日本やオランダ等の国から生産ラインを導入したのである。これは国内の食肉加工設備の水準がまだ低いことを示している。実際に大多数の食肉製品企業の設備は国際的水準でみると50～60年代にとどまっており、食肉加工業の発展を大きく制約

している。

(注6) 「中国食品工業年鑑」97年版105頁

3. 飲料酒製造業

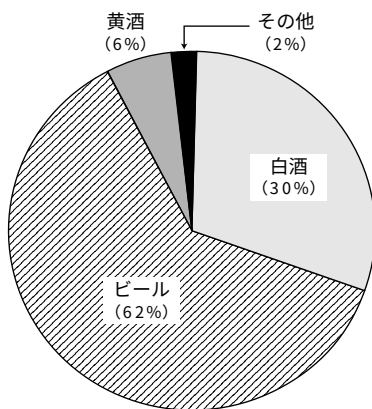
飲料酒は食品加工業の重要な部分であり、96年にその生産額は食品産業の13%も占めている(本文第6, 8表参照)。酒は食生活の多様化をもたらすだけでなく、農業発展の促進にも大きな役割を果たしている。

中国の飲料酒は主に4種類に分ける。アルコール度数の高い蒸留酒(白酒)、ビール、アルコール度数の低い醸造酒(黄酒、または紹興酒)および果実酒である。飲料酒の生産量は80年の368.48万トンから96年の2,650.85万トンへと7倍に増えている。

白酒は中国の伝統のあるものであり、飲料酒に占める割合は、1950年代初頭に70%以上もなっており、80年にもまだ60%近くを占めていた。しかも、そのうちの8割以上はアルコール度数が55度以上のものである^(注7)。しかし、96年には飲料酒の生産量に占める白酒の割合は30%に下がり(図A)、またアルコール度数55度以上のものは10%以下に下がったとみられる。その代わりに40度以下のものは3分の1ぐらゐを占めるようになった。こうしたアルコール度数の低いものへの転換は白酒業界の大きな変化であるが、この変化は80年代以来のものである。これは穀物を節約できるだけではなく(90年代まで白酒の生産は年間2千万トン以上の穀物が消費され、穀物需給の逼迫要因の一つだと言われる)、健康にも有益である。アルコール度数の高い白酒の生産量は今後さらに低下するとみられる。

ビールはお酒の中で最も伸びの高いものである。その生産量は80年の69万トンから97年の1,888.94万トンへと17年間に26倍も増加した。飲料酒に占める割合は96年に63.5%に達

図A 飲料酒の構成（1996年）



資料 『中国食品工業年鑑』 1997年版

した。90年代に入ってから、ビール生産において外資の影響が大きくなってきている。市場競争が90年代に入ってから激しくなったため、いかに生産規模と市場シェアを拡大するかは、資本と技術が劣後し、また中小が多い中国のビールメーカーにとっては死活の問題となっており、外資との合併のニーズが高まっていた。一方、外資系のビールメーカーも中国市場に入り、そのシェアを拡大する狙いがあった。97年までビール業界は外国企業の参入が最も激しい産業の一つといわれている。その結果、あさひビール(朝日)、バドワイザー(百威)、サン・ミゲル(生力)など外国の銘柄は中国市場で定着するようになった。ただ、最も飲まれているのはやはり「燕京」「青島」等の中国ビールとみられる。

黄酒は中国の最も歴史の古い伝統的な酒種で、また世界の三大醸造酒（黄酒、ビール、ワイン）の一つである。色は黄色いため「黄酒」と名づけたとみられる。黄酒はその原料によって大きく2種類に分けられる。一種類はもち米を原料にする中国南方の黄酒で、その代表的なものは日本でも有名な紹興酒である。もう一種類は黍等を原料にする北方の黄

酒であるが、黄酒全体の生産量に占める割合は10%にすぎず、9割ぐらゐは紹興酒を代表とする南方の黄酒である。

また、南方といっても、主として浙江省、江蘇省、江西省、福建省および上海市当たりである。消費も主としてその4省1市であったが、口当たりが良く健康的という理由で、近年全国に広がる傾向が現れている。黄酒の飲料酒に占める割合は90年代でおおむね5%前後にある。問題は、もち米および黍^{キビ}という原料は生産性が低いため、原料不足になりやすく、また原料コストが高くなることである。1957年から浙江省当たりの黄酒醸造メーカーは、もち米に代わり粳米で黄酒を醸造するように研究を重ねてきた。その結果、現在粳米でも醸造できるようになり、黄酒の生産と消費の拡大につながっているとみられる。黄酒の生産量は1949年の2.5万トンから96年の120.34万トンへと47倍も増えた。

ワインは主に以下の二つの理由で、その生産は政府によって奨励されている。一つは、中国は長期的には穀物需給が逼迫する状態は変わらないため、穀物を使わないワインの醸造は、中国の現実にマッチする。もう一つはアルコール度数が低く、健康嗜好が強める現段階では国民の消費需要にもマッチしている。近年、ワイン消費は日本と同じようにブームになっているようである。ただ、飲料酒に占める割合は極わずかとみられる。

全般的にいうと飲料酒はこの20年間に、蒸留酒から醸造酒へ、アルコールの高いものから低いものへ、穀物酒からワインへ、品質の低いものから高いものへという方向で転換してきたが、今後もこうした経路をたどって変化していくとみられる。

（注7） 『中国食品工業年鑑』 97年版84頁

補論2——食品産業の行政所管と中国食品工業協会

中国の食品産業の行政所管は、98年の行政改革まで主として、軽工業総会、国内貿易部、農業部という三つの系統に分かれる。軽工業総会はもともとの軽工業部であり、その所管範囲は主として乳製品、砂糖、飲料、酒、缶詰、食品添加剤などの食品二次加工業である。国内貿易部の所管範囲は食糧加工・流通、食肉加工・流通、お茶の加工・流通である。農業部は水産物およびその他の農産物原料の加工を管轄し、また、農業部の郷鎮企業局は食品加工を行う郷鎮企業をすべて管轄している。98年下期からの中央政府行政改革の実行に伴い、国内貿易部と軽工業総会が共に経済貿易委員会（日本の通産省に当たる）に編入し、それぞれ経済貿易委員会傘下の一部局（国内貿易局と軽工業局）に変わったが、農業部の所管は依然として変わっていない。

中国の行政システムは計画経済に適応して極めて縦割りであった。食品産業の所管もその縦割りの色合いが強く、食品加工業の原料調達、加工・流通に大きな被害をもたらしている。こうした弊害を避け、食品産業を統括的に指導し、食品企業の協調的な横つながりを強化していく主旨として、1981年に食品工業協会が設立され、各部局にまたがる総括的役割を果たすことが期待されている。

食品工業協会の仕事は主として、食品工業業界の調査と研究を行って、政府のマクロ経済管理と業界の技術経済政策の策定のためにデータと提言を提出すること、食品工業企業に生産、流通、マーケット、新技術、新製品および新設備等各種の情報をサービスし、ま

た、各種人材を育成すること、などである。

食品工業協会は各省、市、県に下部組織が擁する全国的ネットワーク組織である。当協会は会員制で、大手企業は直接加入することができ、中小企業は各省、市、県ごとの協会に加入することになる。

また、食品産業が多岐にわたり、しかも各業界の専門性が強いことをかんがみ、食品工業協会はいくつかの業界専門委員会か分会を設けている。それは、食品工業協会ビール専門協会、食品工業協会発酵工程研究会、食品工業協会菓子専門委員会、食品工業協会栄養指導委員会、食品工業協会全国食品工業企業家委員会である。

食品工業協会系統のもの以外に業界毎の協会もあるが、以下のとおりである。食品科学技術学会（80年11月設立、中国科学技術協会の一部分）、中国製糖業協会（92年10月設立、製糖業企業の加入協会）、乳製品工業協会（95年6月設立、元の軽工業部傘下の外郭団体）、乳業協会（90年5月設立）、茶葉流通協会（92年4月設立、元国内貿易部の外郭団体）、発酵工業協会（92年1月設立）、食品添加物生産応用工業協会（93年3月設立）、包装技術協会（80年12月設立、国家経済貿易委員会の外郭団体）、醸酒工業協会（92年6月設立、下部に白酒分会、ビール分会、黄酒分会、アルコール分会、ワイン専門委員会、果実酒専門委員会等設けている）、調味料協会（95年11月設立、元国内貿易部の外郭団体）、食用菌協会（87年設立）、食肉協会（元国内貿易部の外郭団体）、飲料工業協会（93年3月設立、元軽工業部の外郭団体）、缶詰工業協会（95年8月、元軽工業部の外郭団体）、塩業協会（88年7月設立）、清真食品協会（94年6月設立、元国内貿易部の外郭団体）、食品と包装機械工業協会（89年9月設立）。

（阮 蔚・リャンウェイ）

アジアの金融再編と不良債権問題

目 次

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. はじめに | 3. 金融セクター再建の見通し |
| 2. 本格化するアジアの金融セクター再建 | 4. アジア諸国の不良債権比率 |
| (1) 当局のイニシアチブが問われる金融再編 | (1) NIEs諸国でも増加する不良債権 |
| (2) 統一性が求められる不良債権基準 | (2) 不良債権処理が本格化する中国 |
| (3) 難航する不良債権処理 | 5. わが国のアジア支援 |
| (4) 不確定な再建資金 | |
| (5) 対外債務問題 | |

〔要 旨〕

1. アジア経済は99年に入り底打ち感が強まっているが、不良債権処理と金融改革は、今後の安定的経済回復において引き続き不可欠な課題となっている。
2. アジアにおける金融セクター再建は、IMF支援スキームの下で鋭意進められている。しかし、経営責任を問われる金融再編に際しては、各国とも銀行サイドの抵抗が強く、進捗具合は当局のイニシアチブによるところが大きい。
3. 金融再建の最大の課題である不良債権問題についてみても、不統一な基準や不十分な経営開示等から不良債権額自体が不明確なことに加えて、不良債権の入札不振等により再建資金の調達にも懸念が生じる。債務処理に係る法制度の不備等の課題も多く、不良債権と表裏の関係にある民間債務の交渉も難航している。
4. 金融セクターの状況をみると、韓国、タイなどは再建が比較的順調に進んでいるといえる。しかし、それでもこうした課題を抱えて、再建のカギを握る外資との銀行買収交渉もスムーズには進展しておらず、今後の金融再編には時間を要しよう。
5. アジアでは金融機能回復の遅れにより、信用収縮(貸し渋り)の状態が続いている。わが国の支援も、経済活動に必要な資金の供給がスムーズに行われるべく、債券発行保証や中小企業信用保証といった分野に拡大することが望まれよう。

1. はじめに

99年に入り、アジア経済にもようやく底打ち感が出てきている。IMF、ADB等の国際機関の経済見通しによれば、中国や台湾等の一部の国を除き、98年にはほとんどの国がマイナス成長であったものが、99年においては、逆にインドネシア、香港等の一部を除いてプラスに転じるものとみられる。さらに、落ち込みの激しいインドネシアにおいても2000年にはプラス成長に回復し、この結果、アジア全体の成長率も、98年の3%台から99年は4%台へ、2000年は5%台へと緩やかな上昇基調を続けることが予想される（第1表）。

なかでも韓国などでは、個人消費を中心に景気の回復ペースが速まっており、政府の見通しは上方修正が相次いでいる。この結果、アジア株価も、上昇を持続している

米国株価と並行して、通貨危機前の水準にまで回復するなど、金融市場においても明るさがみられる。

しかし、こうした状況下でも、引き続きアジアにおける債務問題は厳しく、不良債権は銀行経営に重くのしかかっている。金融システムの機能回復は、今後もアジア経済が安定的に回復基調に乗る上で、引き続き不可欠な課題となっている。

2. 本格化するアジアの金融セクター再建

アジア各国では、通貨危機発生後、IMFによる緊急支援に際して、コンディショナリティーとして金融セクター再建スキームが相次いで策定された。99年にはこうしたスキームが施行段階に入っており、金融改革が本格化している（第2表）。

各国の金融再建手段は、おおむね、まず

第1表 アジア経済見通し

	1997年	1998	1999(見込)		2000(予想)	
アジア	6.6	3.8	4.7	4.4	5.7	5.1
NIEs	6.0	△1.5	2.1	2.3	4.5	4.3
韓国	5.5	△5.5	2.0	2.0	4.6	4.0
台湾	6.8	4.9	3.9	4.9	4.8	6.3
香港	5.3	△5.1	△1.3	△0.5	3.1	2.0
シンガポール	8.0	1.5	0.5	1.0	4.2	4.0
ASEAN-4	3.8	△9.4	△1.1	0.8	3.0	2.8
タイ	△0.4	△8.0	1.0	0.0	3.0	2.5
マレーシア	7.7	△6.8	0.9	0.7	2.0	2.7
インドネシア	4.6	△13.7	△4.0	0.0	2.5	2.0
フィリピン	5.2	△0.5	2.0	2.4	3.0	4.0
中国	8.8	7.8	6.6	7.0	7.0	6.5
(出典)	(IMF)	(IMF)	(IMF)	(ADB)	(IMF)	(ADB)

出典 IMF "World Economic Outlook" Apr. 1999, Dec. 1998/ADB "Asian Development Outlook" Apr. 1999, Oct. 1998から作成

(注) ADBの「アジア」は「Average for DMCs(Developing Member Countries)」, 「ASEAN-4」は「Southeast Asia」の数値。

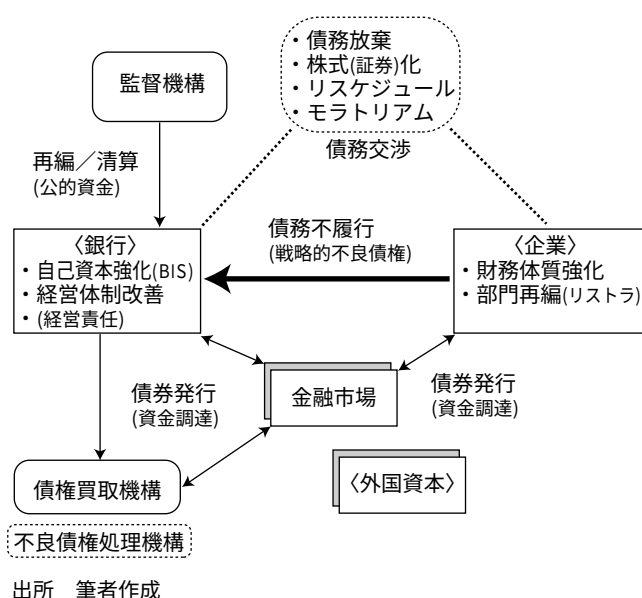
BIS自己資本比率等の国際基準に基づく銀行の業容判断、選別から始まる。次いで金融再編は、この基準を下回る経営不振の銀行に対して金融当局が改善の指導を行い、公的資金注入、国有化、合併等のほか、業容によっては清算といった手段まで採られている。この一方で、不良債権を分離（買取り）して、競売、株式化等により債務処理を進め、また当局の仲介により不良債権と裏腹である民間債務問題の改善を図っている（第1図）。

第2表 IMF緊急融資における金融セクターに係るコンディショナリティー
(抜粋)

	韓 国	タ イ	インドネシア
金融為替政策	・高金利政策維持 ・変動相場制の維持	・高金利政策維持 ・管理フロート制の継続	・マネーサプライの伸び抑制 ・中央銀行の独立性確保
金融セクターの構造調整	・不良金融機関の整理 ・不良債権の早期処理 ・銀行の管理監督強化 ・金融市場の対外開放	・不良金融機関の整理 ・金融機関の資本強化 ・不良債権の早期解決 ・銀行監督の整備、強化	・国営銀行の再編 ・不良金融機関の整理 ・不良債権の早期処理 ・銀行再建の設置 ・金融機関の資本強化
その他	・企業の透明性の向上	・国営企業の民営化 ・破産法の整備	・国営企業の民営化 ・独占、カルテルの禁止

出典 富士総研研究レポート『アジア通貨危機の教訓』（98年9月）から作成

第1図 金融再建スキーム



(1) 当局のイニシアチブが問われる
金融再編

こうした金融再編に際して、公的資金の注入に伴う経営責任の追求や、経営権の喪失に対する銀行側の抵抗は根強い。アジア特有の閉鎖的銀行経営層にとって、政府の介入はなかなか受け入れ難く、銀行再編の実施には、当局のイニシアチブが問われる。

通貨危機後、最初に IMF の支援が入った

タイでは、98年8月に包括的金融再編プランが発表され、国有化、合併、外資導入等6通りのプロセスが採られている。しかし、政府の公的資金注入に対しては、その受入条件の厳しさもあり、いまのところサイアム商業銀行が申請しているにすぎず、経営体制の変革が進んでいるとは言い難い（第3表）。

マレーシアでも、98年9月に始動した特別機関「ダナモダル」により、資本注入を中心として銀行再編が支援されているが、当初計画に対して実際に再編されているのは上位数行だけである。

これに対して、もともと「官治金融」と呼ばれるほど当局の管理が強い韓国では、98年4月に設置された金融監督委員会により、強力に金融機関の整理・統廃合が進んでいる。同年6月には、自己資本比率(BIS基準)8%以下の商業銀行12行に対して、経営不良と判断された5行を整理行に認定してそれぞれ優良な他の銀行に吸収合併させるとともに、残り7行に対しても再建計画を提出させて合併等による生き残りを促している。こうした当局の強硬な対応に対して

第3表 タイにおける銀行再編

	内 容	対 象 行
第1グループ(2行)	自力および単体での業務継続	バンコク銀行, タイ農民銀行
第2グループ(3行)	外資の導入により単体で業務継続	アジア銀行, タイ・ダヌ銀行, ナコントン銀行
第3グループ(5行)	公的資金による優先株・劣後債引き受けにより業務継続	サイアム商業銀行, アユタヤ銀行, タイ軍人銀行, クルンタイ銀行, ラタナシン銀行
第4グループ(2行)	公的資金導入により増資後民間へ売却	バンコク・メトロポリタン銀行, サイアム・シティ銀行
第5グループ(3行)	政府系機関により合併	ユニオン銀行, レムトン銀行, ファースト・バンコクシティ銀行
第6グループ(1行)	優良資産のみ政府系機関へ移行後清算	バンコク商業銀行

出典 JCIFクォーターリーレポート (タイ編98年3Q) から作成

は労働者側の反発も強く、一時、コンピューターの破壊や資料の隠蔽等により決済機能が麻痺するといった混乱も生じた程である。

インドネシアにおいても銀行再編が断行された。98年1月に設立された銀行再建庁(IBRA)は、同年3月、民間銀行のうち38行の閉鎖、7行の国有化と、9行の資本再編^(注1)成計画への参加を発表した。それでも依然として100以上の銀行が残っており、引き続き銀行の整理・統合が進められるものとみられている。

(注1) インドネシアでは、自己資本比率 (CAR)

4%以上の「カテゴリーA」に73行、同4%未満～△25%以上の「カテゴリーB」に37行、同△25%未満の「カテゴリーC」に17行が分類されている。98年9月、CAR 4%未満～△25%以上の銀行に対してCAR 4%に達するまでの自己資本注入を強制する、といった資本再編計画が策定されている。

(2) 統一性が求められる不良債権基準

アジアの金融機関はしばしば国際市場でその経営内容の不透明さが指摘されるが、不良債権についても同様で、債権額自体の不明朗さは否めない。この背景には不良債権自体の定義が国によって異なることも挙げられよう。

通常、3か月以上利払いが停止している債権を不良債権としているが、例えば韓国では、このうち損失が確定的なものを不良債権として公表していることから、不良債権比率はタイなどに比べて低い数字になっているといわれる (第4表)。

第4表 韓国の与信分類

	内 容
正常	元利金の回収に全く問題なし
要注意	財務状態が悪化する可能性のある企業に対する与信。利払いが3か月から6か月延滞中のものも含む
固定	不渡り、法定整理、利払いが6か月以上延滞している企業に対する与信のうち、担保処分などにより回収が可能な与信
回収疑問	固定与信のうち、担保不足により損失が予想されるか、現在損失を確定できない与信
推定損失	固定与信のうち、回収不能が確実で、即時損失処理が避けられない与信

出典 JCIFクォーターリーレポート (韓国編98年2Q) から作成

一方、マレーシアでは、一度「6か月以上」から「3か月以上」に短縮した利払い遅延期間を、98年9月には再び「3か月以上」から「6か月以上」に基準を緩めている。タイでも、不良債権の認定基準の緩和方針が表明された。いずれも金融機関の貸倒引当金の負担を軽減する狙いがあり、銀行経営層への配慮が働いている。

(3) 難航する不良債権処理

IMF 支援項目にもみられるように、不良債権処理は金融再建における需要課題である。各国では、債権買い取り機関の設置等による処理スキームを整えてきている。しかし、現状ではこれら専門機関が買い取った不良債権処理が難航している。

韓国では、政府の債権買取機構である成業公社が、民間銀行から不良債権を買い取り、競売や証券化の方式で売却を図ってきた。しかし、売却できたのは買い取った債権のわずか3%程度(額面ベース)にとどまっており、結果的には民間の不良資産を公的部門にシフトしただけという構図になっている。^(注2)

タイでも同様の事態がみられる。金融再建庁が実施した、閉鎖ノンバンク56社の貸出債権の競売結果をみると、回収できた資金は不良債権の2割にも至らず、いずれも不調に終わっている。

こうした債務処理の不調は、公的資金投入額の追加を余儀なくさせており、調達資金の不足が不良債権処理スキームの円滑な履行に支障をきたすことが懸念される。

マレーシアにおける不良債権の買取りは、98年5月に設立された特別機関「ダナハルタ」により98年11月より本格的に開始された。インドネシアでは、IBRA 内に資産管理部門(AMU)を設置している。しかしいずれも、買取り実施の段階で、債権処分による資金の回収が本格化するのはいずれからであろう。

(注2) 1999年4月2日付日本経済新聞

(4) 不確定な再建資金

金融再建には、不良債権処理や、資本注入による財務健全化、預金保護による信用強化等に巨額な資金が必要となる。アジアでは、不良債権額自体が不明確なうえ、経営にかかる情報開示も依然として不十分である。このため再建に必要とされる資金総額も不確定なものとなっており、これがアジア金融セクターの先行きの不透明さにつながっている。

例えば韓国の場合、政府は「要注意」与信を除く「固定」与信64兆ウォン(98年6月末現在)を負債処理の対象とし、今後の不良債権の増加をにらんで必要資金を100兆ウォン余と試算した。これに対して、民間機関の試算では潜在的不良債権が300兆ウォンを上回ることもあり、投入資金不足を指摘する見方も根強い。政府当局においても、財閥のワークアウト(企業改善作業)や、新たに導入される資産分類基準による貸倒引当金の積み増しいかんによっては、追加資金の必要を認めている。

タイでは、金融再建庁(FRA)による不良

資産処分にかかるによる損失補填5,000億バツ、銀行の増資に係る追加的公的資金注入3,000億バツ等が計画されている。しかし、直近の銀行決算において総赤字額が既に3,000億バツを超えており、またファイナンス・カンパニー（FC）の資産競売が不調に終わったことで

損失補填額の不足が明らかになったことから、必要資金の拡大は必至と予想される。

一方、マレーシアでは、債券発行を元に、ダナハルタが150億リンギット、ダナモダルで160億リンギットの資金注入を計画している。98年の活動実績をみると、ダナハルタの買取り再建は81億リンギット、ダナモダルの資金注入も62億リンギットとなっており、不良債権の基準変更もあって、資金注入は他の国に比べて順調といえる。

インドネシアの場合、銀行再編が依然遂行中で不良債権は確定しておらず、当局からも直近値の公表はない。今のところ企業業績の悪化等から不良債権比率は60%以上とみられているが、この水準は他のアジア諸国と比して異常に高い。なお、98年12月の資金再編計画策定に係る検査によれば、金融再建に必要な資金は総額300兆ルピアに上るとみられている。これはインドネシアのGDPの3分の1近くにも達し、これだけの資金調達はやさしいではない。加えて、総選

第5表 アジア主要国の不良債権関連指標

	韓国	タイ	マレーシア	インドネシア
名目GDP(1998年)	412.5兆ウォン	4.8兆バツ	2,730.0億リンギット	989.5兆ルピア
貸出総額 (対GDP比%)	576.5兆ウォン (139.8)	6.0兆バツ (125.0)	4,146.5億リンギット (154.9)	471.4兆ルピア (47.6)
不良債権額 ^(注1) (対貸出総額比率%) (対GDP比%)	60.2兆ウォン (10.4) (14.6)	2.8兆バツ (45.9) (57.4)	772.7億リンギット (18.6) (28.3)	282.8兆ルピア (60.0) (28.6)
民間対外債務 ^(注2) (対GDP比%)	855.0億ドル (28.9)	321.9億ドル (27.6)	159.0億ドル (22.8)	739.6億ドル (76.4)
公的資金投入額 不良債権買取額 ^(注3)	40.9兆ウォン 19.9兆ウォン	3,000億バツ 5,000億バツ	109億リンギット 81億リンギット	250~300兆ルピア 96兆ルピア
国際支援額 ^(注4)	350億ドル	172億ドル	—	230億ドル

資料 JCIF資料ほかから作成

(注) 1. 3か月基準に基づく、98年12月現在。インドネシアはゴールドマン・サックス推計値。
2. 98年9月末の民間における対外中長期借入残高。ただしインドネシアは97年末。
3. いずれも対銀行。
4. 通貨危機発生時の表明額合計。

挙を控えた政治的混迷懸念から国際機関を含めた海外からの支援も止まっており資金不足は必至と思われる（第5表）。

アジア各国の必要とする資金は、国家経済規模に比してかなりの負担となる。アジア各国の最大の課題は、内外からの不足資金の調達であり、これが金融システムの再建を左右することになると思われる。不良債権に係る基準の明確化、情報開示が求められるよう。

(5) 対外債務問題

a. 民間債務問題改善への試み

民間債務の改善も、銀行の不良債権処理と裏腹の関係にあり重要な課題となっている。アジアには、法制度の不備と併せて、借金を返せる余裕のあるにもかかわらず、法的な不備から企業が借金を返さない不良債権、いわゆる「スタラテジック・ノンパフォーマンス・ローン（戦略的不良債権）」がある。こうしたモラルハザード（倫理の欠

如) を起こした企業の債権回収は容易ではないが、企業の債務処理が進まない限り、銀行の不良債権の改善も難しく、金融再建の資金負担も更に増えてゆくことになりかねない。

企業の債務問題に対処するため、インドネシアでは、98年5月にインドネシア債務再建機関(INDRA)を設立し、また同年9月には、新破産法の制定と併せて「債務者—債権者」間の交渉促進のための「ジャカルタ・イニシアチブ」が発表され、企業の債務リストラ促進を図っている。

タイでも、98年9月に「バンコック・イニシアチブ」が発表され、また、タイ中央銀行内には「企業債務リストラ・アドバイサリー委員会(CDRAC)」が設置されて企業の債務処理の迅速化が図られている。

このように、タイやインドネシアではようやく破産法等の法的整備がなされたが、実際の運用はこれからである。また、こうした仲介機関には強制力はなく、指針表明の色彩が強いことから、いずれも民間債務の改善への速やかな効果は期待しづらい。

インドネシアの場合、民間債務交渉の現状は、国家企業であるアストラ・インターナショナルにおける交渉が、他の民間債務の基準となって窓口の様相を呈している。

b. タイ・オイルと GITIC にみる

融資リスク

邦銀をはじめとする外銀の新たな不良債権リスクとして登場したのが、GITIC、タイ・オイルといった、公的企業融資の相次

ぐ破綻である。

98年10月、広東省傘下の「広東国際信託投資公司(GITIC)」が債務超過で閉鎖され、^(注3)以後、他の「国際信託投資公司(ITIC)」にも経営不安が広がり、信用問題が表面化した。これまで ITIC は経営の実権を各省・地方政府が握っているということで、実質公的金融機関とみられていた。しかし、GITIC の経営破綻に際して、政府は、海外の金融機関向け債務の優先的返済を拒否し、その清算に際して破産法が適応されたことで、ITIC 融資の信用リスクが顕在化している。

タイ・オイルは、資本金2千万バーツ(1バーツ=約3.5円)。タイ石油公社(PTT)が49%を出資し、タイ王室財産管理局などが株主として名を連ねている。タイ・オイルはPTTから役員を多数受け入れており、事業面でも「下請け」的存在であることから、邦銀は事実上の国営企業とみなして融資に応じた経緯がある。しかし、PTTやタイ・オイル側は邦銀に対して、タイ・オイルが「PTT出資が49%の民間企業」であるとしてタイ政府同様、実質債権棒引きの再建案を示し^(注4)ており、交渉は難航している。

(注3) ITICは、中国の中央・地方政府直轄の外資調達窓口機関(ノンバンク)として業容を拡大してきた。しかし、アジア経済不振のなかで資産の不良化が進み、全国のITICのうち3割が債務超過に陥り、不良債権総額は1兆元に達するともいわれている。中国人民銀行(中央銀行)は、ITICの合併・統合を進めており、年内にも40社程度に整理されるとみられている。

(注4) 99年6月23日付朝日新聞

3. 金融セクター再建の見通し

このようなアジア各国の今後の金融再建の見通しはどうであろうか。

アジアにおける金融破綻が通貨危機の発生によることは言うまでもない。タイでは海外資本の流入により発生したバブル経済が背景にあり、韓国では過剰設備投資による財閥経営破綻が金融不安の発端になっている。こうした信用不安の発生に乗じて、海外投機資本筋に経済・金融構造の歪みを突かれ、アジア各国は経済低迷を余儀なくされている。

しかし、こうした外資の過剰な流出入は、経済金融の混乱の一因になってはいるが、他方で外資導入は銀行再建の切り札という重要なファクターでもある。IMF 支援のコンディショナリティーにも含まれているように、韓国やインドネシアでは、既存の財閥やファミリービジネスの閉鎖的企業経営の改善が金融セクター再建に際して大きなウェイトを占めている。外資導入の効果として、経営の透明性や審査、運用能力の強化といった金融機能の改善も期待されよう。

アジア国別の動向をみると、再建ペースが速いのはやはり韓国であろう。官主導による軋轢はみられるものの、大統領直轄権限による財閥改革、金融再編は強力で、市場開放による外資の流入も活発化しており、対外債務も改善している。不良債権処理の不振という課題はあるが、銀行再編は

順調に進んでいるといえよう。ただ、韓国における当局の権限の強さは、改革の推進力であると同時に、過去には「官治金融」と呼ばれる銀行経営の弊害を招いている。こうした点が欧米の評価において、ネガティブにとらえられているように思われる。この韓国でも、不良債権額に対する海外の疑念は根強く、金融再編で国有化した2行の外資への売却が相次いで難航している^(注5)。

タイの場合も、再建スキームの策定は順調で、韓国と並ぶ IMF の優等生ながら、破産法制定に対する銀行経営層の反発ぶりや、金融再編や不良債権処理への当局の対応をみていると、監督機関のイニシアチブが今一つ弱いという印象を受ける。銀行の経営体質の変化は緩やかで、外資導入による再建も順調に進んでいるとは言い難い。

一方、健闘しているのがマレーシアであろう。わが国の支援を除けば、資本規制により海外からの援助に乏しい状況下で、再建スキームは比較的順調に進んでいる。ただ、IMF の頸木が無い分だけ国策的恣意性が散見される。不良債権処理においてクローニズムが見え隠れするなど、透明性の面で懸念無しとはしない。

インドネシアは、政治情勢の安定と、民間債務交渉の行方次第といえる。金融再建の前提に社会・経済環境の整備が望まれる。なお、インドネシアはシンガポールの裏庭であり、華僑資本をはじめとして金融機能の補完がシンガポールでなされていることは、インドネシアの金融再建に際して留意すべきであろう。

(注5) 経営破綻により国有化した第一銀行の外資への売却については、99年12月に米投資会社のニューブリッジ・キャピタルと基本合意したものの、その後、潜在的な不良債権への対応などをめぐって両者の溝が埋まらず、交渉は5月には事実上決裂した。政府は信用不安が高まるのを防ぐため、3兆ウォン（1ウォン＝約0.1円）の公的資金を追加投入する方針を決めた。（99年5月15日付日本経済新聞）

同じく経営破綻して国有化されたソウル銀行でも、HSBCホールディングスへの売却交渉が難航している。韓国の金融監督委員会は、HSBCとの間で買収価格などについての合意ができないため、契約期限を1か月延長すると発表した。こちらもソウル銀の抱える要注意債権への対応をめぐって見解の違いがある模様で、99年2月に交わした売却の基本合意そのものが、第一銀行と同じく白紙に戻る懸念も出ている。（99年6月1日付日経金融新聞）

4. アジア諸国の不良債権比率

(1) NIEs諸国でも増加する不良債権

経済の底打ちに対して、アジアにおける不良債権の方は改善に時間を要しそうである。

タイにおける不良債権比率をみると、98年12月末と99年1月末を比較しても、民間商業銀行（8行）が40.7%から42.0%に、国営銀行（5行）が62.5%から66.3%に悪化するなど、不良債権問題が銀行再建に重くのしかかっている。^(注6)

一方、これまで信用不安の懸念が低かったNIEs諸国（韓国を除く）でも、周辺国・地域の金融情勢の悪化により、徐々に資産の不良化がみられる。

香港では、GITICの破産等により98年第4四半期に不良債権が増加、地元銀行の貸出債権に占める不良債権比率は98年9月末の

3.8%から、同年12月末には5.2%へと急上昇している。シンガポールでも、タイやインドネシアなどの不良債権の増加により、98年12月末の不良債権比率は、シンガポール開発銀行（DBS）の8.2%等軒並み上昇している（シンガポール全体では98年9月末で6.6%）。台湾でも金融機関の延滞債権比率は、98年9月末に史上最高の4.4%を記録した後、98年11月末にはさらに4.8%に上昇している。^(注7)

ただ、これらNIEs諸国では、不良債権比率の水準自体は低く、また、香港の場合、地元銀行の自己資本比率は平均で18.6%と高水準であるように、各国のファンダメンタルズは比較的良好であり、金融システムが揺らぐ事態は考えにくい。

(注6) タイでは、世界銀行やIMFからの支援に際して、経営難に陥って国有化したこれら国営銀行5行の民営化も支援条件に含めている。このため、不良債権比率の上昇により株式の買い手を見つけることが困難となった場合、対外的にも新たな対応が必要になる。（99年3月26日付日経金融新聞ほか）

(注7) 99年3月23日付日経金融新聞、ニュースネットアジア（デイリーレポート）99.3.15、98.12.15付日経金融新聞など。

(2) 不良債権処理が本格化する中国

アジアの金融再建において波乱要因になりかねないのが、中国の金融情勢であろう。

中国においても90年代半ばから香港を中心として外資の流入が急増した。郷鎮企業の育成、輸出向け設備投資の拡大のほか、投機的投資を中心とする不動産投資等の活発化により、銀行の融資額も急速に膨らん

だ。しかし、その後、アジア通貨危機における経済低迷により、ITIC 同等に商業銀行においても不良債権が増加しているとみられる。正確な数値は不明だが、中国の銀行における不良債権比率はおよそ25%といわれている。この場合、四大商業銀行における不良債権額は合計で2兆元を超えることになり、ITIC の不良債権と合わせると3兆

元に達するという見方もある。更に、今後、貸出審査機関(監事会)の設置、不良債権の洗直し等の金融改革が推し進められれば、不良債権比率は更に上昇することが予想される。

このため、中国では99年4月、中国建設銀行に初の不良債権専門処理機関である「中国信達資産管理公司」が設立された。

[参考] アジア主要国における金融再編の動き

	韓 国	タ イ	マレーシア	インドネシア
監督／実施機関	・98年4月金融監督委員会,発足	・97.10,金融再建庁,発足	・98.7,不良債権買取機関(ダナハルタ),金融再編支援機関(ダナモダル)発足	・98.1,銀行再建庁(IBRA),発足 ・98.5,インドネシア債務再建機関(INDRA),発足
金融再編	・98.6,都市銀行3行と地方銀行2行を整理,優良銀行5行に吸収合併 ・98.9,第一銀行,ソウル銀行を国有化の後海外売却と発表 ・99.1,商業銀行と韓一銀行が合併,韓国最大のハンビツ銀行誕生	・97.12,ノンバンク56社閉鎖,98.5,さらに7社を中央銀行の管理下に ・98.1,中下位銀行4行を国有化	・ファイナンス会社を39社から8社に集約(計画), ・地場商業銀行の削減(22行→16行程度)	・98.12,自己資本比率△25%を下回る銀行→中小民間銀行38行を閉鎖 ・同△25%以上+4%未満の銀行一資本注入により4%まで引上げ→7行を国有化,9行は公的資金の投入で存続
業 況	・98年の都市銀行赤字額は過去最高の11兆4,950億ウォン,地方銀行を含む赤字規模は13兆9,000億ウォン(前年比10兆ウォン増)	・98年は上場行全体で3,380億バーツの損失を計上(前年は292億バーツ)——融資はほとんど伸びず,99年も4~8%の伸び率(中銀目標)達成は困難	・金融部門全体の98年の税引き前損益は23億リンギットの赤字 ・貸倒引当金の積み増しにより,98年の融資残高伸び率は,2~3%(推定,中銀目標8%)	・毎日5,000億ルピア(5,600万米ドル),の損失←一部の金利スプレッドが△15%
公的資金投入	・公的資金投入額64兆ウォン(98年実行額41兆ウォン) —うち不良債権購入32.5兆ウォン,資本強化・預金保護31.5兆ウォン —うち預金保険公社による投入21兆ウォン	・98.8,3千億バーツの公的資金投入プログラムを策定 →1兆バーツの公的負担	・必要資金は500億リンギット ・公的資金約310億リンギット(計画)——うち自己資本強化に160億リンギット,不良債権処理に150億リンギット	・98.12,中間報告では,地場銀行70行への資金注入額258兆ルピア(GDP比4割) ・99.1,資本再編計画(第1弾)で4.3兆ルピア注入
資金調達	・債権買取機構(成業公社)が19.2兆ウォン,預金保険公社が21兆ウォンの債券発行	・5千億バーツを大蔵省債券発行(計画) ・50億米ドル相当のグローバル債券発行(計画) ・「新宮沢構想」に基づく金融支援	・ダナハルタによる債券発行(計画),150億リンギット ・ダナモダルタ,77億リンギット発行(実績)	・国価格付けは投資不適格級のため,国際資本市場における資金調達は不可能
不良債権処理状況	・98.3,韓国成業公社による不良債権購入19兆9,500億ウォン(買入価格基準)	・9812,第1回競売実施(回収率4%) ・99.3,第2回競売実施(回収率18%)	・ダナハルタの買上げは,国内金融機関公表不良債権の7割弱(見込)	・98.7,不良債権を,銀行再建庁内に設ける資産管理組織に移管
民間債務問題処理	・財閥改革 ・大企業向け融資の出資転換 ・民営化推進委員会	・98.6,タイ中央銀行内に企業債務リストラアドバイザー委員会設置	・中央銀行参加の特別機関,企業債務処理委員会,設置	・98.6,民間対外債務交渉,基本合意 ・99.8,INDRAスキーム

資料 各種報道, レポートから作成

残りの四大商業銀行にもこうした専門会社の設立が進められており、今後、不良債権処理が本格化していこう。しかし、中国の不良債権は国有企業融資と密接につながっているため、企業経営改革と並行して雇用確保といった景気対策の問題

も加わり、債権処理は容易ではない。

5. わが国のアジア支援

アジアの経済回復において金融再建の必然性はいうまでもない。通貨下落による輸出競争力の向上も、金融システムの貿易金融機能の低下等により効果を殺がれる。景気回復の遅れは金融部門の不振によるところは大きく、企業のみならず消費者ローン等の個人金融の伸び悩みが内需低迷の一因となっている。

アジア各国の金融機関では、国際基準に則するために貸出リスクを選別しており、信用収縮（いわゆる「貸し渋り」）が続いている。このため、資金を必要とする中小企業等に、いかに資金供給がなされるかを図る必要があろう。資金の偏在を補完すべき保証制度等の制定や、そのためのアジア各国政府の資金調達の強化が求められる。

第6表 「新宮沢構想」支援の進捗状況
(1999年3月31日現在)

(単位 億ドル)

	金額	内 訳	輸銀保証ほか
インドネシア	24.0	IMF並行融資, ADB協調融資, 世銀協調融資, 商品借款, 社会福祉関連融資	—
韓国	83.5	輸銀アンタイド融資, 韓国産業向け融資, 短期金融ファシリティー	—
マレーシア	15.0	輸出産業支援融資, 円借款7案件	12.6(相当円)
フィリピン	25.0	電力部門向け融資, 銀行システム改革融資, 民間部門育成融資, 大気汚染改善融資, 円借款13案件	5.0(相当円)
タイ	18.5	経済金融構造改革融資, 製造業支援融資, 経済復興 & 社会部門融資, 農業部門向け融資	5.0(相当円)
合 計	166.0		22.6(相当円)

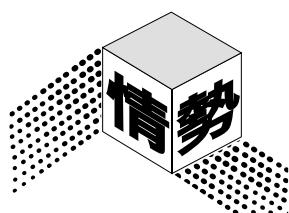
資料 1999年5月27日付日経金融新聞, 国際金融1026号(平成11年6月1日)から作成

わが国の支援状況をみると、「新宮沢構想」を中心とするアジア支援は順調に進展している。今後の支援においては、これまでのインフラ整備などのハード部門のみならず、金融機能の回復により経済活動に必要な資金の供給がスムーズに行われるべく、債券発行保証, 中小企業向け信用保証基金の設立といったソフト分野での一層の支援拡大が望まれよう(第6表)。

〈参考文献〉

- ・「アジア経済再生の鍵を握る不良債権問題」『環太平洋ビジネス情報』(RIM) '99年Vol.2NO.45
- ・「危機からの再生を目指すタイの金融システム再建策」『東京三菱銀行調査月報』平成11年(1999年)4月No.37
- ・「通貨危機後、悪化を続けるアジア経済と求められる経済制度改革」『環太平洋ビジネス情報』(RIM) '98 Vol.4 NO.43
- ・「タイの金融システム改革」『環太平洋ビジネス情報』(RIM) '98Vol.2NO.41
- ・「通貨危機後のタイの経済再建—メキシコとの比較—」『富士総研研究レポート』98.7
J C I Fクォーターリー・レポート(各国編)

(高橋良晴・たかはしよしはる)



97年度の農協経営の動向について

はじめに

本稿では、97事業年度総合農協統計表をもとに、近年の農協の経営動向を概観して(注1)みたい。

総合農協統計表とは、農林水産省が毎年実施している「農業協同組合一斉調査」を集計したもので、該当事業年度における総合農協の組織、財務および事業等の数値を取りまとめたものである。97年度の集計農協は2,112農協と、合併の進展を反映し、前年度比219農協減少している。

(注1) 調査の対象となる97事業年度とは、97年4月1日から98年3月31日までの間に終了した事業年度。うち97年4月～98年3月期を事業年度とする農協が55%を占め、過半を超えている。なお96年度以降は、95年度まで集計対象外であった信用事業を行う専門農協を含む。

1. 97年の農家経済について

——景気低迷の影響続く——

最初に97年の農家経済の動きを振り返っておきたい(第1表)。

97年の農家経済は景気低迷の長期化により、兼業所得にあたる農外所得が前年度比0.2%増と、わずかな伸びにとどまった。ま

た農業所得は前年比13.3%の大幅な減少となり、年金・被贈等収入は1.7%増加したものの、農家総所得は前年比1.6%の減少となった。

農業所得の減少は、米・柑橘類の価格下落等(第1図)により、農業粗収益が減少に転じたためである。一方、97年4月の消費税率引上げによる資材価格の上昇も、農業

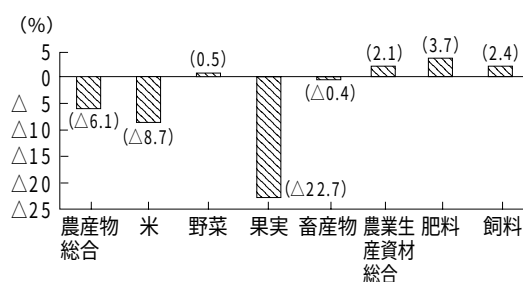
第1表 農家経済の動向(販売農家1戸当り平均)

(単位 千円,%)

	1997年 (実数)	94 (増減率)	95	96	97
農業所得	1,203	23.4	△9.5	△3.8	△13.3
農業粗収益	3,642	9.6	△5.8	0.2	△4.2
農業経営費	2,439	2.2	△3.4	2.7	1.1
農外所得	5,472	△0.2	△0.9	0.2	0.2
年金・被贈等	2,120	△3.9	1.2	3.1	1.7
農家総所得	8,796	2.3	△1.9	0.2	△1.6

資料 農林水産省「農業経営統計調査」から作成
(注) 94年以前は年度。95年増減率は94年度との比較。

第1図 農産物価格および農業生産資材価格の変化(1997/96年)



資料 農林水産省「農村物価指数」

所得を圧迫する要因となった。

95年以降農家総所得は、前年比マイナスないし横ばいとなっており、組織基盤である農家経済の低迷により、農協経営も厳しい状況が続いている。

2. 農協組織(組合員数の動き)

——正組合員の減少続く——

総合農協統計表により、まず農協の組合員数の動きをみると、97年度の個人組合員数は、904万820人と前年度比1万1,075人の増加となった。また1組合あたりの組合員数は、組合員数の増加と合併の進展による組合数の減少により、3,874人から4,281人へ約400人増加している。

正・准組合員別にみると、正組合員は538万83人と前年度比3万9,497人減少したのに対し、准組合員は366万737人と5万572人増加した。そのため、正組合員比率は59.5%と前年度比0.5ポイント低下し、初めて60%を下回ることになった。

正組合員の減少は、中山間地域を中心に農村の過疎化や農業後継者不足が深刻化しているためとみられ、一方准組合員の増加は、都市近郊における混住化の進展等によるものとみられる。

なお、農事組合法人等の団体正組合員は、法人経営の増加等を反映し前年度比254団体増の8,263団体と、7年連続で増加している。

3. 役職員数・店舗数の動向

——職員の減少傾向強まる——

(1) 役職員数

合併の進展により、農協の常勤理事数は、3,546名と前年度比261人減少した(第2表)。同様に非常勤理事数も31,823人と、前年度比3,420人の減少となった。常勤理事数、非常勤理事数とも、10年前の約3分の2の水準である。

職員数も28万4,483人と前年度に比べ8,886人減少した(前年度比△3.0%)。減少数は前年度の約2倍である。

職員数の増減を主要4事業別(信用、共済、購買、販売)にみると、増加したのは共済事業のみである。また減少数が最も多かったのは購買事業で、減少数のほぼ5割を占める。これは、①購買事業において臨時・パート職員への代替や協同会社等での職員採用が増加していること、②他小売業との競争等により購買店舗数が減少していることが影響しているとみられる。

さかのぼってみると、農協の職員総数

第2表 農協の理事数および職員数の推移

(単位 人)

	1993年度	94	95	96	97	97-96
常勤理事	4,478	4,225	3,947	3,807	3,546	△ 261
非常勤理事	42,574	39,626	36,259	35,243	31,823	△3,420
職員合計	300,918	300,290	297,632	293,369	284,483	△8,886
信用職員	76,498	76,121	75,806	74,370	72,845	△1,525
共済職員	25,619	27,135	28,491	29,486	29,994	508
購買職員	100,380	99,267	98,030	94,184	89,785	△4,399
販売職員	19,579	19,610	19,686	19,585	19,084	△ 501
その他	78,842	78,157	75,619	75,744	72,775	△2,969

資料 農林水産省「総合農協統計表」から作成

は、1993年度の30万918人をピークに、4年連続の減少となっている。農協経営にとって、労働生産性の向上は喫緊の課題となっており、役職員数抑制の動きは今後も続くと思われる。

(2) 店舗数

農協の総店舗数（本所（本店）に出先機関数を加えたもの）は2万4,040と前年比141減少したが、減少率は0.4%にとどまっている。過去10年の店舗数の動きをみると、90年代半ばまで増勢が続いたが、それ以降はほぼ横ばいで推移している。

既存施設・店舗の統廃合は、農協の経営効率化の上で重要な課題となっているが、職員配置の見直しと比べると、取り組みはまだ難しいとみられる。

4. 収支構造

——収益の減少続く——

97年度の事業総利益は、2兆3,038億円と、前年度比875億円の減少となった（第3表）。一方、事業管理費は2兆2,395億円と、職員数の減少により人件費が減少したものの（△248億円）、減少額は179億円にとどまった。そのため、経常利益は1,191億円と前年度に比べ766億円（△39%）の減少となった。これは過去のピークだった89年の4,515億円と比較すると、約4分の1の水準である。

（注2）

また収益性を事業管理費比率でみ

ても97.2%と前年度比2.8ポイント上昇し、過去10年間で最も高い数字となった。事業管理費は95年度をピークに減少に転じているものの、それ以上に事業総利益の減少額が大きいためである。

部門別の事業総利益は、共済事業が53億円の増加となる一方で、信用事業は450億円、購買事業が378億円、販売事業が50億円それぞれ減少となった。なお共済事業は、増加傾向が続いているものの増加額は近年縮小している。

各部門の事業総利益全体に占める比率は、信用事業が35.3%（△0.6ポイント）、共済事業25.2%（+1.2ポイント）、購買事業26.1（△0.7ポイント）で、この3部門で約87%を占める。近年、信用・購買事業の比率が落ちる一方、共済事業の比率が高まっており、97年度はその比率が初めて4分の1を上回った。

（注2） 農協の収益性をみる指標。「事業管理費×100／事業総利益」で計算され、この数字が100を超えると事業損失となる。

第3表 事業総利益の部門別推移

（単位 億円、%）

	1993年度	94	95	96	97	97-96
事業総利益	23,361	23,953	24,645	23,912	23,038	△875
うち信用総利益	8,159	8,529	9,323	8,587	8,137	△450
共済総利益	5,329	5,582	5,723	5,742	5,795	53
購買総利益	6,992	6,858	6,572	6,398	6,020	△378
販売総利益	1,629	1,569	1,519	1,582	1,532	△50
事業管理費	22,032	22,187	22,741	22,574	22,395	△179
経常利益	2,234	2,535	2,549	1,957	1,191	△766
事業管理費比率	94.3	92.6	92.3	94.4	97.2	2.8

資料 第2表に同じ

5.財務構造

——自己資本増強の動き続く——

(1) 貸借対照表

資産合計は77兆7,737億円と、前年度比2,139億円の増加となった(第4表)。これは96年度増加額1,246億円を約900億円上回っている。

資産の部の内訳をみると、信用事業資産は3,092億円の増加、共済事業資産は43億円、経済事業資産は2,123億円それぞれ減少となった。信用事業資産の内訳をみると、預け金が5,161億円の減少となる一方で、貸

出金は8,801億円の増加となっている。信用事業資産の増加は、貯金の増加幅が96年度1,686億円から6,627億円に拡大した影響が大きい。

次に負債の部において、各事業の引当金をみると、信用事業における貸倒引当金が3,054億円と前年度に比べ1,195億円の大幅増加となっている。これは早期是正措置導入(98年4月)を控え、資産の自己査定が強化された影響によるものとみられる。

また資本合計をみると、4兆603億円と、前年度に比べ513億円の増加となった。内訳をみると、増加幅が最も大きいのは特別積立金の442億円であり、次いで出資金の411

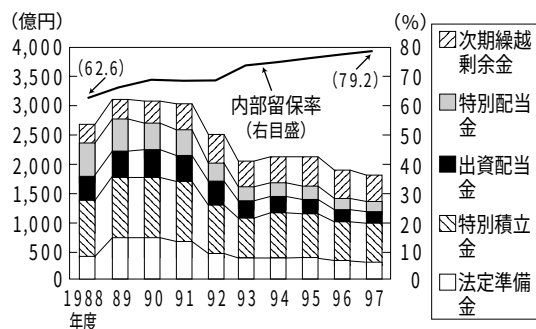
第4表 貸借対照表

(単位 億円)

	1996年度	97	増減額		1996年度	97	増減額
信用事業資産計	711,265	714,357	3,092	信用事業負債計	702,543	706,451	3,908
うち預け金計	454,598	449,437	△5,161	うち貯金計	681,954	688,580	6,627
(系統預け金)	446,177	440,905	△5,272	信用借入金計	9,135	8,342	△794
(系外預け金)	8,248	8,284	36	信用貸倒引当金	1,859	3,054	1,195
有価証券等	43,884	43,670	△215	共済事業負債計	7,650	7,805	156
貸出金計	204,492	213,294	8,801	経済事業負債計	10,703	8,976	△1,727
(証書貸付)	174,680	184,428	9,748	その他負債計	6,062	5,824	△238
(手形貸付他)	29,812	28,865	△947	諸引当金計	8,550	7,999	△550
共済事業資産計	544	500	△43	うち退給引当金	6,936	6,871	△64
経済事業資産計	20,079	17,956	△2,123	貸倒引当金	404	181	△223
農地信託事業資産	8	1	△8	負債合計	735,507	737,134	1,627
雑資産	4,452	4,323	△129	資本合計	40,091	40,603	513
事業資産計	736,348	737,137	789	うち出資金	13,673	14,084	411
固定資産計	27,252	27,600	348	法定準備金	8,141	8,386	245
合併特別勘定	163	92	△71	資本積立金	883	943	59
外部出資計	11,553	12,606	1,053	特別積立金	15,725	16,166	442
繰延資産計	282	301	20	当期末処分剰余金	1,473	875	△597
資産合計	775,598	777,737	2,139	負債・資本合計	775,598	777,737	2,139

資料 第2表に同じ

第2図 当期末処分剰余金とその処分状況



資料 第2表に同じ

億円、法定準備金の245億円と続く。出資金および準備金合計は、自己資本増強の取り組みもあって、着実に増加している。

(2) 利益処分および損失金処理の状況

財務体質を強化するため、利益の外部流出を抑制する動きは続いており、97年度決算の当期末処分剰余金に対する内部留保率は79.2%と前年を0.9ポイント上回った(第2図)。これは、過去10年間で最高の水準であり、10年前を17ポイント上回っている。

一方、経営環境の厳しさを反映し、当期末処理損失金計上組合は、前年度を88農協上回り、283農協に増加した。全農協に占める比率も13.4%と1割を超えている。

また出資配当率では、無配当の農協の比率が高まっており、全農協の37%(789農協)と、前年度を約3ポイント上回った。

(注3) 内部留保率 = (法定準備金繰入れ + 特別積立金繰入れ + 次期繰越剰余金) × 100 / 当期末処分剰余金

6. 事業推移

——引き続き厳しい事業環境——

(1) 信用事業

a. 貯金・貸出金の動き

調達面をみると、貯金残高は68兆8,580億円で前年度比1.0%の増加となった(第5表)。増加率は、過去2年の極めて低い伸び(95年度0.3%、96年度0.2%)からはやや回復したが、依然低水準の伸びが続いている。

この背景としては、超低金利による利息元加効果の縮小、景気低迷による兼業所得・農産物代金の減少等が考えられる。

次に、運用面をみると、貸出金は21兆3,294億円で4.3%の増加となった。これは、農業向け資金は減少しているものの、住宅資金、地公体向け資金の伸びが比較的堅調に推移したためである。そのため貯貸率は31.0%と、前年を1.0ポイント上回り3年連続の上昇となった。

一方、信用事業資産の約6割を占める預け金は3年連続で前年を下回り、前年度比5,161億円の減少となった。また有価証券(買入金銭債権、金銭信託等含む)は前年度比215億円減の4兆3,670億円となったが、内

第5表 貯金・貸出金および貯貸率の推移(末残)

(単位 億円, %)

	1993年度	94	95	96	97	97-96
貯金残高	655,778	678,557	680,267	681,954	688,580	6,627
貸出金残高	181,772	186,554	194,781	204,492	213,294	8,801
貯金伸び率	3.7	3.5	0.3	0.2	1.0	0.7
貸出金伸び率	5.5	2.6	4.4	5.0	4.3	△ 0.7
貯貸率の推移	27.7	27.5	28.6	30.0	31.0	1.0

資料 第2表に同じ

訳をみると、国債が1,400億円減少する一方で、金融債が1,643億円増加したことが目立っている。

6. 調達コスト・運用利回り

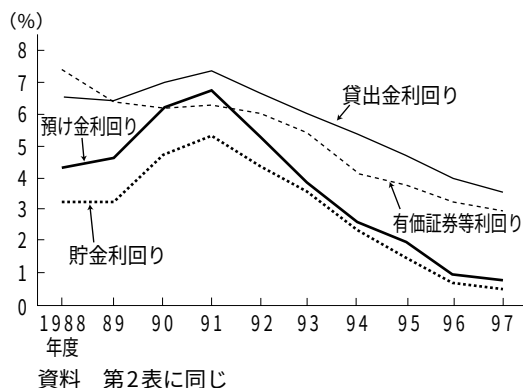
前記のように信用事業総利益は、前年度比450億円の減少となった。資金運用収益から資金調達費用を差し引いた資金収支は8,950億円と前年度比301億円増加したものの、貸倒引当金の積み増し等によりその他経常費用が1,018億円前年を上回ったためである。

運用収益減少額の内訳をみると、最も減少額が大きかったのは預金利息の894億円、ついで貸出金利息の488億円、有価証券利息配当金の141億円と続く。

また貯金・貸出金利ざや、貯金・預け金利ざやの推移をみると、貯金・預け金利ざやがわずかに上昇（0.04ポイント）する一方、貯金・貸出金利ざやは、貸出金利回りの低下幅が大きく、3.22%から3.04%へ6年ぶりに低下している（第6表、第3図）。

98年度以降は、貸倒引当金積み増しの影響は薄れるとみられるが、超低金利の持続や長短金利差縮小により、信用事業利ざや

第3図 利回りの推移



資料 第2表に同じ

はさらに縮小しており、引き続き信用事業の収支環境は厳しいものとみられる。

(2) 共済事業

共済事業の長期共済新契約は、件数が211万2千件で前年度比10万5千件の減少、共済金額も28兆9,063億円で1兆5,357億円の減少と、件数、金額ともに前年度を下回った（第7表）。とくに件数の減少は3年連続である。

この背景には、①農家所得の低迷による農家経済余剰の減少、②外部要因として97年4月に民間生命保険会社の経営破綻が起こったこと等の影響があるとみられる。^(注4)

新契約の内訳をみると、終身共済、養老生命共済等の生命総合共済が20兆2,852億円と前年度比1,916億円増加する一方、建物更生共済が8兆6,203億円と、前年度比1兆7,270億円的大幅減となった。建物更生共済は阪神大震災の影響で94年度に残高が急増したものの、翌年度以降は3年連続で減少している。

第6表 利回り・利ざやの推移

(単位 %)

	1993年度	94	95	96	97	97-96
貯金利回り	3.57	2.35	1.50	0.74	0.50	△0.23
貸出金利回り	5.99	5.36	4.70	3.95	3.55	△0.41
預け金利回り	3.82	2.53	1.96	0.96	0.77	△0.19
有価証券等利回り	5.44	4.17	3.76	3.23	2.96	△0.27
貯金・貸出金利ざや	2.42	3.01	3.21	3.22	3.04	△0.18
貯金・預け金利ざや	0.25	0.19	0.46	0.22	0.27	0.04

資料 第2表に同じ

(注) 有価証券等利回りには93年度以前は利息・配当金のみ、それ以降は売買益を含む。

第7表 共済事業の推移

(単位 億円,千件)

		1993年度	94	95	96	97	97-96
長期共済新契約高	金額 件数	292,941 2,484	313,788 2,496	293,976 2,250	304,420 2,217	289,063 2,112	△15,357 △ 105
うち 生命総合共済	金額 件数	191,718 1,534	184,599 1,315	174,215 1,228	200,936 1,338	202,852 1,376	1,916 38
うち 終身共済	金額 件数	96,806 427	96,540 436	89,778 396	109,251 487	112,105 530	2,854 43
養老生命共済	金額 件数	94,838 875	87,476 687	83,465 643	89,452 629	87,220 639	△ 2,232 10
建物更生共済	金額 件数	101,217 948	129,182 1,179	119,754 1,020	103,473 877	86,203 734	△17,270 △ 143
短期共済契約高	金額 件数	3,938 40,297	4,201 40,752	4,307 41,864	4,401 43,018	4,413 44,254	13 1,236
うち自動車共済	金額 件数	2,815 24,602	3,043 24,586	3,130 25,468	3,180 26,319	3,235 27,404	55 1,085

資料 全共連『農協共済事業統計』

短期共済契約については、件数が4,425万件と前年度比124万件増、受入共済掛金が4,413億円と前年度比13億円増と、件数、掛金とも前年を上回った。

また共済事業総利益は、5,795億円と前年度比53億円増加したが、内訳をみると、共済事業費用の減少額(41億円)が、共済事業収益の増加額(12億円)を大きく上回っている。共済事業費用の減少は、共済推進費の削減や低金利下で共済借入金利息が減少したためとみられる。

(注4) 97年度の民間生保業界は、新契約高が減少するとともに解約等も増加したため、個人保険の保有契約高が戦後初めて前年度を下回った。

(3) 購買事業

a. 当期供給・取扱高

97年度の購買事業取扱高は、4兆6,575億円と、前年度に比べ4,047億円(△8.0%)の大幅な減

少となった(第8表)。生産資材、生活物資に分けてみると、生産資材の取扱高は2兆9,166億円で、前年に比べ2,853億円の減少、生活物資の取扱高は1兆7,410億円で、前年度比1,194億円の減少であった。

生産資材の減少額が、生活物資の減少額を大きく上回っているが、これは消費税率引上げ(97年4月)に

よる駆け込み需要の反動が、供給単価の大きな農業機械等に大きく出たためとみられる。品目別にみると、最も減少額が大きいのは農業機械で733億円、次いで農薬の368億円である。

一方、生活物資も、農家所得の低迷や他小売業との競争等の影響から5年連続の減少となった。最も減少額が大きいのは一般

第8表 購買事業の推移

(単位 億円,%)

	1993年度	94	95	96	97	97-96
購買取扱高合計	52,533	50,922	49,681	50,623	46,575	△4,047
生産資材	31,648	31,246	30,498	32,019	29,166	△2,853
うち飼料	4,649	4,141	3,867	4,880	4,786	△ 94
肥料	4,076	3,988	3,807	3,914	3,572	△ 342
農薬	3,261	3,268	3,181	3,205	2,838	△ 368
農業機械	3,883	4,175	4,137	4,157	3,424	△ 733
石油類	6,387	6,372	6,240	6,355	6,113	△ 242
生活物資	20,885	19,676	19,184	18,604	17,410	△1,194
うち米	2,190	1,556	1,440	1,304	1,159	△ 145
生鮮食品	4,561	4,328	4,138	3,867	3,675	△ 191
一般食品	5,472	5,271	5,069	4,753	4,424	△ 328
系統利用率	75.1	73.6	73.5	72.0	71.8	△ 0.2
生産資材系統利用率	77.8	76.4	76.1	74.2	74.5	0.2
生活物資系統利用率	70.7	68.7	69.1	67.7	66.9	△ 0.9

資料 第2表に同じ

食品の328億円、次で生鮮食品の191億円である。

このように購買事業を取り巻く環境は厳しさを増しているが、農協系統としては、不採算店舗の見直しや職員の効率的配置等^(注5・6)、県内Aコープ一体化のための別会社の設立等競争力強化のための取り組みにも力を入れてきている。

b. 購買事業の系統利用率

購買事業の系統利用率(購買品受入高のうち連合会から受け入れた比率)は、4年連続して低下し、71.8%となった。系統利用率は趨勢的に低下しており、10年前に比べ約5ポイント低下している。

(注5) 97年度の売場面積100㎡以下の購買店舗は2,715店で、これは前年度に比べ169店舗の減少となった。また購買店舗1店舗あたり面積は7年連続で増加し、202㎡となった。

(注6) 購買職員一人あたりの購買取扱高は、購買職員数の減少により、2年連続で増加している。

(4) 販売事業

a. 当期販売・取扱高

97年度の販売事業取扱高は5兆7,077億円と、前年度に比べ2,082億円の減少となった(第9表)。

品目別内訳をみると、取扱高の最も大きい米(1兆6,444億円)が、前年度比1,460億円の大幅な減少となった。これは4年連続の豊作やミニマムアクセス米の輸入量増加により在庫が急増し、97年産米価格が大きく下落したためである。

米に次いで減少額が大きかったのは果実で、前年度比852億円の減少となった(取扱高は6,144億円)。これは果実全般が豊作となったため、出回り量が増加し、価格が大幅に下落したためである。とくにみかんは、いわゆる表年にあたり出荷量が前年産に比べ34%も増加した。

なお柑橘類については、栽培農家の高齢化が年々進み、摘果等の栽培管理が十分に行き届かなくなり、これが近年出荷数量の変動を大きくしているという指摘もある。

米に次いで取扱高の大きい野菜は、①前年度の安値の反動に加え、②夏以降の天候不順により出荷量が減少したこと等により、価格が比較的堅調に推移し、取扱高は1兆3,521億円と前年度比359億円増加した。

また畜産物は、鶏卵が需要の低迷により減少したものの、肉畜が全般に堅調に推移したため、取扱高は、1兆3,308億円と、前年度とほぼ同水準であった。

第9表 販売事業の推移

(単位 億円,%)

	1993年度	94	95	96	97	97-96
当期販売取扱高	59,335	60,116	59,047	59,158	57,077	△2,082
うち米	17,607	20,004	19,695	17,905	16,444	△1,460
野菜	14,428	13,382	12,754	13,162	13,521	359
果実	6,846	7,632	7,600	6,996	6,144	△852
畜産物	12,116	11,588	11,635	13,326	13,308	△19
花き・花木	2,040	2,046	2,073	2,270	2,302	32
系統利用率	92.8	93.3	92.7	91.2	90.6	△0.6
うち米	99.4	99.7	98.8	98.2	97.7	△0.4
野菜	94.4	94.4	93.5	93.2	93.6	0.4
果実	94.3	94.0	93.4	92.4	91.5	△0.9
畜産物	92.1	91.3	91.5	88.5	88.1	△0.4
花き・花木	75.9	78.6	77.4	67.1	65.4	△1.8

資料 第2表に同じ

b. 販売事業の系統利用率

97年度の農産物販売の系統利用率（当期販売・取扱高のうち連合会経由の販売金額）は90.6%となった。前年度比0.6ポイント低下したものの90%を超えている。品目別にみると、米が最も高く97.7%，次いで野菜93.6%，果樹91.5%と続く。また花き・花木は県連，全農の取扱いシェアが他作目に比べ低く，65.4%にとどまっている。

系統利用率は，利用率の高い米の取扱高が減少していること等により，全体としてここ数年は低下傾向にある。

おわりに

97年度の農協経営は，信用・購買事業を中心に収益が大幅に落ち込み，全体として厳しいものとなった。また98年度以降も景気低迷の長期化等により農協の収益環境はさらに悪化しているとみられる。そうしたなか，農協の経営収支の改善にとって，経営体制そのものの効率化が，従来に増して重要な課題となってきている。

本文で指摘したように97年度の統計数値

において，農協が職員の再配置・購買店舗の見直し等に取り組んだ姿は確認されたが，その一方で施設・店舗統廃合のように，まだ全体としてはその取り組みが進んでいないものもあった。

外部環境の厳しさだけでなく，農家の減少・高齢化等，組織基盤の大きな変化も予想され，個々の農協が強固な経営体制を早急に整備する必要がある。そのためにも，施設・店舗統廃合等も含め，経営効率化のための取り組みを今後さらに進めていく必要があろう。

とくに，組織整備の進展により増加している大規模合併組合においては，スケールメリット等の合併効果をより早期に実現するためにも，迅速に取り組む必要があると^(注7)思われる。

（注7） 合併組合の経営の推移については本誌98年5月号拙稿「合併農協の経営変化に関する時系列分析」参照。

〈参考資料〉

- ・日本農業年鑑刊行会編『日本農業年鑑』1999年版（家の光協会）
- ・農林水産省『農業観測』平成10年度版

（内田多喜生・うちだたきお）

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
1994. 5	29,632,806	8,673,138	4,377,999	5,057,091	17,487,411	13,672,485	6,466,956	42,683,943
1995. 5	30,428,956	9,063,040	5,164,947	6,168,454	15,108,125	15,055,395	8,324,960	44,656,943
1996. 5	29,776,579	9,130,058	4,102,078	5,264,902	15,347,254	14,994,532	7,402,027	43,008,715
1997. 5	30,149,497	8,713,727	5,844,104	4,572,905	13,135,241	14,863,340	12,135,842	44,707,328
1998. 5	26,940,283	7,787,922	12,848,193	5,933,767	10,525,252	13,275,181	17,842,198	47,576,398
1998. 12	26,485,505	7,321,088	15,082,797	4,341,400	12,199,185	14,593,314	17,755,491	48,889,390
1999. 1	26,612,829	7,331,312	13,534,376	3,980,308	12,715,113	14,414,634	16,368,462	47,478,517
2	26,963,472	7,282,665	14,022,616	4,404,317	13,114,406	14,684,910	16,065,120	48,268,753
3	27,694,109	7,227,589	12,251,267	2,550,967	12,978,133	17,257,422	14,386,443	47,172,965
4	28,758,850	7,267,159	11,121,449	2,140,851	13,258,147	16,912,755	14,835,705	47,147,458
5	29,847,203	7,167,832	10,534,371	3,001,519	13,703,461	17,033,861	13,810,565	47,549,406

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

1999 年 5 月 末 現 在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	26,088,048	92,912	428,759	462	221,777	-	26,831,959
水 産 団 体	1,081,008	990	33,811	56	12,271	-	1,128,137
森 林 団 体	2,842	-	2,365	42	432	-	5,682
そ の 他 出 資 団 体	2,913	5	2,568	-	1,173	-	6,659
出 資 団 体 計	27,174,812	93,907	467,504	560	235,653	-	27,972,436
非 出 資 団 体 計	491,995	161,258	462,044	158,396	581,836	19,238	1,874,768
合 計	27,666,807	255,165	929,548	158,956	817,489	19,238	29,847,204

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

1999 年 5 月 末 現 在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系	107,244	307,214	16,322	14	430,794
統	2,889	1,150	-	-	4,039
水 産 団 体	92,837	68,814	48,582	581	210,814
森 林 団 体	24,091	19,170	247	278	43,786
そ の 他 出 資 団 体	576	10,422	199	-	11,198
出 資 団 体 小 計	227,637	406,771	65,350	872	700,631
その他系統団体等小計	343,671	52,606	186,700	1,077	584,054
等	計	571,308	459,377	1,949	1,284,685
関 連 産 業	3,340,642	471,791	3,837,926	132,239	7,782,598
そ の 他	3,019,620	4,854,396	92,564	-	7,966,579
合 計	6,931,570	5,785,564	4,182,540	134,188	17,033,862

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
1998. 12	1,471,626	25,013,879	26,485,505	51,590	7,321,088
1999. 1	1,548,650	25,064,179	26,612,829	46,010	7,331,312
2	1,674,461	25,289,011	26,963,472	56,960	7,282,665
3	1,937,767	25,756,342	27,694,109	45,430	7,227,589
4	2,056,754	26,702,096	28,758,850	13,400	7,267,159
5	2,170,230	27,676,973	29,847,203	63,460	7,167,832
1998. 5	1,392,955	25,547,328	26,940,283	13,490	7,787,922

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
1998. 12	214,144	4,127,255	12,199,185	4,524,246	82,283	205,700	2,678,989
1999. 1	205,896	3,774,412	12,715,113	4,944,043	240,658	580,500	2,590,105
2	209,549	4,194,768	13,114,406	5,325,604	360,929	382,800	2,955,027
3	140,316	2,410,651	12,978,133	4,971,884	280,510	8,300	5,814,625
4	121,531	2,019,319	13,258,147	5,332,187	196,033	1,050,500	5,647,532
5	141,937	2,859,581	13,703,461	5,683,253	103,944	92,400	5,785,564
1998. 5	189,251	5,744,514	10,525,252	3,589,087	294,741	254,300	1,348,614

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 62年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
5. 借入金金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
1998. 12	47,449,598	45,210,490	137,830	22,068	910,449
1999. 1	46,654,714	45,055,948	146,040	22,039	911,446
2	46,890,438	45,111,015	125,170	22,036	911,450
3	46,936,251	44,967,206	172,530	18,082	913,713
4	47,474,708	45,463,343	204,690	20,282	912,694
5	48,034,577	45,846,866	211,770	20,281	912,988
1998. 5	46,702,691	45,306,713	156,430	69,678	878,641

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。
3. 1994年4月以降、コールローンを金融機関貸付金から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金		方	
	貯 金		借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	うち信用借入金
1998. 11	14,383,882	54,226,418	68,610,300	1,023,137
12	15,217,145	54,732,949	69,950,094	962,011
1999. 1	14,311,491	54,599,535	68,911,026	973,885
2	14,757,638	54,420,263	69,177,901	968,281
3	14,934,799	54,061,545	68,996,344	1,003,802
4	15,104,003	54,031,218	69,135,221	993,631
1998. 4	14,241,340	54,272,967	68,514,307	1,107,383

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 受託金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
1,229,812	4,819,948	1,124,999	7,856,448	48,889,390
521,141	4,292,942	1,124,999	7,549,284	47,478,517
1,312,838	4,144,141	1,124,999	7,383,678	48,268,753
1,019,573	3,481,056	1,124,999	6,580,209	47,172,965
482,910	3,859,173	1,124,999	5,640,967	47,147,458
517,262	3,527,170	1,124,999	5,301,480	47,549,406
1,204,764	4,019,146	1,124,999	6,485,794	47,576,398

貸 出 金				コ ー ル 口 ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
7,231,746	4,520,081	162,497	14,593,314	5,673,504	34	11,793,971	48,889,390
7,245,323	4,420,452	158,752	14,414,634	5,209,466	883	10,336,955	47,478,517
7,200,882	4,376,269	152,732	14,684,910	5,495,343	169	9,825,879	48,268,753
7,030,740	4,266,313	145,742	17,257,422	4,552,312	-	9,545,321	47,172,965
6,944,414	4,182,371	138,436	16,912,755	4,059,354	-	9,529,819	47,147,458
6,931,569	4,182,539	134,188	17,033,861	3,677,671	-	9,936,551	47,549,406
7,208,832	4,546,658	171,075	13,275,181	6,049,833	-	11,243,326	47,576,398

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借				方			
現 金	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	うち金融機 関貸付金
159,288	29,372,019	28,151,479	83,000	534,956	11,647,971	6,614,809	708,557
62,042	28,694,348	27,615,059	43,000	534,954	11,779,049	6,576,278	707,555
55,922	28,763,502	27,695,520	57,000	535,864	11,862,516	6,575,227	681,886
70,098	28,776,843	27,784,350	44,000	508,908	11,927,592	6,555,167	671,872
49,324	30,091,358	29,099,719	19,000	516,906	11,290,028	6,397,660	652,871
50,803	30,728,397	29,830,548	105,000	525,314	11,244,641	6,386,235	643,071
51,180	28,852,262	27,892,603	134,500	518,184	11,331,546	6,684,140	767,375

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	うち農林公 庫 貸 付 金	
324,184	44,318,160	43,507,037	4,465,111	1,204,934	21,734,717	539,401	1,785
346,792	45,319,139	44,372,633	4,556,503	1,307,110	21,754,675	533,156	1,780
298,999	44,374,725	43,573,438	4,612,784	1,363,420	21,643,085	527,224	1,775
293,772	44,429,018	43,644,857	4,650,242	1,404,620	21,754,175	517,777	1,756
312,157	44,407,429	43,563,436	4,475,562	1,337,049	22,026,040	520,616	1,724
321,706	44,520,256	43,803,067	4,339,586	1,211,919	21,961,956	522,240	1,601
324,905	44,411,379	43,679,833	4,304,559	1,192,667	21,449,344	556,821	1,841

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
1999. 2	2,236,012	1,858,164	50,435	42,063	6,113	1,249,703	1,221,137	219,012	838,703
3	2,332,745	1,833,015	44,421	49,012	9,872	1,313,336	1,248,637	216,809	879,011
4	2,248,711	1,849,577	52,256	49,013	5,598	1,271,345	1,239,843	211,906	855,054
5	2,280,096	1,881,703	51,960	49,013	6,741	1,298,236	1,264,244	214,579	854,294
1998. 5	2,227,216	1,876,962	51,478	41,548	5,318	1,287,948	1,260,645	185,765	825,438

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
1998. 12	1,571,363	1,114,594	526,561	400,137	169,991	7,545	1,369,344	1,276,207	24,703	639,731	31,784	1,011
1999. 1	1,506,728	1,101,970	515,070	393,384	169,663	7,810	1,318,829	1,231,579	24,501	624,065	31,076	1,004
2	1,492,543	1,087,680	506,242	390,695	167,933	7,422	1,307,811	1,222,385	24,852	615,503	30,513	986
3	1,574,333	1,084,487	521,245	402,411	167,598	9,715	1,389,950	1,293,142	25,180	618,802	29,758	972
1998. 3	1,733,151	1,211,885	565,130	431,361	179,564	9,060	1,525,982	1,412,809	25,545	680,799	35,725	1,120

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局
残高	1996. 3	675,725	483,934	2,198,667	1,677,646	613,725	962,234	227,309	2,134,375
	1997. 3	676,963	472,553	2,144,063	1,687,316	612,651	977,319	221,668	2,248,872
	1998. 3	684,388	468,215	2,140,824	1,690,728	606,607	984,364	213,530	2,405,460
	1998. 5	683,504	467,027	2,115,113	1,699,417	601,465	991,080	212,188	2,430,675
	6	691,180	472,996	2,147,035	1,721,636	603,856	996,245	211,336	2,454,934
	7	687,545	469,629	2,127,704	1,691,926	599,801	992,429	209,351	2,464,488
	8	687,232	471,355	2,145,647	1,691,600	597,062	993,545	208,661	2,476,914
	9	683,450	468,524	2,135,596	1,692,369	603,556	992,637	207,762	2,477,328
	10	687,068	469,290	2,144,138	1,678,048	596,156	997,417	206,463	2,487,631
	11	686,103	467,496	2,119,207	1,696,329	625,700	1,000,410	205,259	2,485,860
	12	699,501	474,496	2,122,732	1,719,473	639,854	1,023,629	207,387	2,519,312
	1999. 1	689,110	466,547	2,093,843	1,687,865	627,639	1,008,752	204,889	P 2,521,667
	2	691,779	468,904	2,106,972	1,699,982	633,155	1,011,601	204,311	P 2,530,599
	3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	P 1,005,682	P 202,062	P 2,525,489
	4	691,352	474,747	(P2,028,770)	(P1,721,403)	P 632,316	P 1,014,542	P 202,412	P 2,538,710
	5	P 691,129	480,346	(P2,088,489)	(P1,732,311)	P 628,105	P 1,016,294	P 200,538	P 2,540,023
前年同月比増減率	1996. 3	△0.1	△2.6	1.0	△0.5	△0.2	2.2	△6.6	8.0
	1997. 3	0.2	△2.4	△2.5	0.6	△0.2	1.6	△2.5	5.4
	1998. 3	1.1	△0.9	△0.2	0.2	△1.0	0.7	△3.7	7.0
	1998. 5	1.2	0.0	△2.8	0.8	△0.8	0.9	△2.9	6.9
	6	1.3	0.2	△3.1	0.5	△0.9	1.0	△3.3	6.9
	7	1.1	△0.5	△3.0	0.3	△1.0	0.8	△3.8	6.9
	8	1.0	△0.7	△1.1	0.0	△1.5	0.3	△4.3	6.8
	9	0.9	△0.8	△0.3	△0.2	△1.6	0.5	△4.8	6.9
	10	0.8	△1.0	2.6	0.8	△0.6	1.5	△4.5	6.9
	11	0.5	△1.2	△1.1	0.4	3.8	1.1	△5.0	6.4
	12	0.5	△1.2	△2.8	0.4	4.7	1.7	△4.8	5.7
	1999. 1	0.6	△1.0	△4.4	1.1	5.6	2.3	△4.6	P 5.5
	2	0.7	△0.4	△9.1	1.1	5.8	2.3	△4.9	P 5.4
	3	0.8	0.2	△7.5	1.1	4.1	P 2.2	P △5.4	P 5.0
	4	0.9	1.5	(P △5.0)	(P 2.0)	P 5.7	P 2.7	P △4.8	P 4.7
	5	P 1.1	2.9	(P △1.3)	(P 1.9)	P 4.4	P 2.5	P △5.5	P 4.5
発表機関		農 林 中 金 推 進 部	全 銀 協 調 査 部	地 銀 協 企 画 調 査 部	第 二 地 銀 協 統 計 課	全 信 連 総 合 研 究 所	全 信 組 中 央 協 会	郵 貯 政 金 省 局	

- (注) 1. 農協, 信農連以外は日銀「経済統計月報」による。
2. 全銀および信金には, オフショア勘定を含む。
3. 都銀及び地銀残高の速報値 (P) は, オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率 (P) は、オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。
4. 都市銀行及び第2地方銀行の1998年11月分計数以降は、北海道拓殖銀行が中央信託銀行と北洋銀行に営業譲渡したことから数字は不連続となる。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局
残高	1996. 3	189,829	92,114	2,166,716	1,353,825	531,461	698,982	186,643	11,213
	1997. 3	199,493	59,545	2,140,890	1,359,955	532,803	702,014	172,721	10,756
	1998. 3	208,280	61,897	2,123,038	1,380,268	525,217	704,080	168,221	10,010
	1998. 5	208,153	61,041	2,171,878	1,350,765	516,673	697,807	161,384	P 10,265
	6	208,366	60,583	2,187,205	1,344,431	513,852	694,329	160,597	P 9,827
	7	209,651	60,933	2,199,532	1,349,231	515,139	696,552	160,408	P 9,560
	8	210,583	61,590	2,209,304	1,349,768	514,396	695,972	160,155	P 9,673
	9	211,219	63,503	2,157,378	1,363,186	518,240	700,069	160,461	P 9,993
	10	210,831	61,426	2,202,532	1,368,802	514,041	706,006	160,277	P 10,120
	11	211,467	60,893	2,164,631	1,365,494	530,354	710,431	160,431	P 10,425
	12	211,742	60,887	2,201,454	1,401,909	542,588	728,456	161,465	P 9,232
	1999. 1	210,690	60,512	2,203,116	1,390,576	537,647	722,203	159,283	P 9,248
	2	211,895	60,501	2,198,877	1,390,490	536,854	721,003	157,998	P 9,280
	3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	P 716,368	P 155,122	P 9,786
	4	213,961	59,016	P 2,122,253	P 1,363,523	P 520,459	P 707,053	P 153,131	P 9,770
	5	P 212,597	58,908	P 2,117,621	P 1,337,262	P 515,028	P 701,472	P 149,632	P 10,050
前年同月比増減率	1995. 3	2.8	△2.4	△1.7	1.6	2.6	2.7	2.4	△6.4
	1996. 3	4.9	△2.9	△0.8	3.4	0.9	2.9	△2.1	3.6
	1997. 3	5.1	△35.4	△1.2	0.5	0.3	0.4	△7.5	△4.1
	1998. 5	4.2	2.9	1.7	0.7	△1.5	0.2	△5.3	P △5.3
	6	4.1	4.2	2.7	0.6	△1.7	0.2	△5.6	P △6.6
	7	4.1	5.9	3.2	0.5	△2.0	0.0	△5.7	P △5.1
	8	4.0	7.4	3.2	△0.3	△2.6	△0.8	△6.0	P △4.7
	9	3.8	6.2	2.0	0.5	△2.4	△0.2	△6.0	P △6.3
	10	3.8	5.6	4.2	1.0	△2.4	0.9	△5.7	P △5.9
	11	3.5	6.2	0.3	0.0	0.0	0.9	△5.6	P △5.6
	12	3.4	6.1	△0.1	0.3	1.1	2.0	△5.4	P △3.5
	1999. 1	3.3	3.1	△0.1	0.3	1.9	2.1	△6.0	P △3.4
	2	3.2	0.3	△0.2	0.2	2.0	2.1	△6.6	P △4.0
	3	3.0	△2.4	△0.2	0.1	0.4	1.7	P △7.8	P △2.2
	4	2.7	△3.0	P △1.7	P △0.2	P 0.6	P 1.3	P △7.2	P △2.4
	5	P 2.1	△3.5	P △2.5	P △1.0	P △0.3	P 0.5	P △7.3	P △2.1
発表機関		農 林 中 金 推 進 部	全 調 査 部	地 企 画 調 査 部	第 二 地 銀 協 統 計 課	全 信 連 総 合 研 究 所	全 信 組 中 央 協 会	郵 貯 政 金 省 局	

- (注) 1. 表9 (注) 1, 2, 3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。
2. 貸出金には金融機関貸付金、コールローンを含まない。ただし、信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また、都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。
3. 都市銀行及び第2地方銀行の1998年11月分計数以降は、北海道拓殖銀行が中央信託銀行と北洋銀行に営業譲渡したことから数字は不連続となる。

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(105)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(105)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(105)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(106)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(106)
6. 農業協同組合 主要勘定	(106)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(108)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(108)
9. 金融機関別預貯金残高	(109)
10. 金融機関別貸出金残高	(110)

〈特別掲載(1999年3月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(111)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(112)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(113)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(114)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03 (3243) 7351

FAX 03 (3246) 1984

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

1999年3月末現在

(単位 百万円)

都府県別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	1,696,211	13,212	892,502	835,214	208,290	609,784
北青森	272,484	4,337	122,275	121,921	82,942	60,701
岩手	484,447	14,922	273,299	272,765	111,093	130,165
宮城	535,933	23,355	387,056	386,190	35,768	119,583
秋田	300,804	11,677	214,499	213,206	47,800	48,345
山形	492,556	9,765	297,437	295,135	113,710	60,995
福島	700,861	16,589	424,884	424,631	157,674	120,068
茨城	809,086	13,256	500,574	492,664	136,434	150,162
栃木	838,906	13,549	703,510	697,400	65,155	61,733
群馬	893,781	14,304	641,828	641,464	143,423	101,211
埼玉県	2,048,852	56,614	1,484,998	1,483,501	429,160	152,067
千葉県	1,248,214	15,368	755,214	754,917	187,057	349,916
東京都	1,253,148	17,485	793,997	793,890	461,665	49,302
神奈川県	2,188,730	26,667	1,440,450	1,439,276	417,153	394,447
山梨県	375,370	4,920	244,364	235,881	80,075	49,360
長野県	1,872,789	11,969	860,339	860,122	690,149	351,898
新潟県	1,226,653	29,818	737,420	733,007	306,754	194,416
富山県	894,367	8,832	562,726	504,583	239,491	94,617
石川県	639,685	16,990	365,706	365,677	201,782	80,955
福井県	517,978	14,335	299,054	294,595	185,810	31,810
岐阜県	1,604,459	32,768	1,153,078	1,105,632	310,151	141,636
静岡県	2,368,037	57,170	1,328,065	1,308,135	657,326	394,136
愛知県	3,007,801	17,234	2,004,397	1,643,835	714,093	197,115
三重県	1,210,666	31,627	773,860	771,028	271,964	201,071
滋賀県	761,070	12,890	471,240	386,075	163,882	74,555
京都府	588,567	8,724	391,937	370,427	123,489	62,224
大阪府	1,805,366	22,611	1,192,819	1,060,496	473,096	236,972
兵庫県	2,824,598	37,842	1,422,646	1,402,273	941,018	513,278
奈良県	810,200	11,935	558,282	558,184	179,984	42,032
和歌山県	982,313	18,905	647,027	646,973	286,160	84,272
鳥取県	275,436	6,438	168,858	166,922	65,221	42,324
島根県	491,430	10,908	334,000	333,746	130,925	50,551
岡山県	1,213,027	6,611	881,797	873,080	223,735	104,906
広島県	1,412,588	6,100	918,583	915,844	409,964	79,097
山口県	754,264	15,542	372,369	367,963	293,505	105,121
徳島県	604,477	10,128	389,246	387,314	169,791	28,958
香川県	1,249,912	9,077	516,135	515,843	750,662	43,985
愛媛県	1,113,094	20,189	690,132	618,097	334,147	101,050
高知県	593,753	7,019	376,928	376,891	157,156	61,471
福岡県	1,109,904	15,003	581,643	573,660	333,670	188,043
佐賀県	510,507	8,570	255,546	219,631	164,598	88,474
長崎県	283,474	4,097	189,627	187,622	43,821	48,413
熊本県	428,490	3,759	277,830	277,595	76,453	73,449
大分県	338,904	6,700	201,855	199,695	90,460	47,157
宮崎県	410,771	6,897	227,288	225,232	84,401	110,269
鹿児島県	537,396	9,752	309,945	307,551	109,637	114,879
沖縄県	354,892	4,704	139,578	138,567	66,979	110,160
合計	46,936,251	741,164	28,776,843	27,784,350	11,927,673	6,557,133
一連合会当たり平均	998,644	15,769	612,273	591,156	253,780	139,513

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

1999年3月末現在

(単位 百万円)

都 道 府 県 別	貯 金	借 入 金	預 け 金	うち 系統預け金	有 価 証 券 金銭の信託	貸 出 金	報 告 組 合 数
(北 海 道)	(2,336,234)	(198,703)	(1,502,013)	(1,477,424)	(36,195)	(962,613)	(210)
青 森	446,961	16,514	251,544	240,639	10,101	146,334	63
岩 手	832,705	28,434	429,941	410,771	40,239	322,240	29
宮 城	881,437	32,460	513,178	494,077	32,350	357,664	37
秋 田	657,214	18,808	265,732	256,267	10,314	290,018	25
山 形	819,834	20,420	450,167	444,666	23,124	335,336	26
福 島	1,062,675	21,910	645,538	640,315	40,908	403,747	32
(東 北 計)	(4,700,826)	(138,546)	(2,556,100)	(2,486,735)	(157,036)	(1,855,339)	(212)
茨 城	1,122,803	20,308	748,832	731,425	83,148	301,102	42
栃 木	1,295,183	5,554	822,050	777,686	181,044	320,097	15
群 馬	1,194,465	12,997	847,956	844,622	76,194	296,347	41
(北関東計)	(3,612,451)	(38,859)	(2,418,838)	(2,353,733)	(340,386)	(917,546)	(98)
埼 玉	2,883,643	14,646	1,937,279	1,918,552	195,171	869,515	45
千 葉	2,078,045	21,174	1,200,012	1,179,381	191,858	766,180	51
東 京	2,546,453	1,762	1,188,382	1,185,613	79,604	1,422,751	19
神 奈 川	3,854,145	3,306	2,061,154	2,047,974	166,801	1,882,075	27
(南関東計)	(11,362,286)	(40,888)	(6,386,827)	(6,331,520)	(633,434)	(4,940,521)	(142)
山 梨	542,426	12,735	335,365	327,848	47,130	188,794	35
長 野	2,506,592	54,519	1,583,395	1,581,041	60,162	942,897	33
(東 山 計)	(3,049,018)	(67,254)	(1,918,760)	(1,908,889)	(107,292)	(1,131,691)	(68)
新 潟	1,841,260	25,090	1,184,889	1,175,471	121,495	577,965	69
富 山	1,157,521	9,606	878,358	858,542	82,178	218,710	37
石 川	907,611	11,364	629,114	619,858	58,899	260,025	29
福 井	720,462	8,766	477,400	472,878	25,332	237,081	24
(北 陸 計)	(4,626,854)	(54,826)	(3,169,761)	(3,126,749)	(287,904)	(1,293,781)	(159)
岐 阜	2,353,214	15,932	1,543,169	1,536,058	208,981	674,973	26
静 岡	3,538,354	24,573	2,227,049	2,212,974	188,552	1,294,045	23
愛 知	4,490,183	17,324	3,061,910	2,880,414	516,864	1,182,913	55
三 重	1,706,581	10,259	1,177,508	1,150,301	193,745	348,512	19
(東 海 計)	(12,088,332)	(68,088)	(8,009,636)	(7,779,747)	(1,108,142)	(3,500,443)	(123)
滋 賀	1,141,785	10,284	757,356	733,284	135,752	286,026	19
京 都	1,001,490	7,540	623,230	552,453	132,348	275,680	18
大 阪	2,792,490	7,259	1,822,608	1,764,614	242,526	816,969	38
兵 庫	3,519,359	25,059	2,684,689	2,678,208	206,671	719,878	47
奈 良	919,094	8,931	743,327	742,057	82,934	127,877	41
和 歌 山	1,173,501	8,713	906,926	905,165	15,320	248,625	33
(近 畿 計)	(10,547,719)	(67,786)	(7,538,136)	(7,375,781)	(815,551)	(2,475,055)	(196)
鳥 取	478,044	21,509	279,235	277,943	59,442	115,114	5
島 根	728,671	32,090	407,863	402,285	36,664	294,885	13
(山 陰 計)	(1,206,715)	(53,599)	(687,098)	(680,228)	(96,106)	(409,999)	(18)
岡 山	1,571,340	44,224	1,171,169	1,165,656	161,046	330,646	72
広 島	2,011,303	22,219	1,327,868	1,323,486	99,222	636,287	39
山 口	1,060,619	11,171	720,746	707,299	141,770	230,812	18
(山 陽 計)	(4,643,262)	(77,614)	(3,219,783)	(3,196,441)	(402,038)	(1,197,745)	(129)
徳 島	700,164	4,233	565,103	563,739	27,652	113,035	40
香 川	1,305,322	14,404	1,163,985	1,162,347	17,874	181,327	45
愛 媛	1,443,140	15,344	1,054,441	1,044,242	82,156	319,650	30
高 知	730,231	2,960	529,842	526,668	59,926	157,255	24
(四 国 計)	(4,178,857)	(36,941)	(3,313,371)	(3,296,996)	(187,608)	(771,267)	(139)
福 岡	1,843,750	14,278	1,071,942	1,055,493	90,978	701,660	32
佐 賀	693,014	13,838	473,802	465,100	40,772	170,179	32
長 崎	591,568	16,405	278,308	265,894	45,641	240,895	34
熊 本	762,151	25,966	388,258	372,703	45,922	320,447	29
大 分	555,595	15,731	311,422	293,445	16,463	216,607	29
(北九州計)	(4,446,078)	(86,218)	(2,523,732)	(2,452,635)	(239,776)	(1,649,788)	(156)
宮 崎	601,981	28,303	345,429	335,761	32,923	231,291	14
鹿 児 島	922,260	20,066	501,037	462,641	29,446	338,660	32
(南九州計)	(1,524,241)	(48,369)	(846,466)	(798,402)	(62,369)	(569,951)	(46)
(沖 縄)	(673,471)	(26,111)	(316,908)	(298,156)	(1,725)	(350,301)	(28)
合 計	68,996,344	1,003,802	44,407,429	43,563,436	4,475,562	22,026,040	1,724
一組合当たり平均 (単 位 千 円)	40,021,081	582,252	25,758,369	25,268,814	2,596,034	12,776,125	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

1999年3月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北	海	道	505,325	7,377	264,475	260,522	178,802
青		森	53,741	782	22,340	19,774	25,681
岩		手	74,166	1,221	48,303	44,559	20,992
宮		城	64,116	1,131	31,388	29,411	25,978
福		島	24,873	281	15,576	15,112	10,660
茨		城	20,278	355	13,229	13,040	7,539
千		葉	88,176	1,857	43,099	40,410	42,292
東		京	6,504	143	4,472	4,451	1,621
神	奈	川	34,492	3,238	14,151	14,043	17,485
長		野	1,290	12	827	827	468
新		潟	31,060	578	23,934	23,662	6,109
富		山	36,499	600	26,763	24,531	9,103
石		川	42,256	954	32,422	31,604	9,168
福		井	42,940	626	27,334	26,349	14,603
静		岡	134,517	3,851	48,024	44,051	75,772
愛		知	50,453	1,483	23,123	22,683	21,150
三		重	116,359	1,132	62,748	61,950	42,538
京		都	35,180	578	10,297	10,047	25,054
兵		庫	76,067	1,094	46,749	43,554	23,586
和	歌	山	40,196	641	27,639	27,046	10,620
鳥		取	24,041	645	13,773	13,091	10,661
島		根	47,791	842	24,444	23,144	17,784
広		島	40,953	450	22,478	20,632	11,450
山		口	68,971	9,405	38,966	38,230	28,891
徳		島	33,062	400	25,577	25,355	4,572
香		川	57,700	737	37,576	37,071	13,282
愛		媛	121,378	1,265	72,862	64,857	52,511
高		知	39,933	1,286	21,357	19,865	18,559
福		岡	49,537	442	35,671	34,817	10,461
佐		賀	49,731	934	32,500	29,934	14,022
長		崎	152,405	1,180	101,875	91,357	50,215
大		分	30,257	1,105	21,065	20,823	10,525
宮		崎	41,493	801	28,963	27,140	14,971
鹿	児	島	72,443	1,188	28,831	24,628	45,306
沖		縄	24,562	398	20,505	20,067	6,580
合	計		2,332,745	49,012	1,313,336	1,248,637	879,011

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

1999年3月末現在

(単位 百万円)

都 道 府 県 別	貯 金	借 入 金	払 出 入 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	貸 出 金	報 告 組 合 数
北 海 道	417,996	183,493	70,864	437,027	434,418	172,181	116
青 森	30,351	16,949	3,373	27,674	26,820	12,459	26
岩 手	65,048	3,556	6,422	50,283	44,523	15,697	22
宮 城	63,996	38,127	7,190	54,920	54,197	44,355	59
秋 田	3,973	928	793	2,193	1,668	1,679	4
山 形	5,734	104	894	2,993	2,311	1,348	1
福 島	15,978	19,356	2,999	16,861	14,376	20,572	16
茨 城	6,128	2,519	658	6,164	5,388	1,545	5
千 葉	31,942	12,480	3,864	26,085	25,116	6,669	16
東 京	5,826	1,273	1,410	4,319	4,188	1,994	20
神 奈 川	31,293	17,538	2,498	30,266	24,365	19,183	15
富 山	2,747	112	55	1,857	1,082	1,226	1
石 川	20,664	3,925	1,830	17,824	15,032	7,060	13
福 井	7,963	58	372	5,386	5,234	1,036	4
静 岡	32,169	3,753	1,249	14,605	10,136	15,222	3
愛 知	54,430	168	1,257	33,362	17,683	13,257	17
三 重	21,653	12,624	1,608	12,386	10,893	17,218	17
京 都	8,564	-	179	3,286	3,286	1,027	1
兵 庫	32,860	5,012	4,519	26,324	19,370	11,554	25
和 歌 山	22,015	8,339	972	17,478	13,926	7,874	20
島 根	6,780	1,567	523	3,772	3,180	2,947	2
岡 山	6,741	507	745	6,043	3,823	1,100	15
広 島	1,389	141	160	1,154	1,136	479	3
山 口	86,132	8,156	4,562	64,768	61,973	15,668	76
徳 島	31,780	1,311	1,575	26,523	24,952	5,410	29
香 川	29,803	3,600	2,147	25,745	25,439	7,236	26
愛 媛	99,694	42,299	9,419	100,873	96,903	37,924	69
高 知	55,859	29,619	2,988	34,805	29,267	45,209	59
福 岡	43,359	5,628	4,199	40,705	38,511	9,838	41
佐 賀	45,241	5,793	3,724	42,092	41,542	10,258	31
長 崎	140,626	40,102	9,487	132,034	130,625	40,629	90
熊 本	23,153	10,479	2,819	20,702	10,513	11,337	42
大 分	36,011	9,599	3,055	28,491	26,521	14,100	29
宮 崎	41,376	14,047	4,775	36,536	35,516	18,780	19
鹿 児 島	27,846	14,808	1,947	19,041	16,224	21,461	22
沖 縄	17,213	3,275	2,467	15,373	13,005	3,270	18
合 計	1,574,333	521,245	167,598	1,389,950	1,293,142	618,802	972

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。